

平成23年

上砂川町議会議録

第1回 定例会
予算特別委員会

上砂川町議会

平成23年上砂川町議会（第1回定例会）会議録目次

第1号（3月9日）

議事日程	8
会議録署名議員	9
開会の宣告	9
開議の宣告	9
会議録署名議員指名について	9
会期決定について	9
諸般の報告	9
議会政務報告	9
高橋成和の空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告	9
高橋成和の第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	10
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告	10
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告	10
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	11
例月出納検査結果報告（12・1・2月分）	11
常任委員会委員の選任について	11
議会運営委員会委員の選任について	11
議長の常任委員会委員辞任について	11
町長行政報告	12
教育長教育行政報告	13
議案第2号 公の施設に係る指定管理者の指定について	13
議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	14
議案第4号 上砂川勤労者体育センター設置条例の一部を改正する条例制定について	17
議案第5号 上砂川町単身者住宅条例の一部を改正する条例制定について	17
議案第6号 砂川市への上砂川町の旅券交付申請及び交付に関する事務の事務委託について	18
議案第7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	20
議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	20
議案第9号 第6期上砂川町総合計画基本構想策定について	21
議案第10号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）	22
議案第11号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	28
議案第12号 平成22年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	29
議案第13号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	31
議案第14号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第3号）	31
議案第15号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）	32
議案第16号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	34

議案第17号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)	35
町政執行方針	36
教育行政執行方針	42
散会の宣告	45

第2号(3月10日)

議事日程	47
会議録署名議員	48
開議の宣告	48
会議録署名議員指名について	48
議案第2号 公の施設に係る指定管理者の指定について(原案可決)	48
議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について(原案可決)	48
議案第4号 上砂川勤労者体育センター設置条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	48
議案第5号 上砂川町単身者住宅条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	48
議案第6号 砂川市への上砂川町の旅券交付申請及び交付に関する事務の事務委託について(原案可決)	48
議案第7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について(原案可決)	48
議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について(原案可決)	48
議案第9号 第6期上砂川町総合計画基本構想策定について(原案可決)	48
議案第10号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算(第6号)(原案可決)	48
議案第11号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)(原案可決)	48
議案第12号 平成22年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(原案可決)	48
議案第13号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)(原案可決)	48
議案第14号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第3号)(原案可決)	48
議案第15号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)(原案可決)	48
議案第16号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)(原案可決)	48
議案第17号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)(原案可決)	48
議案第18号 平成23年度上砂川町一般会計予算	52
議案第19号 平成23年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算	52
議案第20号 平成23年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算	52
議案第21号 平成23年度上砂川町土地開発造成事業特別会計(事業勘定)予算	52
議案第22号 平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計予算	52

議案第 2 3 号 平成 2 3 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算	5 2
議案第 2 4 号 平成 2 3 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算	5 2
議案第 2 5 号 平成 2 3 年度上砂川町下水道事業特別会計予算	5 2
議案第 2 6 号 平成 2 3 年度上砂川町水道事業会計予算	5 2
予算特別委員会設置及び付託について	6 1
休会について	6 2
散会の宣告	6 2

第 3 号 (3月15日)

議事日程	6 4
会議録署名議員	6 4
開議の宣告	6 4
会議録署名議員指名について	6 4
町政執行方針に対する質疑	6 4
齋 藤 勝 男	6 4
町長 貝 田 喜 雄	6 5
高 橋 成 和	6 9
町長 貝 田 喜 雄	7 1
教育行政執行方針に対する質疑	7 3
休会について	7 3
散会の宣告	7 3

第 4 号 (3月18日)

議事日程	7 6
会議録署名議員	7 6
開議の宣告	7 6
会議録署名議員指名について	7 6
予算特別委員会委員長報告	7 6
議案第 1 8 号 平成 2 3 年度上砂川町一般会計予算 (原案可決)	7 6
議案第 1 9 号 平成 2 3 年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算 (原案可決)	7 6
議案第 2 0 号 平成 2 3 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算 (原案可決)	7 6
議案第 2 1 号 平成 2 3 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計 (事業勘定) 予算 (原案可決)	7 6
議案第 2 2 号 平成 2 3 年度上砂川町立診療所事業特別会計予算 (原案可決)	7 6
議案第 2 3 号 平成 2 3 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算 (原案可決)	7 6
議案第 2 4 号 平成 2 3 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算 (原案可決)	7 7
議案第 2 5 号 平成 2 3 年度上砂川町下水道事業特別会計予算 (原案可決)	7 7
議案第 2 6 号 平成 2 3 年度上砂川町水道事業会計予算 (原案可決)	7 7

調査第 1 号 所管事務調査について（許可）	7 9
派遣第 1 号 議員派遣承認について（承認）	7 9
追加日程について	7 9
意見書案第 1 号 若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書（原案可決）	7 9
意見書案第 2 号 保育制度改革に関する意見書（原案可決）	8 0
意見書案第 3 号 新たな高齢者医療制度に関する意見書（原案可決）	8 1
意見書案第 4 号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書（原案可決）	8 1
閉会の宣告	8 2

平成 2 3 年第 1 回定例会予算特別委員会

第 1 号（3月16日）

議事日程	8 4
委員長あいさつ	8 4
開会の宣告	8 4
開議の宣告	8 4
町長あいさつ	8 4
予算特別委員会の日程について	8 5
予算審査の方法について	8 5
予算審査資料の提出について	8 6
その他の関係について	8 6
議案第 1 8 号 平成 2 3 年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	8 6
散会の宣告	1 1 0

第 2 号（3月17日）

議事日程	1 1 2
開議の宣告	1 1 2
議案第 1 9 号 平成 2 3 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	1 1 2
議案第 2 0 号 平成 2 3 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	1 1 3
議案第 2 1 号 平成 2 3 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	1 1 4
議案第 2 2 号 平成 2 3 年度上砂川町立診療所事業特別会計予算（原案可決）	1 1 5
議案第 2 3 号 平成 2 3 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算（原案可決）	1 1 6
議案第 2 4 号 平成 2 3 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算（原案可決）	1 1 7
議案第 2 5 号 平成 2 3 年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決）	1 1 8
議案第 2 6 号 平成 2 3 年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	1 1 9
閉会の宣告	1 2 1

出席議員	1 2 3
説明のため出席した者	1 2 4
事務局職員出席者	1 2 4

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 3 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 9 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 2 時 1 8 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
3 月 9 日～3 月 1 8 日
1 0 日間
- 第 3 諸般の報告
- 1) 議会政務報告
- 2) 空知中部広域連合議会第 1 回定例会結果報告（高橋議員）
- 3) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（高橋議員）
- 4) 中空知広域市町村圏組合議会第 1 回定例会結果報告（副議長）
- 5) 石狩川流域下水道組合議会第 1 回定例会結果報告（議長）
- 6) 第 1 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）
- 7) 例月出納検査結果報告（1 2・1・2 月分）
- 第 4 常任委員会委員の選任について
- 第 5 議会運営委員会委員の選任について
- 第 6 議長の常任委員会委員辞任について
※ 常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長互選結果報告について
- 第 7 町長行政報告
- 第 8 教育長教育行政報告
- 第 9 議案第 2 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 1 0 議案第 3 号 一般職の職員の給与

に関する条例等の一部を改正する条例制定について

- 第 1 1 議案第 4 号 上砂川勤労者体育センター設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 2 議案第 5 号 上砂川町単身者住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 3 議案第 6 号 砂川市への上砂川町の旅券交付申請及び交付に関する事務の事務委託について
- 第 1 4 議案第 7 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 1 5 議案第 8 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第 1 6 議案第 9 号 第 6 期上砂川町総合計画基本構想策定について
- 第 1 7 議案第 1 0 号 平成 2 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 1 8 議案第 1 1 号 平成 2 2 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 第 1 9 議案第 1 2 号 平成 2 2 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 0 議案第 1 3 号 平成 2 2 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 第 2 1 議案第 1 4 号 平成 2 2 年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算

- (第3号)
- 第22 議案第15号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)
- 第23 議案第16号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第24 議案第17号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)
※ 議案第2号～第17号までは、提案理由・内容説明までとする。
- 第25 町政執行方針
- 第26 教育行政執行方針
-

○会議録署名議員

6番	大内兆春
7番	川上三男

◎開会の宣告

○議長(堀内哲夫) おはようございます。ただいまの出席議員は、柳川議員から欠席の届け出がありますので、8名でございます。

なお、理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成23年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

(開会 午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長(堀内哲夫) 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長(堀内哲夫) 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、6番、大内議員、7番、川上議員を指名

いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長(堀内哲夫) 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日9日から3月18日までの10日間にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日9日から3月18日までの10日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長(堀内哲夫) 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでありますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告と第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告について、高橋議員。

○5番(高橋成和) 空知中部広域連合議会について。

標記の件につき、平成23年空知中部広域連合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成23年2月21日月曜日午後2時30分から。場所につきましては、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室でございます。

議件につきましては、議案第1号 平成22年度空知中部広域連合一般会計補正予算(第2号)。議案第2号 平成22年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算(第2号)。議案第3号 平

成22年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第2号）。議案第4号 平成22年度空知中部広域連合老人保健特別会計補正予算（第2号）。議案第5号 平成22年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第2号）。議案第11号 空知中部広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例。議案第6号 平成23年度空知中部広域連合一般会計予算について。議案第7号 平成23年度空知中部広域連合介護保険事業会計予算について。議案第8号 平成23年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計予算について。議案第9号 平成23年度空知中部広域連合障害支援事業会計予算について。議案第10号 空知中部広域連合の運営に関する条例の一部を改正する条例。議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。議案第13号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

なお、資料につきましては事務局のほうにありますので、ご確認いただければと思います。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、砂川地区保健衛生組合をお願いします。

○5番（高橋成和） 続きまして、砂川地区保健衛生組合議会について。

標記の件につき、平成23年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成23年3月3日木曜日午後2時から。場所につきましては、砂川市役所議会委員会室でございます。

議件につきましては、議案第1号 平成22年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算。議案第2号 平成23年度砂川地区保健衛生組合会計予算。報告第1号 例月出納検査報告。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（堀内哲夫） 次、中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告について、水谷副議長。

○副議長（水谷寿彦） ご報告いたします。

平成23年中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会が去る平成23年2月25日午前10時より滝川市総合福祉センターにおいて開催されました。

議件につきましては、議案第1号 平成23年度中空知広域市町村圏組合一般会計予算。議案第2号 平成23年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計予算。議案第3号 平成23年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計予算。議案第4号 平成23年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計予算。議案第5号 平成22年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計補正予算（第2号）について提案されました。

結果につきましては、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

なお、詳しい資料につきましては事務局に保管してありますので、ご参照ください。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告と第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告については、私のほうから報告いたします。

1点目でございます。石狩川流域下水道組合議会について。

標記の件につきましては、平成23年石狩川流域下水道組合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成23年2月25日午後1時より。場所につきましては、滝川市総合福祉センター2階集会室。

3番目の議件でございますけれども、報告第1号 例月現金出納検査報告について。議案第1号 平成23年度石狩川流域下水道組合一般会計予

算。

以上、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

次、2点目でございます。中・北空知廃棄物処理広域連合議会について。

標記の件につきましては、平成23年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成23年2月28日午前11時。場所につきましては、滝川市総合福祉センター。

議件でございます。議案第1号 平成23年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算。議案第2号 平成22年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第2号）。議案第3号 中・北空知廃棄物処理広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手續等に関する条例の一部を改正する条例。報告第1号 監査報告について。報告第2号 例月現金出納検査報告について。

以上、慎重審議の結果、全会一致、原案のとおり可決されました。

次、例月出納検査報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の12、1、2月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（堀内哲夫） 日程第4、常任委員会委員の選任について議題といたします。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより指名いたします。総務文教常任委員会

委員につきましては、川上議員、数馬議員、水谷議員、大内議員、堀内議員の5名を指名いたします。

次、厚生建設常任委員会委員には、高橋議員、斎藤議員、柳川議員、横溝議員の4名を指名いたします。

以上のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、ただいま指名いたしましたとおり常任委員会委員に選任することに決定いたします。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（堀内哲夫） 日程第5、議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

議会運営委員会委員の選任についても委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより指名いたします。議会運営委員会委員には、横溝議員、水谷議員、川上議員、高橋議員の4名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、ただいま指名したとおり議会運営委員会委員に選任することに決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

〔1番 堀内哲夫議員 退場〕

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

○副議長（水谷寿彦） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議長の常任委員会委員辞任について

○副議長（水谷寿彦） 日程第6、議長の常任委

員会委員辞任について議題といたします。

議長は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席をいたしました。

ただいま総務文教常任委員会委員に選任されました議長から、委員を辞任したい旨の申し出がございました。議長は、その職責上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、1個の委員会に委員として所属することは適当でないし、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、総務文教常任委員会委員を辞任したいとするものであります。

お諮りいたします。辞任について許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水谷寿彦） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

〔1番 堀内哲夫議員 入場〕

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（堀内哲夫） 各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選であります。全員協議会において申し合わせをしておりますので、議長から報告したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、川上議員、副委員長、数馬議員。

厚生建設常任委員会委員長、高橋議員、副委員長、斎藤議員。

議会運営委員会委員長、横溝議員、副委員長、水谷議員。

以上のとおり報告いたします。

なお、各附属機関の委員の選任につきましても、申し合わせにより後ほど配付いたします委員名簿のとおり決定いたしますので、ご報告いたします。

◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第7、町長の行政報告を行います。町長。

○町長（貝田喜雄） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成22年の第4回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議などにつきましては、お手元に配付の報告書により報告とさせていただきますが、その他1件、北星ハイヤーの営業継続について口頭にて報告いたします。

本件につきましては、昨年の第3回定例会の議会運営委員会でご説明したところでありますが、北星ハイヤーにありましては病院や買い物など多くの町民の方が利用されており、町民の足、とりわけ高齢者の足の確保のため努力していただいているところでありますが、昨年7月に北星ハイヤーから、砂川市の三星ハイヤーやふじハイヤー同様営業所を廃止して車両を路上待機させ、営業したい旨の要請があったところであります。北星ハイヤーからは、本年度乗務員を8名から7名に減員するなど自助努力をしたが、人口減少による売上げの減少や営業所の所有者である株式会社北星に支払う家賃の額が大きく、廃止せざるを得ない状況になったとのこととあります。町といたしましては、営業所が廃止されることになりますと町民が不安となり、日常生活に混乱を招くことから、何としても現状のまま営業をしてほしいとの申し入れをいたしました。北星ハイヤーからはこのままの状態を続けるのであれば撤退しなければならないとの回答があり、営業所は廃止しても

現行の車両は確保するとのことでありました。現在上砂川は芦別、赤平、歌志内の芦別圏に含まれておりまして、営業所を廃止するに当たりましては、滝川、砂川、新十津川の滝川圏への営業区域の変更が必要であるため、空知や札幌のタクシー業界等が北海道運輸局に要請行動を行い、町といたしましても北星ハイヤーを存続させるため、昨年10月に会議所と連名で運輸局に対して営業区域の変更についての要請書の提出や運輸局に対する要請活動を行ったところがございます。議員各氏も3月3日付のマスコミ報道でご承知のことと存じますが、本年1月に営業区域の変更について北海道運輸局が特例として初めて認めたところがあります。このことから、4月以降につきましては現在の営業所が廃止となり、さわやかトイレ付近での路上駐車になると思われませんが、車両は確保されるもので、北星ハイヤーとの協議において4月号広報に現在の電話番号はそのまま利用できるなど営業所の廃止以外は従前と変わらないというような内容のチラシを折り込むものとしたしまして、町民の皆さんに混乱が生じないように対応してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解をお願い申し上げまして、町長の行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第8、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（勝又 寛） 教育行政報告を申し上げます。

平成22年12月の第4回定例会以降の町内外の会議、行事等につきましてはお手元に配付しております報告書により報告をさせていただきますが、議員皆様のお手元に配付させていただきました第5次上砂川町社会教育中期計画につきましては、

昨年6月に平成23年度から27年度までの5カ年の計画策定を社会教育委員会をお願いしておりましたが、このたび答申をいただき、計画書を別冊のとおり作成いたしましたので、ごらんをいただきまして、今後ともご指導をお願い申し上げたいと思っております。

以上で教育行政報告とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育長の行政報告を終わります。

◎議案第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、議案第2号 公の施設に係る指定管理者の指定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第2号 公の施設に係る指定管理者の指定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

提案理由といたしましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、生活館等に係る指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして、議案第2号について内容のご説明をいたします。

各町生活館等の管理につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び生活館設置及び管理に関する条例に基づき、各町自治会を指定管理者として指定し、平成18年度よ

り各町生活館、集会所の管理運営業務を行っておりますが、本年3月で指定期間が満了となることから、引き続き本年4月からの3カ年、各町自治会において管理運営業務を行うために指定管理者の指定を承認いただくものでございます。

なお、指定管理者の選定につきましては原則公募によるとされておりますが、生活館等につきましては地域の集会施設との性格が強く、細部にわたる住民サービスの確保、向上を期する観点から、公募によらず、各町自治会を指定管理者として指定いたしたく、ご提案申し上げますので、ご理解賜ります。

それでは、本文に入らせていただきます。公の施設に係る指定管理者の指定について。

1 指定管理者の名称、管理を行わせる施設の名称及び所在地

指定管理者の名称、管理を行わせる施設、施設の名称、施設の所在地。鶉本町自治会、鶉本町生活館、上砂川町字鶉240番地1。下鶉自治会、下鶉生活館、上砂川町字鶉74番地1。鶉自治会、鶉若葉生活館、上砂川町字鶉265番地。東鶉自治会、中央ふれあいセンター、上砂川町字鶉338番地1。緑が丘自治会、緑が丘集会所、上砂川町字鶉90番地1。東町自治会、東町集会所、上砂川町字西山15番地1。朝駒町内会、朝駒集会所、上砂川町字上砂川3番地16。

2 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで。

3 管理業務の範囲

- (1) 生活館等の施設及び設備の維持・管理
- (2) 利用の許可
- (3) 利用料金の収受
- (4) 上記業務に付随する業務

4 利用料金に関する事項

上砂川町生活館等の設置及び管理に関する条例（平成18年上砂川町条例第1号）第7条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与、勤務時間及び育児休業に関し、平成22年人事院勧告に基づく改定を行うため関係条例を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして、議案第3号について内容のご説明をいたします。

お手元に配付しております資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。このたびの改正は、平成22年度の人事院勧告に基づき、平成23年4月1日から施行となります。職員の時間外勤務手当及び超過勤務に係る規定及び育児休業法の改正に基づく職員の育児休業に関する規定等につきまして、国家公務員の規定に準じ、関係条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、資料の1に記

載のとおり、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正にありましては、職員の時間外手当の支給割合について一月当たり60時間を超える時間外勤務について時間外勤務手当の加算が新設されたものでございます。現行条例では休日の加算及び午後10時以降翌日の午前5時までの夜間の加算の規定がございますが、改正後は月60時間を超える超過勤務に対しましても月60時間を超えた部分について100分の25の割合を加算し、勤務1時間当たりの給与額に乗じて支給する規定を新たに加えるものであります。

2の上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正でございますが、①において月60時間を超える超過勤務に対し、代休時間制度を設ける規定を加えるものでございます。②では3歳未満の子を養育する職員に対し、請求があった場合については超過勤務をさせてはならないという規定を設けるものでございます。

次に、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、男女を問わず積極的に子育てに参加しやすい職場環境の構築を目的としておりまして、国の育児休業法が改正されたことを受けまして、国に準拠し、規定しております関係条項を改正するものでございます。

主な内容でございますが、①に記載のとおり、職員の育児休業について配偶者の育児休業の有無や就業の有無にかかわらず取得できる規定を整備するものでございます。②の育児休業取得の特例についてでございますが、特に男性職員が積極的に子育てに参加できるよう、産後8週の期間内に最初の育児休業をした職員は特別な事情がなくとも再び育児休業を取得することができる規定を整備するものでございます。また、③にございますが、夫婦が交互に育児休業をしているかにかかわらず、最初の育児休業から3カ月を経過した場合、再度の育児休業ができる規定を整備するものであります。いずれにいたしましても、職員が育児休業しやすい職場環境づくりへ配慮する内容と

なっております。

それでは、本文に入らせていただきます。一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年上砂川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第11条に次の2項を加える。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち町規則で定めるものを除く。)の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対し、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第8条の2に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する

条例の一部を改正する条例)

第2条 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年上砂川町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第8条の2 任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年上砂川町条例第4号)第11条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、町規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、町規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条に規定する勤務時間が割り振られた日(以下、「勤務日等」という。)(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(育児を行う職員の超過勤務の制限)

第8条の3 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、超過勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

第3条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年上砂川町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のとおり改める。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定め

る職員は、職員の定年に関する条例(昭和59年上砂川町条例第5号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条中(再度の育児休業をすることができる特別の事情)を(育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別な事情)に、「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、「再度の」を削る。

大変申しわけございませんが、ここで議案の訂正をお願いしたいと思います。この次の本文でございませけれども、第3条第4項となつてございませますが、こちらを第3条第4号にご訂正をしていただきたいと思います。大変申しわけございません。

引き続き本文を続けさせていただきます。第3条第4号を次のとおり改める。

(4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

第5条を次のとおり改める。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で内容の説明を終わり

ます。

◎議案第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、議案第4号 上砂川勤労者体育センター設置条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第4号 上砂川勤労者体育センター設置条例の一部を改正する条例制定について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川勤労者体育センター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、小中学生の使用料を子育て支援及びスポーツ振興、利用促進の観点から無料とするため条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして、議案第4号について内容のご説明をいたします。

勤労者体育センターにつきましては、昭和54年に町内に雇用されている勤労者の福祉の増進を図る目的に当時の雇用促進事業団の施設として開設し、平成15年に厚生労働省雇用・能力開発機構より譲渡を受け、その後町の施設として体力維持、増進にスポーツ愛好者や、またさらには文化行事等にも利用されてきている施設でございます。使用料につきましては、平成17年11月より行財政改革による歳入確保を図るため有料化となってございまして、現在の使用料につきましては小中学生、高校生、大人の各区分ごとに個人使用料、回数券、

定期券の種類別に使用料を設けているものでございます。このたび子育て支援の一環といたしまして、子供たちの放課後や休日の居場所確保、さらには経済的負担の軽減並びにスポーツ振興や利用促進を図るため、小中学生の使用料につきまして平成23年4月1日より無料とするために条例の一部を改正するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川勤労者体育センター設置条例の一部を改正する条例。

上砂川勤労者体育センター設置条例（昭和53年上砂川町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表（第3条関係）の「使用種類」の欄中、「小中学生」の項を削る。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、議案第5号 上砂川町単身者住宅条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第5号 上砂川町単身者住宅条例の一部を改正する条例制定について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町単身者住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、ひとり暮らし高齢者等の増加にかんがみ、単身者住宅に高齢者が入居できるよう入居基準を見直し、移住、定住の促進を図るため条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、

よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして、議案第5号について内容のご説明をいたします。

本町の単身者住宅につきましては、誘致企業などに勤める従業員の受け皿として中央地区に24戸、朝駒地区に16戸を建設したものでございます。このことから、現行の入居基準につきましては職を有する単身者と規定されており、職についていない方や年金受給者の方につきましては入居できない基準となっております。本町におきましては65歳以上の高齢化率が42%と非常に高く、これに伴い、ひとり暮らしの高齢者も増加している状況になっておりますことから、単身者住宅につきましては高齢者にとって大変な作業であります除雪や草刈りを要しないなど高齢者にとって安心して暮らせる条件が整っておりますことから、高齢者が入居できるよう入居基準の見直しを行い、移住、定住の促進を図るものでございます。

なお、入居対象住宅につきましては、買い物等の利便性が高く、商店街の活性化も視野に入れ、中央地区単身者住宅1階について高齢者に開放することとしているものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町単身者住宅条例の一部を改正する条例。

上砂川町単身者住宅条例（平成2年上砂川町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「職を有する」を削る。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第6号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、議案第6号 砂川市への上砂川町の旅券交付申請及び交付に関する事務の事務委託について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第6号 砂川市への上砂川町の旅券交付申請及び交付に関する事務の事務委託について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、平成23年7月1日から、上砂川町の旅券交付申請及び交付に関する事務の管理及び執行を砂川市に委託するため、次のとおり規約を定め、同条第3項で準用する同法第252条の2第3項の規定により事務を委託することについて、議会の議決を求める。

提案理由といたしましては、北海道から旅券交付申請及び交付に関する事務の権限移譲を受け、砂川市へ事務の管理及び執行を委託するに当たり、規約を定め、事務を委託することについて議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして、議案第6号について内容のご説明をいたします。

旅券の交付申請及び交付事務、いわゆるパスポートの交付事務の広域的連携につきましては、昨年12月開催の第4回町議会定例会の町長行政報告におきまして経過等につきましてご報告をさせていただきましたが、このたび北海道よりこのパスポートの交付事務について権限移譲を受けましたので、歌志内市と奈井江町とともに既にこの交付

事務を実施しております砂川市へ事務の委託をするものでございます。砂川市への事務の委託に当たりましては、地方自治法の規定に基づき、委託事務の範囲、管理及び執行の方法、経費の負担等を定める砂川市と上砂川町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について議会の議決を求めるものでございます。

砂川市への事務の委託によりまして、これまで岩見沢市もしくは札幌市にございますパスポートセンターにおいてパスポートの申請及び交付を受けておりましたが、委託後は砂川市の窓口において事務手続が行えることとなりますことから、町民の利便性が図られるとともに、費用面におきましても事務処理用のシステム導入費用が不要となり、砂川市のシステム保守料の一部の負担のみとなることから、財政効果も図られるものでございます。

今後のスケジュールでございますが、4月から3カ月間町民への周知期間を設けまして、本年7月1日から砂川市役所窓口での交付申請等の事務が開始されるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。砂川市と上砂川町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約。

(趣旨)

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、砂川市と上砂川町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託について必要な事項を定めるものとする。

(委託事務の範囲)

第2条 上砂川町は、旅券交付申請の受理、審査、北海道パスポートセンターへの回送、旅券の管理及び旅券の交付に関する事務を砂川市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第3条 前条に掲げる委託事務の管理及び執行については、砂川市の条例及び規則、その他の規

程（以下「条例等」という。）の定めによるものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、上砂川町の負担とし、上砂川町はその年度に要した経費を、砂川市に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納入の時期は、砂川市長と上砂川町長との協議により定めるものとする。この場合において、砂川市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積に関する書類を上砂川町長に送付しなければならない。

3 委託事務の経費の負担については、砂川市と上砂川町との間でその基本的な算定方法を定めるものとする。

(委託事務の収支の分別)

第5条 砂川市長は、その委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、砂川市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第6条 砂川市長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を上砂川町長に通知するものとする。

(連絡会議等)

第7条 砂川市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要があるときは、上砂川町長と連絡会議を開くものとする。

2 前項に定める連絡会議のほか、委託事務の円滑な運営を推進するため、必要に応じて上砂川町の旅券交付申請事務関係者との調整会議を開くことができる。

(条例等改廃の場合の措置)

第8条 委託事務の管理及び執行に適用される砂川市の条例等の全部若しくは一部を改廃しようとする場合においては、砂川市長は、あらかじめ上砂川町長に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行に適用される砂川市の条例等の全部若しくは一部が改廃された場合

において、砂川市長は、直ちに当該条例等を上砂川町長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、上砂川町長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附則

1 この規約は、平成23年7月1日から施行する。

2 委託事務の全部若しくは一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、砂川市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴い剰余金が発生したときは、速やかに上砂川町に還付しなければならない。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（堀内哲夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第7号、議案第8号

○議長（堀内哲夫） 日程第14、議案第7号と日程第15、議案第8号については、関連性がありますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま一括上程されました議案第7号並びに議案第8号について提案理由

を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

議案第7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、広域紋別病院企業団の加入に伴い、本事務組合を組織する地方公共団体等の変更について協議するため議会の議決を求めるものであること。

次に、議案の第8号であります。議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、広域紋別病院企業団の加入に伴い、本事務組合を組織する地方公共団体等の変更について協議するため議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第7号及び議案第8号について一括して内容のご説明を申し上げます。

このたびの議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく一部事務組合の規約の変更に関するものでございます。

内容につきましては、各組合とも提案理由にございますとおり新たに広域紋別病院企業団が加入することに伴い、組織する団体に変更が生じますことから、それぞれの規約の内容を変更するものでございまして、構成する各自治体において議会

の議決後おのおのの組合において規約変更に関する総務大臣の許可を得るものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。初めに、議案第7号でございます。北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合格約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1中「オホーツク総合振興局（23）」を「オホーツク総合振興局（24）」に改め、「網走地区消防組合」の次に「広域紋別病院企業団」を加える。

別表第2第9項中「北見地区消防組合」の次に「広域紋別病院企業団」を加える。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

続きまして、議案8号でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1に「広域紋別病院企業団」を加える。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第9号

○議長（堀内哲夫） 日程第16、議案第9号 第6期上砂川町総合計画基本構想策定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第9号 第6期上砂川町総合計画基本構想策定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第2条第4項の規定に基づき、第6期上砂川町総合計画に係る基本構想を別紙のとおり策定するものとする。

提案理由といたしましては、平成12年12月に議決した上砂川町第5次町づくり計画は、計画期間を終えていることから、地方自治法第2条第4項の規定により新たに策定し議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、別紙基本構想の本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めますので、別紙基本構想の本文の読み上げは省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第9号について内容のご説明をいたします。

本計画につきましては、去る2月8日開催の議員全員協議会におきまして基本構想と前期基本計画の素案を提示し、これまでの団体別懇談会や小中学生との町づくり懇談会、町づくり町民会議などの経過と内容のご説明を行い、2月22日開催の議員全員協議会におきまして前期基本計画素案を含め質疑、ご意見をいただいたところでございます。その後2月23日に第2回町づくり町民会議を開催し、最終案について質問やご意見をいただくなどの審議をしたところでございます。審議の結

論から申し上げますと、基本構想案及び基本計画案ともに、過日ご説明いたしました素案のとおりの内容で決定をいただいたところでございます。

今後におきましては、行政からの情報発信に努め、情報の共有化を図るとともに、第6期上砂川町総合計画を進めるに当たりましては、町民の皆さんとの懇談会等を実施して町民の皆さんの声を聞き、町づくり計画に反映するなど、町民と一体となった協働の町づくりを進めてまいります。また、議員全員協議会や町づくり町民会議、各種懇談会で出されましたご意見等につきましては、大変貴重でございますので、緊急性、必要性の高いものから計画に取り込み、今後の第6期上砂川町総合計画を進める中で対応してまいりたいと考えております。

以上が計画策定までの経過でございますが、議長のお取り計らいによりまして本文の読み上げを省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第10号

○議長（堀内哲夫） 日程第17、議案第10号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第10号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,880万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億880万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は「第3表 地方債補正」による。

平成23年3月9日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第10号について内容のご説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款町税784万8,000円の追加で、1億6,859万1,000円となります。

第1項町民税809万円の追加で、8,358万円となります。

2項固定資産税138万1,000円の減額で、5,279万2,000円となります。

5項鉱産税113万9,000円の追加で、131万5,000円となります。

第8款地方特例交付金459万3,000円の追加で、559万3,000円となります。

1項地方特例交付金、同額であります。

9款地方交付税2億3,046万1,000円の追加で、15億7,046万1,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

11款分担金及び負担金35万5,000円の減額で、1,134万7,000円となります。

1項負担金、同額であります。

12款使用料及び手数料375万円の減額で、1億9,937万5,000円となります。

1項使用料375万円の減額で、1億7,386万2,000円となります。

13款国庫支出金1,147万9,000円の追加で、1億6,379万6,000円となります。

1項国庫負担金270万8,000円の追加で、1億792万4,000円となります。

2項国庫補助金877万1,000円の追加で、5,483万5,000円となります。

14款道支出金251万5,000円の減額で、1億2,069万4,000円となります。

1項道負担金43万6,000円の追加で、7,236万4,000円となります。

2項道補助金256万3,000円の減額で、3,273万2,000円となります。

3項道委託金38万8,000円の減額で、1,559万8,000円となります。

15款財産収入30万円の追加で、2,101万6,000円となります。

1項財産運用収入30万円の追加で、2,098万5,000円となります。

16款寄附金158万2,000円の追加で、259万3,000円となります。

1項寄附金、同額であります。

17款繰入金1,660万円の追加で、1,710万円となります。

2項特別会計繰入金1,660万円の追加で、1,660万円となります。

18款諸収入2,081万4,000円の追加で、2億8,008万3,000円となります。

3項貸付金元利収入250万円の減額で、881万6,000円となります。

5項雑入2,331万4,000円の追加で、2億7,065万円となります。

19款町債6,968万7,000円の追加で、2億2,978万7,000円となります。

1項町債、同額であります。

20款繰越金2,205万6,000円の追加で、6,436万4,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が3億7,880万円の追加で、29億880万円となります。

2、歳出、2款総務費4億1,455万3,000円の追加で、5億7,310万4,000円となります。

1項総務管理費4億1,476万2,000円の追加で、5億5,182万5,000円となります。

2項徴税費20万9,000円の減額で、795万8,000円となります。

3款民生費1,182万9,000円の減額で、6億4,968万8,000円となります。

1項社会福祉費1,235万9,000円の減額で、5億8,344万8,000円となります。

2項児童福祉費32万円の追加で、6,549万1,000円となります。

3項生活保護費21万円の追加で、50万9,000円となります。

次ページでございます。4款衛生費704万4,000円の減額で、2億744万8,000円となります。

1項保健衛生費729万7,000円の減額で、7,929万円となります。

2項清掃費10万7,000円の減額で、1億2,815万8,000円となります。

7款商工費440万円の減額で、7,985万7,000円となります。

1項商工費、同額であります。

8款土木費753万円の減額で、2億58万4,000円となります。

1項土木管理費306万3,000円の追加で、7,395万4,000円となります。

3項住宅費1,059万3,000円の減額で、8,894万4,000円となります。

9款消防費53万7,000円の減額で、1億3,711万1,000円となります。

1項消防費、同額であります。

10款教育費9万8,000円の減額で、8,686万1,000

0円となります。

2項小学校費50万円の追加で、2,963万7,000円となります。

3項中学校費45万円の減額で、3,200万8,000円となります。

4項社会教育費14万8,000円の減額で、916万2,000円となります。

11款災害復旧費127万8,000円の減額で、2,048万5,000円となります。

2項その他公共施設災害復旧費127万8,000円の減額で、2,047万2,000円となります。

12款公債費267万7,000円の減額で、4億9,248万4,000円となります。

1項公債費、同額であります。

歳出合計が3億7,880万円の追加で、29億880万円となります。

第2表、繰越明許費、款、項、事業名、金額。

2款総務費、1項総務管理費、きめ細かな交付金事業、3,200万円。同じく、住民生活に光をそそぐ交付金事業、1,373万円。合計4,573万円。

第3表、地方債補正、1、追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。過疎地域自立促進特別事業、4,180万円、普通貸借又は証券発行、4%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還または低利債に借換することができる。

2、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。臨時財政対策、1億3,800万円、1億6,598万7,000円。既設改良住宅改善事業、770万円、730万円。町道鶉下鶉線（下鶉地区）復旧事業、1,440万円、1,470万円。

事項別明細書、12ページ、歳出でございます。このたびの補正予算につきましては最終補正予算

でございます。各費目の減額につきましてはそのほとんどが精査でございますので、予算額の読み上げとさせていただきます。減額の大きなものと追加となります費目を中心に説明をさせていただきますと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費3億9,788万2,000円の追加で、4億3,960万2,000円となります。11節の需用費では、燃料費単価の引き上げによりまして庁用燃料を追加するものがございます。25節積立金でございますが、財政調整基金へ3億9,600万円、地域振興基金へ一般寄附金分といたしまして40万円、さらにふるさとづくり基金へふるさと納税分118万2,000円を積み立てるものがございます。

10目町民センター管理費85万円の追加で、1,501万1,000円となります。燃料費の追加のほか、ボイラー修繕料15万円を追加するものがございます。

11目地域振興費230万円の追加で、1,168万3,000円となります。8節報償費で30万円の追加でございますが、こちらにつきましては住宅取得等に係る定住奨励金1件10万円と就職者移住定住奨励金2件20万円の追加と例年措置しております中央バスの路線維持助成200万円の追加でございます。

12目地域活性化費1,373万円の追加で、4,573万円となります。

お手元に配付しております資料ナンバー2をごらんいただきたいと思っております。地域活性化交付金事業の概要につきましては1月開催の第1回臨時議会におきまして内容等の説明をさせていただきましたが、この交付金のうち住民生活に光をそそぐ交付金につきましてはの事業概要でございます。事業の目的につきましては、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当てられてこなかった消費者行政等の分野の事業に交付されるもので、住民生活に光をそそぐ交付金事業では国からの1,300万円を受けまして、事業費に

つきましては交付金を上回る予算化が求められますので、事業費合計で1,373万円を計上するものでございます。

実施事業につきましては、3の住民生活に光をそそぐ交付金実施事業にまとめてございますが、初めに高齢者や身障者の住宅等に設置しております緊急通報装置整備といたしまして現在消防本部に設置しております親機の更新と各家庭に設置いたします子機40台を購入するもので、備考欄にございますとおり設置手数料を含めまして674万9,000円を見込むものでございます。

続きまして、子育て交流環境整備事業でございますが、こちらにつきましては資料ナンバー3もあわせてごらんいただきたいと思います。保育園の旧管理人室の内部改修等を行いまして育児相談や子育て親子が交流できる子育て交流室を整備いたしますほか、DV等の一時保護施設としての機能を持たせるよう整備するほか、保育園のグラウンド西側にございます遊具付近にイスやテーブル等を設置しまして子育て家庭の交流を促進できる環境を整備するものでございます。事業費につきましては、工事請負費で430万円と備品購入費30万円、合計で460万円を見込むものでございます。

次に、消費者生活センター広報車購入事業につきましては、消費者行政推進のために広報車を1台購入する事業で、こちら備考欄にございますとおり購入に当たりましての保険料、公課費、重量税でございますが、これらを含めまして238万1,000円を見込むものでございます。

以上の内容によりまして総額1,373万円となるもので、この事業すべてが繰越明許となるものでございます。

予算書へお戻り願いたいと思います。ただいまご説明いたしました内容によりましてそれぞれ予算を振り分け、計上いたしました。役務費65万6,000円につきましては、緊急通報装置の設置手数料のほか、消費者センター広報車の保険料等でございます。工事請負費430万円につきましては、

子育て交流室等の工事費の計上でございます。備品購入費874万4,000円につきましては、緊急通報装置、消費生活センター広報車及び子育て交流事業用の備品の購入費を計上したものでございます。公課費の3万円につきましては、消費生活センター広報車の重量税でございます。

続きまして、総務費、徴税費、2目賦課徴収費20万9,000円の減額で、784万1,000円となります。国税連携システム導入業務の執行整理でございます。

続きまして、民生費にまいります。社会福祉費、1目社会福祉総務費758万円の減額で、2億3,570万1,000円となります。11節、19節は、精査でございます。20節の扶助費の587万円の追加の主なものにつきましては、身障自立支援費の生活介護及び施設入所支援事業利用者の増によりまして570万円を追加するものでございます。28節繰出金1,313万6,000円の減額につきましては、国民健康保険基盤安定等の繰出金でございます。

4目特別養護老人ホーム費174万5,000円の追加で、1億2,980万4,000円となります。需用費で燃料費の追加のほか、入所者の増によりまして賄い材料費24万5,000円を追加するものでございます。

6目デイサービスセンター費27万円の追加で、2,179万9,000円となります。燃料費の追加のほか、利用者の減によりまして精査でございます。

7目介護保険費260万1,000円の減額で、7,606万1,000円となります。空知中部広域連合負担金の精査でございます。

10目後期高齢者医療費419万3,000円の減額で、8,219万7,000円となります。いずれも精査によるものでございます。

民生費、児童福祉費、1目児童福祉総務費40万円の追加で、5,109万8,000円となります。乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費の受診件数増に伴う追加でございます。

次ページでございます。2目保育所費8万円の減額で、1,439万3,000円となります。入園児の減

によります精査と暖房機の修繕20万円を追加するものでございます。

民生費、生活保護費、2目扶助費21万円の追加で、50万円となります。20節扶助費、葬祭扶助21万円の計上でございますが、こちらにつきましては昨年12月20日発生の火災により亡くなられた方につきまして引き取りを行う者がいないということで、墓地、埋葬等に関する法律によりまして町が葬祭等を行うこととされておりますことから、葬祭に係る経費を計上するものでございます。なお、この経費につきましては、全額道負担金にて措置されるものでございます。

衛生費にまいります。保健衛生費、1目保健衛生総務費29万5,000円の減額で、6,387万8,000円となります。妊婦健診及び各特別会計繰出金の精査でございます。

2目予防費666万2,000円の減額で、994万8,000円となります。13節委託料でインフルエンザワクチン接種費用助成事業405万1,000円の減額につきましては、ワクチン接種に伴い予防接種法の改正が予定されてございましたが、改正が行われなかったことから町が主体として実施することから、委託料について全額減額するものでございます。子宮頸がんワクチン接種費用助成事業につきましては、国の事業として現在の高校1年生女子も接種対象となることから、対象者22人の1回分の接種費用について計上するものでございます。その他につきましては、精査でございます。

3目環境衛生費34万円の減額で、546万4,000円となります。

衛生費、清掃費、1目清掃総務費10万7,000円の減額で、20万7,000円となります。

商工費へまいります。商工費、1目商工振興費250万円の減額で、1,901万1,000円となります。21節貸付金につきましては、中小企業融資原資預託金で、新規事業がなかったことから減額するものでございます。

2目企業開発費190万円の減額で、4,409万5,00

0円となります。特産品開発及び販路拡大事業の精査でございます。

土木費にまいります。土木管理費、1目土木総務費306万3,000円の追加で、7,395万4,000円となります。街路灯の電気料の精査のほか、各特別会計の精査によるものでございます。

土木費、住宅費、2目公営住宅建設費1,059万3,000円の減額で、4,344万1,000円となります。公営住宅整備事業の委託料で、公営住宅整備事業で一般競争入札による執行残の精査が主なものでございます。

消防費、消防費、2目非常備費53万7,000円の減額で、829万9,000円となります。精査でございます。

教育費にまいります。小学校費、1目学校管理費50万円の追加で、2,193万7,000円となります。燃料費の追加でございます。

次ページでございます。教育費、中学校費、1目学校管理費45万円の減額で、2,412万2,000円となります。燃料費の減額のほか、校舎の耐震補強及び大規模改修事業の施行に伴います各業務委託について精査を行ったものでございます。

教育費、社会教育費、1目社会教育総務費38万8,000円の減額で、209万円となります。精査でございます。

2目公民館費24万円の追加で、475万6,000円となります。公民館の燃料費の追加のほか、自動ドアの修繕料15万円を追加するものでございます。

災害復旧費、その他公共施設災害復旧費、1目公共施設災害復旧費127万8,000円の減額で、2,047万2,000円となります。災害復旧事業の執行残の精査によるものでございます。

公債費、公債費、2目利子267万7,000円の減額で、6,180万2,000円となります。長期債償還利子及び一時借入金利子の精査でございます。

歳入にまいります。8ページでございます。2、歳入、町税、町民税、1目個人180万円の追加で、6,826万4,000円となります。所得割の追加でござ

います。

2目法人629万円の追加で、1,531万6,000円となります。法人税割の追加をするものでございます。

町民税、固定資産税、1目固定資産税138万1,000円の減額で、5,272万1,000円となります。償却資産の減少による精査でございます。

町民税、鉦産税、1目鉦産税113万9,000円の追加で、131万5,000円となります。出炭量の増加に伴う追加でございます。

地方特例交付金、地方特例交付金、1目地方特例交付金459万3,000円の追加で、559万3,000円となります。1節地方特例交付金379万1,000円、2節減収補てん特例交付金80万2,000円の追加で、いずれも確定精査によるものでございます。

地方交付税、地方交付税、1目地方交付税2億3,046万1,000円の追加で、15億7,046万1,000円となります。普通交付税につきまして交付額の全額を計上するものでございます。

分担金及び負担金、負担金、1目民生費負担金35万5,000円の減額で、1,134万7,000円となります。保育料の精査でございます。

使用料及び手数料、使用料、1目総務使用料10万円の減額で、45万円となります。

4目土木使用料350万円の減額で、1億7,113万2,000円となります。住宅使用料につきまして町営住宅の空戸発生に伴う精査による減でございます。

5目教育使用料15万円の減額で、106万円となります。

国庫支出金へまいります。国庫支出金、国庫負担金、1目民生費負担金270万8,000円の追加で、1億792万4,000円となります。障害者自立支援費につきましては、歳出の増に伴います追加の精査でございます。

国庫支出金、国庫補助金、2目衛生費補助金13万7,000円の減額で、19万9,000円となります。女性特有のがん検診推進事業の精査でございます。

4目土木費補助金409万2,000円の減額で、1,201万2,000円となります。公営住宅建設費補助金で、事業の精査による減額でございます。道路橋りょう補助金につきましては、地域活力基盤整備事業といたしまして町道のロードヒーティングの維持に係ります補助金60万円を計上するものでございます。

5目総務費補助金1,300万円の追加で、4,049万円となります。住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、歳出で説明いたしました各事業に充当するため追加するものでございます。

道支出金、道負担金、1目民生費負担金220万5,000円の追加で、6,099万3,000円となります。障害者自立支援費につきましては、歳出増加に伴います追加の精査でございます。身障舗装具交付金につきましては、21年度精算分といたしまして37万8,000円を追加するものでございます。保護諸費負担金につきましては、歳出で説明いたしました葬祭扶助に係る歳出同額を計上するものでございます。

2目保険基盤安定拠出金11万7,000円の減額で、1,137万1,000円となります。後期高齢者医療保険基盤安定拠出金の精査でございます。

3目衛生費負担金165万2,000円で、全額減額となります。歳出でご説明いたしました予防接種法の改正が行われなかったことから、インフルエンザワクチンに係る負担金を減額するものでございます。

次ページでございます。道支出金、道補助金、2目民生費補助金23万8,000円の追加で、856万3,000円となります。歳出に連動いたします補助金の精査でございます。

3目衛生費補助金90万1,000円の減額で、162万2,000円となります。こちらも歳出に連動いたします精査でございます。

6目商工費補助金190万円の減額で、1,087万円となります。こちらも歳出連動に伴います精査でございます。

道支出金、道委託金、3目教育費委託金38万8,000円の減額で、105万9,000円となります。精査でございます。

財産収入、財産運用収入、2目利子及び配当金30万円の追加で、30万1,000円となります。基金利子等でございます。

寄附金、寄附金、1目寄附金158万2,000円の追加で、259万3,000円となります。一般寄附金につきましては9件40万円、ふるさと寄附金につきましては5件118万2,000円を追加するものでございます。

繰入金、特別会計繰入金、1目特別会計繰入金1,660万円の追加で、1,660万円となります。老人保健施設会計歳入超過分につきまして一般会計で繰り入れをするものでございます。

諸収入、貸付金元利収入、1目中小企業融資資金貸付金収入250万円の減額で、700万円となります。歳出同額を精査するものでございます。

諸収入、雑入、5目雑入2,331万4,000円の追加で、2億7,064万6,000円となります。主なものにつきましては、特別養護老人ホーム介護サービス収入で入所者増のほか介護職員にかかります処遇改善交付金によりまして584万4,000円、空知産炭地域基盤整備事業の助成金で、いわゆる給付費の取り崩しでございますが、学校耐震大規模改修のほか町住の水洗化、中央団地実施設計に充当するため2,160万円の追加を行い、デイサービスセンター介護サービス収入につきましては利用者の減により341万8,000円の減額が主なものでございます。

町債、町債、1目総務債2,798万7,000円の追加で、1億6,598万7,000円となります。臨時財政対策債の許可額による追加計上でございます。

2目土木債40万円の減額で、730万円となります。精査でございます。

3目災害復旧債30万円の追加で、1,470万円となります。町道鶉下鶉線復旧工事の精査のほか、町道鶉下鶉線緑が丘地区ののり面復旧事業が起債

の対象となったことから、100万円を追加するものでございます。

過疎対策事業債4,180万円の追加で、4,180万円となります。新過疎法の施行に伴いまして町で行っておりますソフト事業につきましても過疎債の対象となったことから、追加するものでございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金2,205万6,000円の追加で、6,436万4,000円となります。前年度繰越金の全額を計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第11号

○議長（堀内哲夫） 日程第18、議案第11号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第11号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,271万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,796万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月9日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、

よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第11号について内容のご説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款国民健康保険税55万円の追加で、8,472万8,000円となります。

1項国民健康保険税、同額であります。

3款繰入金1,313万6,000円の減額で、4,665万7,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入6,530万3,000円の追加で、6,656万8,000円となります。

2項雑入6,530万3,000円の追加で、6,656万6,000円となります。

歳入合計が5,271万7,000円の追加で、1億9,796万5,000円となります。

2、歳出、1款総務費5,271万7,000円の追加で、1億9,781万円となります。

1項総務管理費5,271万7,000円の追加で、1億9,685万9,000円となります。

歳出合計が5,271万7,000円の追加で、1億9,796万5,000円となります。

事項別明細書、5ページ、歳出でございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費5,271万7,000円の追加で、1億9,685万9,000円となります。広域連合負担金で、医療費等の減少によりまして医療給付費43万1,000円、介護保険給付費145万9,000円の減額にあわせまして、74歳以下の被保険者で負担しております後期高齢者支援金で60万7,000円を追加するものでございます。25節積立金につきましては、歳入超過となります5,400万円につきまして基金に積み立てをするものでございます。

4ページの歳入にまいります。2、歳入、国民

健康保険税、国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税55万円の追加で、7,700万4,000円となります。1節の医療給付費分現年課税分55万円の追加につきましては、被保険者及び所得者の増によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金1,313万6,000円の減額で、4,665万7,000円となります。当初見込んでおりました歳入不足分につきまして、連合からの精算還付金が生じたため精査するものでございます。

諸収入、雑入、3目雑入6,530万3,000円の追加で、6,656万4,000円となります。空知中部広域連合分賦金前年度精算金の追加でございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ここで昼食休憩に入りたいと思います。午後1時まで昼食休憩といたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 零時59分

○議長（堀内哲夫） 昼食休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第12号

○議長（堀内哲夫） 日程第19、議案第12号 平成22年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第12号 平成22年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成22年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ728万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,243万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該

区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月9日提出

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第12号について内容のご説明を申し上げます。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款後期高齢者医療保険料712万3,000円の減額で、5,366万2,000円となります。

第1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

3款繰入金26万3,000円の減額で、1,845万9,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

5款広域連合支出金4万6,000円の追加で、4万6,000円となります。

1項広域連合交付金、同額であります。

6款繰越金5万3,000円の追加で、5万3,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が728万7,000円の減額で、7,243万5,000円となります。

2、歳出、1款総務費4万6,000円の追加で、9万7,000円となります。

1項総務管理費4万6,000円の追加で、9万2,000円となります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金733万3,000円の減額で、7,114万8,000円となります。

1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

歳出合計が728万7,000円の減額で、7,243万5,000円となります。

事項別明細書、5ページ、歳出でございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費4万6,000円の追加で、9万2,000円となります。

11節需用費で低所得者の保険料軽減措置の広報経費4万6,000円の追加でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金733万3,000円の減額で、7,114万8,000円となります。広域連合の負担金でございます。低所得者の保険料軽減措置及び保険料改定による保険料引き上げの抑制策として連合の余剰金や財政安定化基金の繰り入れを行いましたことから722万7,000円の減額、あわせまして事務費10万6,000円の精査による減でございます。

4ページの歳入にまいります。2、歳入、後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料374万6,000円の減額で、3,873万4,000円となります。

2目普通徴収保険料337万7,000円の減額で、1,492万8,000円となります。いずれも低所得者の保険料軽減措置及び保険料改定による保険料引き上げ抑制による減額でございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目事務費繰入金10万6,000円の減額で、329万7,000円となります。

2目保険基盤安定繰入金15万7,000円の減額で、1,516万2,000円となります。いずれも精査によるものでございます。

広域連合支出金、広域連合交付金、1目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金4万6,000円の追加で、4万6,000円となります。広域連合からの市町村の広報経費の交付金として歳出同額を追加するものでございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金5万3,000円の追加で、5万3,000円となります。前年度繰越金を全額計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第13号

○議長（堀内哲夫） 日程第20、議案第13号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第13号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ942万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月9日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第13号について内容のご説明を申し上げます。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款財産収入734万6,000円の減額で、235万9,000円となります。

1項財産売払収入、同額であります。

2款繰入金695万2,000円の追加で、706万2,000

円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が39万4,000円の減額で、942万1,000円となります。

2、歳出、1款宅地造成費39万4,000円の減額で、402万8,000円となります。

1項宅地造成費、同額であります。

歳出合計が39万4,000円の減額で、942万1,000円となります。

事項別明細書、4ページ、歳出でございます。

3、歳出、宅地造成費、宅地造成費、1目宅地造成費39万4,000円の減額で、402万8,000円となります。鶉本町第2期分譲地造成工事の執行残の精査でございます。

歳入にまいります。2、歳入、財産収入、財産売払収入、1目宅地売払収入734万6,000円の減額で、235万9,000円となります。買い戻しをいたしました鶉本町分譲地を含め、8区画の土地の売り払いを見込んでおりましたが、1区画の売り払いとなりましたので、減額精査するものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金695万2,000円の追加で、706万2,000円となります。歳入不足分につきまして一般会計繰入金を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第14号

○議長（堀内哲夫） 日程第21、議案第14号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第14号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたし

ます。

平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,124万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月9日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第14号について内容のご説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款医療収入160万円の減額で、7,040万1,000円となります。

1項診療収入、同額であります。

3款諸収入50万円の追加で、570万6,000円となります。

1項雑入、同額であります。

4款繰入金50万4,000円の減額で、1,483万3,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が160万4,000円の減額で、1億1,124万4,000円となります。

2、歳出、1款総務費9万6,000円の追加で、6,308万5,000円となります。

1項施設管理費、同額であります。

2款医業費170万円の減額で、4,705万となります。

1項医業費、同額であります。

歳出合計が160万4,000円の減額で、1億1,124万4,000円となります。

事項別明細書、4ページ、歳出でございます。

3、歳出、総務費、施設管理費、1目一般管理費9万6,000円の追加で、6,308万5,000円となります。燃料費の追加のほか、備品購入費で心電計購入執行残による精査でございます。

医業費、医業費、1目医業費170万円の減額で、4,705万円となります。薬品費と検査業務委託の精査によるものでございます。

歳入にまいります。2、歳入、医療収入、診療収入、1目患者負担収入30万4,000円の減額で992万1,000円となります。患者数の減による精査でございます。

2目保険者負担収入129万6,000円の減額で、6,048万円となります。保険者負担金の精査でございます。

諸収入、雑入、1目雑入50万円の追加で、570万6,000円となります。子宮頸がんワクチン接種料を追加するものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金50万4,000円の減額で、1,483万3,000円となります。一般会計繰入金につきまして減額をいたしまして収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第15号

○議長（堀内哲夫） 日程第22、議案第15号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第15号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,828万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,478万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は「第2表 地方債補正」による。

平成23年3月9日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、議案第15号につきまして内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款施設サービス収入1,248万6,000円の追加で、1億6,292万2,000円となります。

1項介護給付費収入1,111万3,000円の追加で、1億4,828万6,000円となります。

2項自己負担金収入137万3,000円の追加で、1,463万6,000円となります。

2款利用料71万6,000円の追加で、1,986万9,000円となります。

1項利用料、同額であります。

3款諸収入227万5,000円の追加で、241万5,000円となります。

1項雑入、同額であります。

4款町債60万円の追加で、5,440万円となります。

1項町債、同額であります。

5款繰越金220万4,000円の追加で、517万8,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が1,828万1,000円の追加で、2億4,478万4,000円となります。

2、歳出、1款老人保健施設費1,828万1,000円の追加で、2億2,115万3,000円となります。

2項総務費、同額であります。

歳出合計が1,828万1,000円の追加で、2億4,478万4,000円となります。

第2表、地方債補正。1、追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。過疎地域自立促進特別事業、60万円、普通貸借又は証券発行、4%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

事項別明細書、5ページ、歳出でございます。

3、歳出、老人保健施設費、総務費、1目一般管理費1,828万1,000円の追加で、2億2,115万3,000円となります。11節需用費で、燃料費の追加のほか、賄い材料費につきましては入所者の増により追加するものでございます。電気料につきましては、精査でございます。14節使用料及び賃借料2万9,000円の追加は、入所者増による精査でございます。18節備品購入費の追加は、平成元年購入の食器洗浄機を更新するものでございます。28節繰出金1,660万円の追加につきましては、歳入超過分につきまして一般会計へ繰り出すものでございます。

歳入にまいります。4ページでございます。2、歳入、施設サービス収入、介護給付費収入、1目施設介護サービス費収入1,099万4,000円の追加

で、1億4,702万5,000円となります。施設入所者の増及び介護度のアップによる施設介護サービス費の追加でございます。

2目居宅介護サービス費収入11万9,000円の追加で、126万1,000円となります。1節短期入所療養介護費収入49万円の追加につきましては、入所者の増によるものでございます。2節通所リハビリテーション費収入につきましては精査でございます。

施設サービス収入、自己負担金収入、1目自己負担金収入137万3,000円の追加で、1,463万6,000円となります。さきに述べました収入に連動いたします精査でございます。

利用料、利用料、1目利用料71万6,000円の追加で、1,986万9,000円となります。こちらにつきましても、収入に伴います精査でございます。

諸収入、雑入、1目雑入227万5,000円の追加で、241万5,000円となります。介護職員の処遇改善にかかわります交付金を追加するものでございます。

町債、町債、2目過疎対策事業債60万円の追加で、60万円となります。一般会計同様、新過疎法の施行に伴いまして施設備品購入費のソフト事業について過疎対策事業債を追加するものでございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金220万4,000円の追加で、517万8,000円となります。前年度繰越金を全額計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第16号

○議長（堀内哲夫） 日程第23、議案第16号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議

案第16号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ474万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,514万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年3月9日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第16号について内容のご説明を申し上げます。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2款使用料及び手数料265万円の追加で、2,892万5,000円となります。

1項使用料、同額であります。

3款国庫支出金121万円の減額で、799万円となります。

1項国庫補助金、同額であります。

4款繰入金348万9,000円の減額で、5,814万3,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

町債270万円の減額で、7,380万円となります。

1 項町債、同額であります。

歳入合計が474万9,000円の減額で、1億7,514万円となります。

2、歳出、1款下水道費429万円の減額で、4,906万9,000円となります。

1項下水道整備費429万円の減額で、4,397万8,000円となります。

2款公債費45万9,000円の減額で、1億2,597万1,000円となります。

1項公債費、同額であります。

歳出合計が474万9,000円の減額で、1億7,514万円となります。

第2表、地方債補正、1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。特定環境保全公共下水道事業、1,100万円、800万円。流域下水道事業、400万円、430万円。

事項別明細書、6ページ、歳出でございます。

3、歳出、下水道費、下水道整備費、1目総務管理費28万円の減額で、1,033万7,000円となります。石狩川流域下水道組合負担金及び消費税、地方消費税の精査でございます。

2目下水道建設費401万円の減額で、3,364万1,000円となります。13節委託料から22節補償、補填及び賠償金まで、いずれも精査によるものでございます。

公債費、公債費、2目利子45万9,000円の減額で、2,683万3,000円となります。長期債償還利子の精査でございます。

5ページ、歳入にまいります。2、歳入、使用料及び手数料、使用料、1目下水道使用料265万円の追加で、2,892万5,000円となります。下水道使用料の増による追加でございます。

国庫支出金、国庫補助金、1目下水道事業費補助金121万円の減額で、799万円となります。特定環境保全公共下水道事業、歳出の補助事業の精査に連動するものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金348万9,000円の減額で、5,814万3,000円となりま

す。一般会計繰入金を減額いたしまして収支の均衡を図るものでございます。

町債、町債、1目下水道事業債270万円の減額で、7,380万円となります。工事費にかかわりませ町債の精査でございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第17号

○議長（堀内哲夫） 日程第24、議案第17号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第17号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

(総則)

第1条 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成22年度上砂川町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条及び平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算(以下「補正予算」という。)(第2号)第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款水道事業収益、既決予定額1億5,908万5,000円、補正予定額、減額127万円、計1億5,781万5,000円。

第1項営業収益、1億2,860万7,000円、減額198万6,000円、1億2,662万1,000円。

第2項営業外収益、3,047万8,000円、71万6,000円、3,119万4,000円。

(支出)

科目、第1款水道事業費用、既決予定額1億5,908万5,000円、補正予定額、減額127万円、計1

億5,781万5,000円。

第2項営業外費用、5,500万1,000円、減額127万円、5,373万1,000円。

(他会計からの補助金)

第3条 補正予算(第2号)第6条で定めた、企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「2,911万6,000円」を「2,983万2,000円」に改める。

平成23年3月9日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、議案第17号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。平成22年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益127万円の減額で、1億5,781万5,000円となります。

1項営業収益198万6,000円の減額で、1億2,662万1,000円となります。

1目給水収益198万6,000円の減額で、1億2,647万9,000円となります。

2項営業外収益71万6,000円の追加で、3,119万4,000円となります。

2目繰入金71万6,000円の追加で、2,983万2,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用127万円の減額で、1億5,781万5,000円となります。

2項営業外費用127万円の減額で、5,373万1,000円となります。

3目消費税及び地方消費税127万円の減額で、350万5,000円となります。

続きまして、3ページ、収益的収入及び支出で

ございます。平成22年度水道事業会計補正予算事項別明細書。収益的収入及び支出。収益的支出、水道事業費用、営業外費用、3目消費税及び地方消費税127万円の減額で、350万5,000円となります。消費税及び地方消費税の精査でございます。

収益的収入にまいります。水道事業収益、営業収益、1目給水収益198万6,000円の減額で、1億2,647万9,000円となります。事業用使用料の減少による精査でございます。

水道事業収益、営業外収益、2目繰入金71万6,000円の追加で、2,983万2,000円となります。収入不足につきまして一般会計繰入金を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で内容の説明を終わります。

◎町政執行方針

○議長(堀内哲夫) 次、日程第25、町政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。町長。

○町長(貝田喜雄) それでは、平成23年度の町政執行方針について申し述べたいと思いますが、お手元に配付しております資料を読み上げましてご提案申し上げますので、1ページをごらん願ひたいと思います。

平成23年上砂川町議会第1回定例会の開会に当たり、私の所信と施策の大綱を申し述べ、皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年4月に町長に就任して人口減少問題や財政健全化問題など多くの課題を背負っての町政運営でありましたが、議員各位や町民の皆様のご協力をいただき、課題解決に努めてきたところであります。

本年度予算は、依然として厳しい状況の中で私にとって初めての本格予算となりますが、大きな課題であります少子高齢化対策として、子育て支援施策や教育関連施策の充実のほか、高齢者施策

を充実させるなど、町民の皆さんが安心して生き生きと暮らせる町づくりに向け関連予算を措置したところであります。

本町は、地域経済の低迷や人口の流出により税収等の減少が著しく地方交付税に依存する脆弱な財政基盤にあります。行財政改革の基本的スタンスを崩すことなく、限られた財源の有効活用を図り、みずからの創意工夫のもと、身の丈に合った中にも希望の持てる町政運営を進めてまいりたいと考えております。

このためにも、私は「町民の皆さんとの協働のまちづくり」を信条に新生上砂川を目指して、住民対話を大切に、活力とにぎわいのある町づくりに全力を傾注してまいり所存でありますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、平成23年度の主要施策の大綱について申し上げます。

第一 健康で安心して暮らせる町づくり

1. 安心して子育てができる町づくり

子育て支援事業につきましては、新たに乳幼児期の子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、出産から2年間育児用品購入券を贈呈するとともに、保育園給食費の無料化を実施するほか、中学生以下の医療費助成を継続します。

また、育児による精神的負担を解消するため、乳幼児健診時での心理判定員による心理相談について、回数増と内容の充実を図ってまいります。

子育て支援の拠点施設となる保育園につきましては、旧管理人室を改修し子育て交流室として整備をし、育児相談やDV等の一時保護施設としての機能を持たせるなど幅広い活用を図ってまいります。

また、グラウンドの西側遊具付近にイスやテーブル等を備えた子育て交流広場を整備し、入園していない子供と保護者等に開放してまいります。

児童館につきましては、就労する保護者ニーズに対応するため、利用時間を延長するとともに、

館内の補修や備消耗品等の更新整備を行い、子供たちが快適に過ごせる環境づくりに努めてまいります。

また、よりよき子育て支援体制の整備に向け、関係団体や地域住民、ボランティア等との連携による子育て支援ネットワークを構築し、効果的な支援事業を実施してまいります。

2. 高齢者や障害者に優しい町づくり

高齢者対策につきましては、関係機関・団体との連携を密にし、地域が一体となった支援策を推進するため、敬老会行事の内容検討を進めるほか、新たに100歳と88歳を対象に長寿を祝うとともに、生きがいを促すため長寿祝品贈呈事業を創設いたします。

ひとり暮らし高齢者等の安全対策につきましては、緊急通報受信センター装置更新と端末装置を増設するとともに、社会福祉協議会と連携し、高齢者の安否確認と高齢者情報の集積を目的とした高齢者マップを新たに整備するほか、救急医療情報キット配布事業を継続して高齢者見守りネットワーク事業の充実を図ってまいります。

福祉医療センターの特別養護老人ホーム及び老人保健施設につきましては、入所者が安心して生活できるよう施設の備品等を整備するとともに、思いやりのある質の高い介護サービスの提供に努めてまいります。

また、デイサービスセンターにつきましては、新たな利用者の掘り起こしのため家族体験プログラム事業等を通してPRに努めるとともに、積極的に情報発信し利用促進を図ってまいります。

障害者支援につきましては、除雪サービスについて昨年からの障害者の実情を勘案し4級までの肢体不自由者まで拡大しており、引き続き在宅生活における町独自の支援策の検討を進めてまいります。

3. 生涯にわたり健康に暮らせる町づくり

町民の健康づくりにつきましては、幼児期からの予防が重要であることから生活習慣病予防対策

として、園児や小学生を対象にした食育事業を継続するとともに、医療機関と連携し特定健診等の受診率の向上に努めてまいります。

各種がん対策等につきましては、子宮頸がんワクチン接種費用助成について、現行中学3年生の女子としていますが、中学1年生から高校1年生まで拡大するほか、新たにヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン接種費用についても、国の基準同様2カ月から4歳児を対象に全額助成し、細菌性髄膜炎の予防に努めてまいります。

また、一定年齢を対象にした働く世代の大腸がん検診推進事業を新たに実施するとともに、インフルエンザワクチン接種費用助成については、引き続き町民の感染予防と健康維持が重要との観点から、単独事業として継続してまいります。

高齢者の健康維持と介護予防対策につきましては、昨年より地域住民やボランティアを中心に気軽な運動により筋力アップにつながるいきいき百歳体操のサポーターを養成していることから、本年度においてはサポーターが中心となっていくいきいき百歳体操を地域全体に普及してまいります。

健康の里づくり事業につきましては、事業開始以来5年が経過し、各種健康づくり事業も町民に定着していることから、今後も振興公社と連携し各団体の協力を得ながら、町民が参加しやすい事業実施に努め、交流機会の確保と町民の健康増進を図ってまいります。

第二 教育と文化をはぐくむ町づくり

1. 次世代をみんなで担う町づくり

学校教育につきましては、「確かな学力」の向上のため基礎的、基本的知識、技能を身につけさせるとともに、本年度から小学校5年、6年生の英語授業が必修となったことから、外国人講師を活用するなど適切に対応するほか、放課後子ども教室の拡充や小学校と保育園の連携による就学前幼児の支援等に努め、学校・家庭・地域・行政が一体となって児童生徒の健全育成を図ってまいります。

2. 生涯学べる町づくり

社会教育につきましては、生涯学習の観点に立ち、乳幼児から高齢者まで多様な学習要求にこたえるとともに、上砂川の発祥の地である福井市鶉地区との交流事業として、インターネットを活用した子供たちの作品交換を進めるほか、将来に向けた人的交流事業等について検討してまいります。

スポーツ・文化活動につきましては、子育て支援対策も視野に入れ小・中学生の体育センター使用料を無料化するとともに、老朽化が著しい町民センター及び体育センターについて、耐震診断を実施の上、年次計画にて耐震化工事や大規模改修工事を進め住民利用に供し有効活用を図るとともに、ニュースポーツの普及に努めてまいります。

鶉本町生活館敷地内に設置されている開拓の碑につきましては、大正7年に建立され老朽化が著しいことから改修してまいります。

このほか、具体的な教育行政の施策につきましては、教育行政執行方針で述べられますので省かせていただきます。

第三 安全で環境にやさしい町づくり

1. 快適な生活ができる町づくり

土地利用計画につきましては、町内に点在している公共遊休地の利活用を定めた既存計画の見直しを図り、町づくりにかかわる各種計画との調整を行い今後も地域の特性に十分配慮しつつ、効果ある土地利用を進めてまいります。

道路網の整備につきましては、町民生活の中心となる町道の安全確保のため、緊急を要するものを優先して整備を進めるとともに、平成24年度に「橋梁長寿命化計画」を策定することから、本年度橋梁点検を実施してまいります。

道道につきましては、歩行者の安全確保を図るため東鶉歯科診療所から文珠交差点までの歩道未整備区間について要望箇所の早期完成に向け、要請活動を進めてまいります。

除排雪につきましては、現行体制を維持しながら

ら、より一層効率的で効果的な除排雪体制について検討し、安全で安心な道路確保を図ってまいります。

交通体系の整備につきましては、路線バスが利用者の減少などにより不採算路線となっていることから、さらなる減便も予想されますが、住民の日常生活を支える重要な「地域の足」を守るとの観点に立ち、便数確保についてバス会社及び関係機関と調整してまいります。

情報通信につきましては、本年7月に地上アナログ放送からデジタル放送に完全移行されることから、スムーズなデジタル化移行に向けて関係機関と連携し、対応してまいります。

水道事業につきましては、浄水場施設の各種機器が更新時期を迎え年次計画で整備しておりますが、本年度は薬品注入設備等の機器を更新するとともに、漏水対策のため緑が丘・鶉本町地区の配水管布設がえ整備を行い、健全な水道事業の経営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、鶉若葉地区の整備を行うとともに、中央地区に新たに建設する公営住宅に必要な施設の整備を進めてまいります。

また、水洗化の促進を図るため、PR活動を積極的に行い水洗化率の向上を図り、健全な下水道事業の経営に努めてまいります。

居住環境の整備につきましては、本町の課題である人口減少対策や定住対策に大変重要であることから、快適性と利便性の向上を図るため、鶉若葉地区及び鶉地区の公的住宅の水洗化を進めるとともに、商店街の活性化と移住・定住対策の一環として、中央地区にユニバーサルデザインを取り入れた公営住宅を建設してまいります。

空戸住宅対策につきましては、「町営住宅長寿命化計画」により、一部地域の住宅再編も視野に入れ、上下水道整備も含めた総合的な環境整備を進め定住を促進してまいります。

また、中央地区単身者住宅につきましては、除雪や草刈りを要しないことから、高齢者が入居で

きるよう基準要件を緩和し、1階空戸の利活用を図るとともに、引き続き空戸住宅除排雪事業を実施し、周辺住民の安全確保を図ってまいります。

分譲宅地につきましては、昨年分譲した鶉本町第2期分譲地2区画をあわせて7区画が未売却地となっていることから、分譲条件の見直しを含め、ハウスメーカーへの分譲地情報の提供や効果的なPR方法を検討して、完売に努めてまいります。

2. 安全で安心な住みよい町づくり

消防体制につきましては、消防の広域化や消防救急無線デジタル化整備などの国の施策を踏まえつつ、消防運営の効率化を図るため、平成24年度をめどに砂川地区広域消防組合への加入について、関係市町と協議を進めてまいります。

また、広報車を更新し火災予防などの広報活動の充実に努めてまいります。

地域防災対策につきましては、近年の気象変動による台風や集中豪雨などの自然災害に即応するため、地域防災計画・水防計画に沿った迅速かつ確かな防災体制の確立に努めるとともに、国民保護政策の一環として昨年導入した全国瞬時警報システムを活用して、武力攻撃等に関する情報について速やかかつ確実に住民周知するよう努めてまいります。

高齢者等の災害時要援護者対策や防犯体制につきましては、関係機関と連携し高齢者見守りネットワーク事業及び子ども守り事業を引き続き実施するとともに、昨年10月に制定した「生活安全条例」のもと、犯罪や事故のない、安全で安心できる地域社会の実現に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、昨年9月に交通死亡事故が発生していることから、交通安全推進委員会とのさらなる連携を図り、危険箇所の把握に努めるとともに、高齢者を対象に交通安全訪問講座を実施するなど交通安全運動の一層の推進を図ってまいります。

消費者保護対策につきましては、昨年10月に設立した「消費者被害防止ネットワーク」のもと、

特に被害の多いお年寄りを中心とした消費者被害防止訪問講座などの実施により、消費被害の未然防止や被害者の早期発見に努めてまいります。

また、本年度消費者協会が創立40周年を迎えることから、9月に実施する記念事業に対し、助成をしております。

3. 資源を生かす環境循環型社会を目指す町づくり

ごみの分別収集につきましては、衛生協力会との連携を図りながらより一層の減量化に努めてまいります。

また、可燃物ごみ処理のための中・北空知廃棄物処理広域連合による焼却施設につきましては、平成25年4月の運営に向けて建設工事が進められていることから、可燃ごみの円滑な処理に向け構成市町と今後とも連携してまいります。

し尿処理につきましては、既存施設が老朽化していることから、昨年より石狩川流域下水道中部地区協議会において前処理施設を石狩川流域下水道奈井江浄化センターに建設する方向で調整しておりますので、住民生活に支障が生じないよう協議を進めてまいります。

第四 活力とにぎわいのある町づくり

1. 活力ある商工業を目指す町づくり

商業の振興につきましては、商工会議所や商業者みずからが消費者ニーズに対応した地域密着型サービス等への取り組みがなされるよう側面支援するとともに、各関係機関が連携をして進める商店街への集客増や購買力向上事業等について支援してまいります。

工業の振興につきましては、既存企業の体質強化と経営の安定を図るため、商工会議所と連携し、国・道の各種制度を活用しながらさらなる育成・助長に努めてまいります。

2. 地域を支える産業を構築する町づくり

新産業の創出につきましては、一朝一夕に成果を得るのは困難であります。集積されたシイタケ関連企業の育成・支援を進めつつ、新たな栽培

事業者の誘致に努めるとともに、ジャパンアグリテック社に委託しているシイタケを活用した特産品開発に向け引き続き支援してまいります。

企業誘致につきましては、事業推進の条件整備が求められていることから、新たに上砂川にゆかりのある町外居住者を対象とした「上砂川会」を札幌と東京に立ち上げ、企業等の情報提供を求めるとともに、国・道の制度や空知産炭地域総合発展基金を活用するなどして積極的な活動に努めてまいります。

雇用対策につきましては、地場企業の育成・支援による雇用機会の拡充はもとより、昨年に引き続き緊急雇用創出推進事業補助金を活用して雇用の創出を図ってまいります。

また、若年層の雇用確保に向けた新たな産業興しについては、大変難しい時代背景にありますが、町民の皆さんはもとより、関係機関・団体等と連携し、検討してまいります。

3. 観光資源を生かした町づくり

観光につきましては、上砂川岳温泉「パンケの湯」が本町唯一の施設・資源であることから、恵まれた自然環境や地理的条件を最大限に生かした誘客活動を進めてまいります。

パンケの湯につきましては、豊富な効能を有する新源泉の導入とあわせ昨年よりニジマス料理の提供に取り組んでいることから、新たなセールスポイントとして、振興公社に配置している観光PR大使と連携し、町内外に広くPRし利用者増を図ってまいります。

スキー場ゲレンデにつきましては、昨年度エプロン部分にルピナスの植栽とベンチを整備したことから、引き続きその周辺に町民の協力を得てスズラン等を植栽するとともに、ゲレンデ全体の利活用を検討し町民が憩える環境整備を進めてまいります。

イベントにつきましては、地域の活性化を目指し実施する各団体や町民グループ等の事業に対し職員の人的協力も含め支援するとともに、本町最

大のイベントであります仮装盆踊り大会については、一昨年から花火大会を拡充したところであり、多くの町民の期待と町外観光入り込み客による波及効果も大きいことから、本年度においても所要の予算措置を講じてまいります。

本町の貴重な炭鉱遺産である旧上砂川駅舎につきましては、平成8年の移設以来、老朽化が進んでいることから屋根・外壁の塗装や内部改修等を実施するとともに、併設している車両についても、塗装を実施し町民が利用しやすい環境整備に努めてまいります。

第五 みんなで進める町づくり

1. 町民一人一人が主役の町づくり

地域住民の自主性を重んじた協働の町づくりにつきましては、自治会連絡協議会等と連携し地域活動を支援するとともに、町民と行政とのパートナーシップの構築を図り、それぞれの役割を明確にしつつ、地域に根差した諸活動がなせるよう努めてまいります。

町民の町政に対する意見の反映につきましては、行政情報を提供することにより情報の共有化を図るとともに、町民が参加し意見を出しやすい環境を整えるほか、昨年実施した団体別懇談会や小・中学生との町づくり意見交換会等を継続するなどして、第6期上砂川町総合計画を進める中で対応してまいります。

町広報につきましては、何を知りたいか町民の立場で考え、見やすく読みやすい紙面づくりに努めるとともに、町外への重要な情報発信源となるホームページについては、タイムリーな情報発信に努めてまいります。

人口減少・移住定住対策につきましては、中央地区公営住宅の建設を初め、町営住宅の水洗化等の住環境整備を進めるとともに、各種子育て支援施策の実施により子供を産み育てやすい環境を整えるほか、移住定住奨励金や住宅奨励金制度を継続するなど総合的な対策を講じ、町外からの転入者・移住者確保に向けて取り組みを強化してまい

ります。

2. 健全で効率的な財政運営を進める町づくり

本町の財政運営につきましては、町税等の自主財源が乏しく地方交付税に依存する厳しい状況ではありますが、財政健全化計画の着実な実行によって一定の成果を上げているところであります。

本年度の財政見込みにつきましては、町税の減収はもとより、国勢調査結果による人口減少に起因して地方交付税におきましても増額は期待できないことから、当初予算編成に当たりましては、財政健全化を考慮しつつ人口減少や少子高齢化対策に重きを置き、将来を見据えた上で公営住宅建設などの定住施策や子育て支援事業、さらには高齢者対策等について所要の予算措置を講じたところであります。

追加補正を含めた今後の財政運営につきましては、年度途中においての優先すべき課題や住民ニーズを見極めながら、引き続き効率的かつ効果的な事業の実施に努めるとともに、自主財源の確保に向け収納対策を強化し収納率の向上を図り、中・長期的な財政見通しのもとに健全で効率的な財政運営に努めてまいります。

3. 広域的な連携を進める町づくり

広域的な連携につきましては、行政の効率化と町民の利便性向上のため広い観点で検討が求められるものであります。

昨年より道と協議を進めていたパスポート交付につきましては、住民サービスの向上を図るため砂川市への委託により歌志内市、奈井江町とともに本年7月から砂川市で交付されるもので、4月から3カ月の住民周知期間を設け、多くの利用がなされるようPRに努めてまいります。

行政各般にわたる新たな広域連携につきましては、現在事務レベルで協議を進めております消防本部の砂川地区広域消防組合への加入のほか、多種多様な観点より将来展望を見極め、一般行政のみならず教育行政を含め広域連携が可能な事務事業の点検に努め、関係市町へ働きかけ事業の具体

化に努めてまいります。

以上、平成23年度の町政執行方針について私の所信を申し上げさせていただきました。

地方財政を取り巻く環境は、長引く景気低迷により先が見えない状況になっておりますが、このような不透明な時代にこそ主体的・自主的で創意工夫した行財政運営が求められます。

本年度においても、多くの課題を抱えての行財政運営となりますが、町議会議員や町民の皆さんの英知を賜り、町民の皆さんが住みなれた上砂川町で生涯にわたり安心して暮らせる町づくりを目指し、職員と一丸となって全力で取り組んでまいり所存であります。

最後に、議員各位並びに町民の皆さんの町政に対する、より一層のご理解ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げ、平成23年度の町政執行方針といたします。

なお、本年度予定している主要施策につきましては、主要施策の5つの柱に沿って別冊によりお示ししておりますので、ご高覧いただきご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で町政執行方針を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時04分

○議長（堀内哲夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎教育行政執行方針

○議長（堀内哲夫） 日程第26、教育行政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。教育長。

○教育長（勝又 寛） 平成23年度の教育行政執行方針を述べさせていただきますので、本文をごらんいただきたいと思います。

平成23年第1回定例町議会の開会に当たり、平

成23年度の教育行政の執行方針を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

今日の教育を取り巻く環境は、学ぶ意欲や学力・体力の低下が取りざたされる中、新学習指導要領により「ゆとり教育」から学力向上に重点を置いたものとなり、本年度では小学校、平成24年度には中学校で導入され教育環境が変わろうとしております。

教育現場と家庭・地域の連携による教育力を高め、一人一人の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら未来を担う子供たちが、多様化している現状や大きな変化に対応できる確かな学力や豊かな人間性、健やかな体をはぐくむ教育の推進に向け、子供たちが、毎日楽しく登校し、みずからの学びを高め、思い出に残る学校生活を送ることができ環境づくりに努めてまいります。

また、生涯学習を通じる中で町民の皆さんが生きがいを持って健康で毎日の生活に張り合いを感じながら、楽しく学ぶことができる機会の提供に努めてまいります。

1. 学校教育の推進

「生きる力」を基盤として、基礎・基本の「確かな学力」の定着と「豊かな心」、そして「健やかな体」の育成に努めてまいります。

(1) 学習指導の充実

学校教育につきましては、小学校・中学校での学力向上に向けた基礎学力の定着と現状の把握を確認するため、本年度も全国学力・学習状況調査や本町独自で行っております全国標準学力検査を実施し、指導方法や学習形態の工夫・改善に努めるとともに、教科指導において経験豊富な実践的指導者の確保に向けて道教委の事業であります学校巡回指導教員制度を活用してまいります。

また、指導に携わる教職員みずからが専門的知識や教養を高めることが必要であり、各種研修事業への積極的な参加を勧めるとともに、指導力向上のため学校教育振興会の活動を支援してまいり

ます。

新学習指導要領への円滑な移行につきましては、小学校での英語教材備品や中学校体育授業に使用する武道用備品などの教材備品について順次整備を進めてまいります。

特別支援教育につきましては、障害のある児童、生徒の学校における日常生活動作や学習活動上のサポートを必要とすることから、本年度も小学校に特別教育支援員を1名配置し、支援を行うとともに発達障害を含めた障害のある子供に適切な支援をするため、保育園や関係機関等との情報交換会など連携を図ってまいります。

放課後や週末など児童が安心して活動できる場の確保につきましては、「放課後子ども教室」を継続するとともに、学校施設などを活用して地域の方々の協力を得る中で、子供たちが心豊かで健やかに育ち学力・体力の向上がなせるよう学習・スポーツ教室を実施してまいります。

家庭の教育力の向上につきましては、家庭学習の習慣が身につくよう、家庭に対する啓発を行い、入学前児童を中心とした保育園の保護者に対して小学校と連携して保育園児の学校見学や事業参加及び教員との情報交換会などを実施してまいります。

家庭・地域から信頼される開かれた学校づくりの推進につきましては、学校評議員による外部評価を行うことにより、広い視点から意見をいただき、学校改善につなげてまいります。

JETプログラムによる英語指導助手の活用につきましては、中学校では、正しい発音や正確な聞き取り能力を養うことを重点に、小学校では、本年度から5・6年生において外国語が必修化されることから、基礎的語学力の向上を目指し、その他の学年においても英語になれ親しむ授業を行ってまいります。

保育園の園児を対象とした英語になれ親しむ時間を月に1回実施し、幼児教育への活用も進めてまいります。

小・中学校で実施する芸術鑑賞事業につきましては、子供たちが高い文化に触れることで情操が養われるよう本年度も同様に実施し、特に中学校においては、生徒の自主性と創造性をはぐくむことを目的に、生徒みずからが企画・立案できるような取り組みを進め、どちらについても一般の方々も鑑賞できるようにしてまいります。

食に関する指導につきましては、児童・生徒の健全な心身の発達に資する学校給食の役割は極めて大切であることから、栄養教諭を中心に子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう指導計画を作成して充実に努めるとともに、安心、安全な給食の提供に努めてまいります。

また、学校給食においては、食材の原料高騰などに伴い給食費が値上げにならないよう、引き続き献立を工夫しながら、給食費に包含されていますパンと米飯の加工賃について全額公費負担をしてまいります。

(2) 児童・生徒の指導

児童生徒の健全育成につきましては、問題行動等の背景に規範意識や倫理観の低下が関係していることから、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、有意義で充実した学校生活が求められることから、命のとうとさと人間尊重の精神、善悪の判断ができる人格形成のため、知・徳・体の調和ある発達を目指し、すべての教育活動の中で育むことができるよう指導に努めてまいります。

また、児童生徒の発する問題行動のサインを見逃さず、学校全体で対応するとともに、早期発見・早期指導が重要であることから、学校、PTA、地域、行政による「上砂川町児童生徒問題行動等対策協議会」を中心に情報交換を行い、問題解決に努めてまいります。

長期欠席となっている児童・生徒への対策につきましては、学級担任が中心となり家庭訪問や電話による日常生活の動向を把握しながら常に接点

を保ちつつ、児童生徒の発達の段階に応じた指導の継続を行い、すべての児童生徒にとって居場所となる学校を目指して細やかなケアに努めてまいります。

インターネット・携帯電話の普及に伴う諸課題の対応につきましては、児童生徒が有害情報によりトラブルに巻き込まれたり、インターネット上への書き込みによる誹謗中傷やいじめへと発展することもあることから、課題について実態の把握に努め情報モラルの適切な指導を行ってまいります。

(3) 教育環境等の整備

教育環境の整備につきましては、上砂川中学校校舎・体育館の耐震化並びに大規模改修工事と中央小学校体育館の耐震化工事の完成により、本年度から安心・安全な学びやとして充実した教育環境のもとで、学習の充実に努めてまいります。

また、保護者負担の軽減を図るため教材費の助成や部活動の各種大会等参加経費、スキー学習等経費への補助、日本スポーツ振興センター（傷害保険）掛金等の全額公費負担の支援を継続してまいります。

歴史ある教育活動を続けつつも、時代背景により閉校した各学校の校名碑を設置しておりますが、旧第二中学校の校名碑が未設置でありますので、卒業生からの要望もあることから学校跡地に設置してまいります。

2. 社会教育の推進

世代に応じてみずから学び、生涯にわたって実践できる学習環境の提供に努めてまいります。

(1) 社会教育の充実

社会教育の推進につきましては、本年3月に策定いたしました「第5次社会教育中期計画」に基づき、各種事業を実施してまいります。

読書活動につきましては、公民館で実施している「楽童くらぶ絵本DEココロ」をさらに充実させ、人とのかかわりの中でさまざまな体験を通じて、読書の楽しさをより多くの子供たちに広め

てまいります。また、昨年同様、保育園で行っている子育て事業「おひさまるーム」を支援してまいります。

学校支援地域本部事業につきましては、学校を支援するボランティアの拡大を図り、より多くの住民が学校に通う子供たちのためにさまざまな支援を行える体制を構築してまいります。

町民センター、体育センターにつきましては、文化活動の拠点として多くの町民が利用されており、さらに災害時の避難場所でもあることから、耐震補強や大規模改修事業について、平成25年度に事業の実施を目指し耐震診断を実施してまいります。

男女共同参画につきましては、女性の参加とともに男性が担う役割も求められておりますので、男女がともに考える学習機会の提供と各団体等の参加を推進してまいります。

通年行っている幼児期から高齢期までの領域別の事業につきましては、創意工夫を凝らしながら、さらなる拡充に努めてまいります。

(2) 芸術・文化の振興

芸術、文化の振興につきましては、すぐれた芸術・文化に触れる環境づくりが必要なことから、文化活動の中心的組織である文化協会を支援し、昨年度に引き続き郷土の美術祭と学校教育振興会が主催する児童生徒作品展を、体育センター内で開催し、多くの町民に観覧していただけるよう支援をしてまいります。

日本古来の伝統文化の一つであります「百人一首」につきましては、昭和53年から大会を開催し、多くの子供たちに親しまれてきましたが、地域での指導者が不足していることから、「いろはカルタ」から「百人一首」へと継続できる方策について検討し、底辺の拡大を図ってまいります。

上砂川の発祥の地である福井市鶉地区との交流事業につきましては、福井市鶉小学校と中央小学校との間で、インターネットを活用し文化と歴史を学ぶため、作品交換を進めるほか人的交流など

の相互交流について検討してまいります。

(3) スポーツの振興

社会体育の振興につきましては、体育協会の主催事業であります「全町混合ミニバレーボール大会」を引き続き支援・協力するとともに、「スーパードッジボール大会」につきましては、子ども会育成連絡協議会の協力を得まして、引き続き開催してまいります。

また、個人でも気軽に行える軽スポーツの普及に取り組むとともに、健康増進の観点から新たなスポーツを考案してまいります。

現在有料となっております体育センターの使用料につきましては、子育て支援対策の一環を含めて、スポーツの振興や利用促進の観点から小・中学生を無料としてまいります。

町営球場につきましては、スタンド等の老朽化が著しく、利用がほとんどないことから、活用方法について検討してまいります。

以上、本年度における教育行政執行方針を申し上げましたが、これら実現のため関係機関及び教育諸団体との密接な連携を保ち、執行に万全を期して努力をしてまいりますので、町議会議員並びに町理事者各位の格別のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成23年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育行政執行方針を終わります。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日午前10時から本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。どうぞ苦勞さまでございました。

(散会 午後 2時18分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

副 議 長 水 谷 寿 彦

署 名 議 員 大 内 兆 春

署 名 議 員 川 上 三 男

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 3 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録 (第 2 日)

3 月 1 0 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 5 3 分 散 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 議案第 2 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 3 議案第 3 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 4 号 上砂川勤労者体育センター設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 5 号 上砂川町単身者住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 6 号 砂川市への上砂川町の旅券交付申請及び交付に関する事務の事務委託について
- 第 7 議案第 7 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 8 議案第 8 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第 9 議案第 9 号 第 6 期上砂川町総合計画基本構想策定について
- 第 1 0 議案第 1 0 号 平成 2 2 年度上砂川町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 1 1 議案第 1 1 号 平成 2 2 年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号)
- 第 1 2 議案第 1 2 号 平成 2 2 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

- 第 1 3 議案第 1 3 号 平成 2 2 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号)
- 第 1 4 議案第 1 4 号 平成 2 2 年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 5 議案第 1 5 号 平成 2 2 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 6 議案第 1 6 号 平成 2 2 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 7 議案第 1 7 号 平成 2 2 年度上砂川町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
※ 議案第 2 号～第 1 7 号までは、
質疑・討論・採決とする。
- 第 1 8 議案第 1 8 号 平成 2 3 年度上砂川町一般会計予算
- 第 1 9 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算
- 第 2 0 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 1 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計 (事業勘定) 予算
- 第 2 2 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度上砂川町立診療所事業特別会計予算
- 第 2 3 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算
- 第 2 4 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度上砂川

- 町土地取得事業特別会計予算
 第25 議案第25号 平成23年度上砂川
 町下水道事業特別会計予算
 第26 議案第26号 平成23年度上砂川
 町水道事業会計予算
 ※ 議案第18号～第26号まで
 は、予算の大綱・提案理由・内容
 説明までとし、予算特別委員会に
 付託する。
 第27 予算特別委員会設置及び付託につ
 いて

○会議録署名議員

6番 大内兆春
 7番 川上三男

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は、柳川議員から欠席の届け出がありますので、8名であります。

なお、理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成23年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、6番、大内議員、7番、川上議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

○議案第2号 議案第3号 議案第4号
 議案第5号 議案第6号 議案第7号
 議案第8号 議案第9号 議案第10号

議案第11号 議案第12号 議案第13号
 議案第14号 議案第15号 議案第16号
 議案第17号

○議長（堀内哲夫） 日程第2、議案第2号から日程第17、議案第17号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第2、議案第2号 公の施設に係る指定管理者の指定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 公の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたしま

す。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第4号 上砂川勤労者体育センター設置条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 上砂川勤労者体育センター設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第5号 上砂川町単身者住宅条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 上砂川町単身者住宅条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第6号 砂川市への上砂川町の旅券交付申請及び交付に関する事務の事務委託について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 砂川市への上砂川町の旅券交付申請及び交付に関する事務の事務委託については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 北海道市町村総合事務組合格約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第9号 第6期上砂川町総合計画基本構想策定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 第6期上砂川町総合計画基本構想策定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第10号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第11号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第12、議案第12号 平成22年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成22年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第13、議案第13号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第14、議案第14号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第15、議案第15号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第16、議案第16号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 平成22年度上砂川町

下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第17、議案第17号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第18号 議案第19号 議案第20号
議案第21号 議案第22号 議案第23号
議案第24号 議案第25号 議案第26号

○議長（堀内哲夫） 日程第18、議案第18号から日程第26、議案第26号までにつきましては、関連性がございますので、一括議題とし、提案理由並びに予算の大綱、内容説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18、議案第18号 平成23年度上砂川町一般会計予算から日程第26、議案第26号 平成23年度上砂川町水道事業会計予算まで一括議題といたします。

それでは、議案第18号から議案第26号につま

して提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま一括上程されました議案第18号 平成23年度上砂川町一般会計予算から議案第26号 平成23年度上砂川町水道事業会計予算までについて提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

予算書本文、1ページをご参照願いたいと思います。議案第18号 平成23年度上砂川町一般会計予算。

平成23年度上砂川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億5,070万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。

次ページでございます。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び負担金、補助及び交付金（退職手当組合負担金に限る）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

平成23年3月9日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

次、123ページをお開き願いたいと思います。

議案第19号 平成23年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

平成23年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,173万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年3月9日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

次に、131ページをお開きいただきたいと思います。議案第20号 平成23年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算。

平成23年度上砂川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,470万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年3月9日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

続きまして、139ページをお開き願います。議案第21号 平成23年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算。

平成23年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ544万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年3月9日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

次は、145ページでございます。議案第22号 平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計予算。

平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計の予

算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億955万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年3月9日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

次に、161ページをお開き願います。議案第23号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算。

平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,595万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年3月9日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

次に、177ページでございます。議案第24号 平成23年度上砂川町土地取得事業特別会計予算。

平成23年度上砂川町土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ373万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年3月9日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

次に、181ページをお開き願います。議案第25号 平成23年度上砂川町下水道事業特別会計予算。

平成23年度上砂川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それ

ぞれ1億7,733万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1億5,000万円と定める。

平成23年3月9日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

次に、197ページであります。議案第26号 平成23年度上砂川町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 平成23年度上砂川町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数1,991戸

(2) 年間給水量57万2,278立米

(3) 1日平均給水量1,568立米

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益1億6,370万6,000円。第1項営業収益1億2,530万6,000円。第2項営業外収益3,840万円。

支出、第1款水道事業費用1億6,370万6,000円。第1項営業費用1億1,092万6,000円。第2項営業外費用5,268万円。第3項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,454万6,000円は、損益勘定留保資金で補て

んするものとする。)

次のページでございます。収入、第1款資本的収入8,993万8,000円。第1項出資金1,663万円。第2項企業債5,120万円。第3項国庫補助金2,083万6,000円。第4項他会計補助金127万2,000円。

支出、第1款資本的支出1億4,448万4,000円。第1項企業債償還金7,117万6,000円。第2項建設改良費7,330万8,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定める。起債の目的、簡易水道等施設整備事業。限度額、5,120万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第7条 次にあげる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,896万2,000円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額は、3,667万4,000円とし、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、127万2,000円、企業債償還金のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,663万円とする。

平成23年3月9日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以上、議案第18号から議案第26号まで提案理由を申し述べましたが、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

以上であります。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き予算の大綱、内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長(奥山光一) それでは、議案第18号、平成23年度一般会計予算から議案第26号、平成23年度水道事業会計予算まで一括して内容のご説明をいたします。

お手元に配付してございます予算の大綱を読み上げ、説明とさせていただきます。その後予算書本文へ入らせていただきたいと思います。

それでは、平成23年度各会計予算の大綱、1ページでございます。平成23年度予算編成方針。本町の財政状況は、財政健全化計画の着実な実行により一定の成果は上げたものの、自主財源である町税は人口流出等による減少傾向にあり、依然として地方交付税に大きく依存する厳しい状況が続いていることから、引き続き財政健全化の推進と財政健全化4指標を考慮した財政運営に努めなければなりません。このような財政状況の中にも、本町の重要課題であります人口減少対策のための移住、定住施策、子育て支援施策のほか高齢者施策、教育関連施策の充実など、生涯にわたり安心して暮らせる町づくりに向け、限られた財源の有効活用を図り、第6次町づくり計画に基づき予算編成を行ったところです。

その結果、予算規模につきましては、5ページにまとめてございますが、一般会計で27億5,070万円、8特別会計合わせまして10億2,664万2,000円、合計では37億7,734万2,000円となっております。

す。

以下、平成23年度各会計予算の概要についてご説明いたします。一般会計予算の概要でございます。前年度の一般会計予算につきましては、昨年4月、町長選挙がとり行われたことから義務的、経常的経費を中心とした骨格予算でありましたが、本年度は政策的な経費も取り込んだ通常予算となっており、予算規模は27億5,070万円で前年度比15.4%、3億6,770万円の増となりました。増額の主な要因は、重点施策である移住、定住対策として商店街の活性化を視野に入れ、中央地区にユニバーサルデザインを取り入れた公営住宅建設事業や子育て支援事業の育児用品購入券贈呈事業、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン等の接種費用全額助成、高齢者対策の長寿祝金贈呈事業などに係る経費について予算計上したところであります。

次のページでございます。歳入の概要でございます。主なものを記載しておりますので、6ページもあわせてごらんいただきたいと思っております。町税でございます。個人、法人町民税や固定資産税など、前年度比1.6%減の1億5,819万7,000円としました。なお、鉱産税につきましては、事業収入のため廃目となっております。

地方譲与税、地方譲与税から特例交付金までは、前年度交付額を勘案し、計上しました。

地方交付税、国の地方財政計画に基づく増加と国調人口減及び公債費の償還終了による減額などを見込み、普通交付税で12億2,000万円、特別交付税で1億2,000万円を見込み、前年同額の13億4,000万円としました。

使用料及び手数料、公住使用料やごみ処理及びし尿処理証紙収入など、前年度比1.5%減の2億13万5,000円としました。

国庫支出金、公営住宅建設補助金や子ども手当支給に対する負担金など、前年度比144.5%増の2億6,115万9,000円としました。

道支出金、緊急雇用対策補助金、北海道知事・

道議会議員選挙費委託金など、前年度比0.5%減の1億1,222万9,000円としました。

諸収入、介護サービス収入や高額療養費など、前年度比1.2%増の2億3,626万3,000円としました。

町債でございます。公営住宅建設事業債や平成22年度より起債対象となった過疎対策事業ソフト分など、前年度比157.7%増の3億5,560万円としました。

次に、歳出の概要でございます。7ページもあわせてごらん願います。人件費でございます。前年度末退職と新規採用による相殺と退手負担金の掛け率引き上げなどにより、前年度比1.6%増の6億6,535万9,000円としました。

扶助費、子ども手当、障害者自立支援費、各医療費など、前年度比9.4%増の2億3,934万6,000円としました。

公債費、22年度まで借り入れしました長期債の元利償還金と一時借入金利子により、前年度比6.4%減の4億6,329万2,000円としました。

物件費、需用費等の管理経費のほか、経済危機対策経費である緊急雇用創出対策費など、前年度比1.4%増の3億5,095万7,000円としました。

補助費等、各団体への補助金の所要額を見込むほか、一部事務組合、広域連合負担金など、前年度比3.1%減の3億4,884万円としました。

投資的経費、中央地区公営住宅建設や町営住宅水洗化、道路維持費及び町民センター耐震診断など、前年度比1,096.6%増の4億1,792万8,000円としました。

貸付金、中小企業融資及び商店街近代化融資貸付金により、前年度比10.7%減の1,010万4,000円としました。

繰出金でございます。国民健康保険事業特別会計など8特別会計繰出金合計で、前年度比1.1%減の2億533万円としました。

続きまして、各特別会計予算の概要でございます。5ページもあわせてごらん願います。初めに、

国民健康保険事業特別会計でございます。空知中部広域連合への分賦金など、前年度比19.3%増の1億7,173万2,000円としました。

後期高齢者医療特別会計、後期高齢者医療に係る北海道後期高齢者広域連合への分賦金など、前年度比6.3%減の7,470万5,000円としました。

土地開発造成事業特別会計、宅地造成費の減などにより、前年度比36.9%減の544万9,000円としました。

町立診療所事業特別会計、薬品費等管理経費など、前年度比1.2%減の1億955万円としました。

老人保健施設事業特別会計、スプリンクラー設置等大規模改修事業費の減などにより、前年度比21.1%減の1億7,595万2,000円としました。

土地取得事業特別会計、公債費の元利償還金で前年度同額の373万円としました。

下水道事業特別会計、下水道污水管布設工事費の減少等により、前年度比3.9%減の1億7,733万4,000円としました。

水道事業会計、収益的収支では検満量水器取りかえ修繕費や長期債償還利子など、資本費では水道施設整備事業の増により収益、資本費合計で前年度比36.9%増の3億819万円としました。

一般会計及び各特別会計の詳細な概要につきましては予算審議の中で各担当よりご説明申し上げますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

また、平成23年度の主要事業につきましては、8ページから14ページに掲載しておりますほか、執行方針別冊にも掲載しておりますので、ご参照願います。

それでは、予算書本文に入ります。初めに、議案第18号、一般会計予算でございます。3ページをごらん願います。第1表 歳入歳出予算。

次ページでございます。歳入、1款町税1億5,819万7,000円となります。1項町民税7,462万8,000円となります。2項固定資産税5,314万2,000円となります。3項軽自動車税564万5,000円となり

ます。4項町たばこ税1,946万7,000円となります。入湯税531万5,000円となります。鉱産税、廃項でございます。

2款地方譲与税1,400万円となります。1項地方揮発油譲与税300万円となります。2項自動車重量譲与税1,100万円となります。

3款利子割交付金70万円となります。1項利子割交付金、同額でございます。

4款配当割交付金10万円となります。1項配当割交付金、同額であります

5款株式等譲渡所得割交付金10万円となります。1項株式等譲渡所得割交付金、同額でございます。

6款地方消費税交付金3,600万円となります。1項地方消費税交付金、同額でございます。

7款自動車取得税交付金300万円となります。1項自動車取得税交付金、同額でございます。

8款地方特例交付金100万円となります。1項地方特例交付金、同額でございます。

9款地方交付税13億4,000万円となります。1項地方交付税、同額であります。

10款交通安全対策特別交付金10万円となります。1項交通安全対策特別交付金、同額でございます。

11款分担金及び負担金1,152万8,000円となります。1項負担金、同額であります。

12款使用料及び手数料2億13万5,000円となります。1項使用料1億7,459万9,000円となります。2項手数料261万円となります。3項証紙収入2,292万6,000円となります。

13款国庫支出金2億6,115万9,000円となります。1項国庫負担金1億1,709万5,000円となります。2項国庫補助金1億4,287万7,000円となります。3項国庫委託金118万7,000円となります。

14款道支出金1億1,222万9,000円となります。1項道負担金7,263万7,000円となります。2項道補助金3,190万5,000円となります。3項道委託金768万7,000円となります。

15款財産収入1,997万8,000円となります。1項財産運用収入1,994万7,000円となります。2項財産売却収入3万1,000円となります。

次ページでございます。16款寄附金1万1,000円となります。1項寄附金、同額でございます。

17款繰入金60万円となります。1項基金繰入金、同額でございます。

18款諸収入2億3,626万3,000円となります。1項延滞金、加算金及び過料1万1,000円となります。2項町預金利子5万円となります。3項貸付金元利収入1,010万4,000円となります。4項受託事業収入55万8,000円となります。5項雑入2億2,554万円となります。

19款町債3億5,560万円となります。1項町債、同額でございます。

歳入合計が27億5,070万円であります。

続きまして、歳出、1款議会費4,609万8,000円となります。1項議会費、同額であります。

2款総務費1億1,803万2,000円となります。1項総務管理費1億682万3,000円となります。2項徴税費460万4,000円となります。3項戸籍住民基本台帳費200万8,000円となります。4項選挙費336万3,000円となります。5項統計調査費17万2,000円となります。6項監査委員費106万2,000円となります。

3款民生費6億6,632万9,000円となります。1項社会福祉費5億9,372万9,000円となります。2項児童福祉費7,206万円となります。3項生活保護費30万円となります。4項災害救助費24万円となります。

4款衛生費2億475万7,000円となります。1項保健衛生費9,688万6,000円となります。2項清掃費1億787万1,000円となります。

5款労働費708万円となります。1項労働費、同額であります。

6款農林水産業費468万2,000円となります。1項林業費、同額であります。

7款商工費5,553万2,000円となります。1項商

工費、同額であります。

8款土木費5億4,529万6,000円となります。1項土木管理費7,519万9,000円となります。2項道路橋りょう費3,884万3,000円となります。3項住宅費4億3,125万4,000円となります。

次ページでございます。9款消防費1億3,216万4,000円となります。1項消防費、同額でございます。

10款教育費8,145万2,000円となります。1項教育総務費645万1,000円となります。2項小学校費2,617万7,000円となります。3項中学校費2,997万4,000円となります。4項社会教育費839万4,000円となります。5項保健体育費1,045万6,000円となります。

11款災害復旧費1万3,000円となります。1項農林水産業施設災害復旧費、同額でございます。

12款公債費4億6,330万円となります。1項公債費、同額でございます。

13款職員費4億2,296万5,000円となります。1項職員費、同額でございます。

14款予備費300万円でございます。1項予備費、同額でございます。

歳出合計が27億5,070万円となります。

第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。臨時財政対策債、1億3,800万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

町民センター・体育センター耐震診断事業、370万円、同上、同上、同上。

過疎地域自立促進特別事業、3,230万円、同上、同上、同上。

公営住宅建設事業、1億7,280万円、同上、同

上、同上。

既設改良住宅改善事業、880万円、同上、同上、同上。

合計が3億5,560万円。

次に、議案第19号、国民健康保険特別会計予算でございます。124ページをごらん願います。

第1表、歳入歳出予算。歳入、1款国民健康保険税8,308万5,000円となります。1項国民健康保険税、同額でございます。

2款使用料及び手数料1万2,000円となります。1項手数料、同額でございます。

3款繰入金8,863万円となります。1項一般会計繰入金、4,813万円となります。2項基金繰入金4,050万円となります。

4款諸収入5,000円となります。1項延滞金及び過料2,000円となります。2項雑入3,000円となります。

歳入合計が1億7,173万2,000円となります。

歳出、1款総務費1億7,157万7,000円となります。1項総務管理費1億7,062万6,000円となります。2項徴税費95万1,000円となります。

2款諸支出金5万5,000円となります。1項償還金及び還付加算金、同額でございます。

3款予備費10万円となります。1項予備費、同額でございます。

歳出合計が1億7,173万2,000円となります。

続きまして、議案第20号、後期高齢者医療特別会計予算でございます。132ページをごらん願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款後期高齢者医療保険料5,557万4,000円となります。1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

2款使用料及び手数料1,000円となります。1項手数料、同額であります。

3款繰入金1,891万6,000円となります。1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入21万4,000円となります。1項延滞金、加算金及び過料2,000円となります。2項預金利子1,000円となります。3項雑入21万1,000円

となります。

歳入合計が7,470万5,000円となります。

歳出、1款総務費124万7,000円となります。1項総務管理費36万3,000円となります。2項徴収費88万4,000円となります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金7,314万8,000円となります。1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

3款諸支出金21万円となります。1項償還金及び還付加算金、同額であります。

4款予備費10万円となります。1項予備費、同額であります。

歳出合計が7,470万5,000円となります。

続きまして、議案第21号、土地開発造成事業特別会計予算でございます。140ページをごらん願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款財産収入488万4,000円となります。1項財産売却収入、同額であります。

2款繰入金56万5,000円となります。1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が544万9,000円となります。

2、歳出、1款宅地造成費14万7,000円となります。1項宅地造成費、同額であります。

2款公債費530万2,000円となります。1項公債費、同額であります。

歳出合計が544万9,000円となります。

続きまして、議案第22号、町立診療所事業特別会計予算でございます。146ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款医療収入7,000万1,000円となります。1項診療収入、同額であります。

2款分担金及び負担金1,982万円となります。1項負担金、同額であります。

3款諸収入600万円となります。1項雑入、同額であります。

4款繰入金1,372万9,000円となります。1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が1億955万円となります。

歳出、1款総務費6,344万円となります。1項施設管理費、同額であります。

2款医業費4,511万円となります。1項医業費、同額であります。

3款諸支出金5万円となります。1項償還金、同額であります。

4款公債費85万円となります。1項公債費、同額であります。

5款予備費10万円となります。1項予備費、同額でございます。

歳出合計が1億955万円となります。

続きまして、議案第23号、老人保健施設事業特別会計予算でございます。162ページをごらん願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款施設サービス収入1億5,366万7,000円となります。1項介護給付費収入1億3,998万6,000円となります。2項自己負担金収入1,368万1,000円となります。

2款利用料2,000万9,000円となります。1項利用料、同額であります。

3款諸収入227万6,000円となります。1項雑入、同額であります。

町債、廃款、町債、廃項。

歳入合計が1億7,595万2,000円となります。

歳出、1款老人保健施設費1億5,141万5,000円となります。1項総務費、同額でございます。

2款公債費2,443万7,000円となります。1項公債費、同額でございます。

3款予備費10万円となります。1項予備費、同額でございます。

歳出合計が1億7,595万2,000円となります。

続きまして、議案第24号、土地取得事業特別会計予算でございます。178ページをごらん願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款繰入金373万円となります。1項一般会計繰入金、同額でございます。

歳入合計が373万円となります。

歳出、1款公債費373万円となります。1項公

債費、同額でございます。

歳出合計が373万円となります。

続きまして、議案第25号 下水道事業特別会計でございます。182ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款分担金及び負担金518万円となります。1項受益者分担金、同額でございます。

2款使用料及び手数料2,826万8,000円となります。1項使用料、同額でございます。

3款国庫支出金890万円となります。1項国庫補助金、同額でございます。

4款繰入金6,568万4,000円となります。1項一般会計繰入金、同額でございます。

5款諸収入2,000円となります。1項延滞金及び過料1,000円でございます。2項雑入1,000円でございます。

6款町債6,930万円となります。1項町債、同額でございます。

歳入合計が1億7,733万4,000円となります。

歳出、1款下水道費5,085万5,000円となります。1項下水道整備費4,651万2,000円となります。2項下水道維持費434万3,000円となります。

2款公債費1億2,637万9,000円となります。1項公債費、同額でございます。

3款予備費10万円となります。1項予備費、同額でございます。

歳出合計が1億7,733万4,000円となります。

第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。特定環境保全公共下水道事業、890万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

流域下水道事業、440万円、同上、同上、同上。
資本費平準化債、5,600万円、同上、同上、同上。

続きまして、議案第26号、水道事業会計予算でございます。200ページをお開き願います。平成23年度上砂川町水道事業会計予算実施計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益1億6,370万6,000円となります。1項営業収益1億2,530万6,000円となります。1目給水収益1億2,516万4,000円となります。2目その他の営業収益14万2,000円となります。2項営業外収益3,840万円となります。1目受取利息及び配当金2万円となります。2目繰入金3,667万4,000円となります。3目他会計負担金165万6,000円となります。4目雑収益5万円となります。

収益的支出、1款水道事業費用1億6,370万6,000円となります。1項営業費用1億1,092万6,000円となります。1目原水及び浄水費1,656万9,000円となります。2目配水及び給水費1,528万1,000円となります。3目業務費156万円となります。4目総係費2,296万円となります。5目減価償却費5,454万6,000円となります。6目その他の営業費用1万円となります。2項営業外費用5,268万円となります。1目支払い利息及び企業債取扱費4,749万1,000円となります。2目雑支出74万9,000円となります。3目消費税及び地方消費税444万円となります。3項予備費10万円となります。1目予備費、同額であります。

次ページ、資本的収入及び支出にまいります。資本的収入及び支出、資本的収入、1款資本的収入8,993万8,000円となります。1項出資金1,663万円となります。1目負担区分に基づかない出資金、同額でございます。2項企業債5,120万円となります。1目企業債、同額でございます。3項国庫補助金2,083万6,000円となります。1目国庫補助金、同額でございます。4項他会計補助金127万2,000円となります。1目他会計補助金、同額でございます。

資本的支出、1款資本的支出1億4,448万4,000円となります。1項企業債償還金7,117万6,000円となります。1目企業債償還金、同額であります。2項建設改良費7,330万8,000円となります。1目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

以上で内容の説明を終わらせていただきますが、一般会計及び各特別会計の事業別明細書につきましては後日担当課長からご説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で予算の大綱、内容の説明を終わります。

◎予算特別委員会設置及び付託について

○議長（堀内哲夫） 日程第27、予算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第18号から議案第26号までについて、委員会条例の規定により8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第26号までについては、8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。予算特別委員会の委員については、議長を除く議員8名全員を指名いたします。

お諮りいたします。本特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会

において互選することになっておりますが、申し合わせによりまして総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には川上議員、副委員長には数馬議員を指名いたします。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 大 内 兆 春

署 名 議 員 川 上 三 男

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日11日から14日までの4日間、議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、11日から14日までの4日間休会することに決定いたしました。

なお、休会中の11日と14日は常任委員会を開催していただき、16日と17日の2日間につきましては予算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、15日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午前10時53分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成 2 3 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 3 日）

3 月 1 5 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 4 1 分 散 会

○議事日程 第 3 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 町政執行方針に対する質疑
- 第 3 教育行政執行方針に対する質疑

○会議録署名議員

6 番 大 内 兆 春
7 番 川 上 三 男

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。このたび東北地方で発生しました東北地方太平洋沖地震で甚大な被害を受けられました被災地及び被災者の方々には心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興が遂げられ、再び安心、安全な生活が送られますようご祈念を申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

ただいまの出席議員は、柳川議員から欠席の届け出がありますので、8 名でございます。

なお、理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 23 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定によって、6 番、大内議員、7 番、川上議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎町政執行方針に対する質疑

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、町政執行方針に対する質疑を受けます。

本件については、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 齋藤勝男 議員

○議長（堀内哲夫） 3 番、齋藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3 番（齋藤勝男） 最初に、一言発言させていただきます。このたび発生しました東北関東大震災において被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた皆様には深く哀悼の意を表します。

それでは、早速質問に入らせていただきます。私は、第 1 回定例会において通告いたしております町政執行方針に対し、3 件の質問をさせていただきます。1 件目、各種検診、ワクチン接種事業の継続と男性特有の前立腺がん検診への公費助成の件についてお伺いいたします。少子高齢化が進む当町において、貝田町政の中で町民の健康化を推進する政策、子供から高齢者までの幅広い年代層に対して各種検診、各種ワクチン接種費用助成、そして新たに働く世代への大腸がん検診推進事業等、生涯にわたり健康に暮らせる町づくりを目指す執行方針に対して評価をいたしております。

す。しかしながら、今後長期的に見たとき、国や道からの補助金への見直し等による廃止や削減等が十分予想されます。今後について町民の健康を第一に考え、今まで実施されています各種検診、ワクチン接種等を公費にて町単独で継続していく考えがあるかどうかについてお伺いいたします。

また、近年日本人のがんは変化しつつあると言われております。胃がん等が減り、かわって肺がん、乳がん、大腸がん等がふえており、これらに加えて今他のがんに比べて断トツの伸び率でふえてきているのが前立腺がんであると言われております。どのくらいふえているかといいますと、死亡者は2015年には2000年の2倍以上、1995年の約3倍になると推定されています。この死亡数増加率はすべてのがんの中で最も高く、今後最もふえ方の激しいがんと言われております。このがんは、65歳以上の年齢になると急激に罹患率が上昇するがんですが、検診は血液検査だけでも早期発見につながることも多く、検診料全額公費負担にて実施している自治体もふえてきております。当町においては、検査料が免除対象外で2,000円を実費負担となっており、高齢者になればなるほど受診しなければなりません。年金生活者にとって2,000円の負担は楽とは言えません。行政として少しでも受診アップにつながる負担軽減策を今後検討する考えがあるかどうか、お伺いいたします。

2件目に入らせていただきます。自然災害（集中豪雨）等における行政としての対応（特に夜間）についてお伺いいたします。近年の気象変動により昨年8月、道内各地において大雨による被害が発生、当町においても8月23日から24日にかけて24時間降雨量が106ミリに達し、特に下鶴地区を中心に斜面の地すべり、歩道の一部が陥没するなどの被害が発生しております。当町において、このような自然災害に対応すべく地域防災計画、水防計画等が平成18年に作成されておりますが、この内容について簡単に説明をお願いします。

また、このマニュアルどおり機能されていたか

どうかについてもお伺いいたします。

また、この大雨のピークは夜間であり、特に被害の出た地域住民、特に高齢者より非常に不安な思いで夜を過ごした等の声が寄せられております。行政として、特に夜間における災害発生時の迅速かつ的確な防災体制及び住民への情報提供がますます求められる状況となっております。したがって、特に夜間における行政（消防を含む）の防災体制（連絡網、担当課、消防を含めた町内巡回等）の現状についてお伺いいたします。

また、当町のハザードマップ作成に向けての今後取り組みをどのように考えているか、お伺いいたします。

町政執行方針の安全で安心な住みよい町づくりを目指すためにも、今後各種自然災害の増加が予想される上でもハザードマップ作成に向けての行政の最大限の努力をお願いいたします。

3件目に入らせていただきます。道道芦別砂川線（上砂川市街地歩道）整備事業についてお伺いいたします。本件につきましては、事業計画として平成21年度から24年度までの4年計画で平成22年度の予定として用地測量と物件調査となっておりますが、平成22年度の結果についてお伺いいたします。

また、今年度の予定となっております用地買収（歩道整備に必要な土地の買収）、物件補償（歩道整備に係る家屋等の補償）等について道として現時点で実施計画の変更等があるかどうかについてお伺いいたします。

町政執行方針の快適な生活ができる町づくりに明記されております重要な整備事業であり、工事完成目指して再度最大限の努力を行政をお願いいたします。

以上でございます。ご答弁のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの3番、斎藤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。町長。

○町長（貝田喜雄） 3番、斎藤議員の1件目の

質問、各種検診、ワクチン接種事業の継続と男性特有の前立腺がん検診への公費助成についてお答えいたします。

初めに、各種健診や予防接種につきましては、健康の維持増進、病気の発症予防と重症化防止のため進めてきましたが、行財政改革により自己負担を導入し、現在に至っているもので、その時々々の財政状況を勘案して進めなければならないと認識するものであります。このような中、本町では妊婦健診14回分の費用助成、特定年齢の子宮がん、乳がん検診費用を助成する女性特有のがん検診推進事業、子供や低所得世帯のインフルエンザ予防ワクチン接種費用助成、中学生女子等への子宮がん予防ワクチン接種費用助成を行い、新年度からは小児に対するヒブワクチンや肺炎球菌ワクチン接種及び特定年齢を対象にした大腸がん検診費用助成をする働き盛りの大腸がん検診推進事業を実施することとしており、それぞれの目的等に応じ一部自己負担制度を導入しつつも、一定の成果を期待するものであります。いずれも国、道の補助対象事業でありまして、議員ご指摘のとおり恒久的な補助制度となっておらず、数年先には補助金廃止も懸念されるものであります。しかしながら、さきに申し述べましたとおり、多くの町民の健康維持に必要な施策にありましては継続が求められるもので、特にインフルエンザ予防ワクチン接種費用助成につきましては補助制度が平成21年度と22年度の2年間でありましたが、町民の健康維持とインフルエンザの感染拡大防止の観点から、平成23年度においても町単独事業として制度を継続することとしたものであります。その他事業につきましても、国の動向に留意するとともに、事業の必要性や町民要望のほか、財政状況も考慮しながら検討してまいりたいと考えるものであります。

次に、前立腺がん検診費用への助成についてであります。男性特有のがんである前立腺がんは、議員も述べられておりますが、死亡者数は2009年

の統計では約1万人であり、高齢化に伴い、2020年には約2万1,000人と著しく増加する傾向にあります。しかしながら、この血液検査による前立腺がん検診は、早期診断をする上では有用であるが、死亡率の減少効果を判断するには現状では不十分で検診としては勧められないとの厚生労働省の見解により、他のがん検診とは異なり、任意性検診に位置づけられているものでございます。検診の方法は、直腸診と簡便な血液検査があり、国の見解はありますが、検診料金も安いので、ぜひ受診機会の確保を図ってほしいとの町民ニーズにこたえまして、平成16年から本町でも血液検査による検診を実費負担2,000円で実施してきているところであります。検査料の公費助成にかかわりまず近隣の状況につきましては聞き及ぶところでございますが、砂川市においては財団法人前立腺研究財団によるモデル地区の指定を受けたことにより無償で血液検査による検診を行っている事例がございますが、砂川市のモデル事業も平成22年度で終わり、定かではありませんが、平成23年度からは全額実費負担になるのではと思われまじし、血液検査を実施している自治体のほとんどが実費負担により実施している状況であると見込まれます。本町におきましても、財団に対しましてこのモデル地区の指定について要望してきたところではございますが、総合病院を有し、50歳以上男性の受診率を60%以上維持するなどの条件を満たすことができないことから、残念ながら指定を受けることができず、現在に至っているところであります。また、現在の本町が実施している各種がん検診におきましても約4割程度の自己負担があり、例えば胃がん検診の場合は5,200円の費用に対し2,000円の自己負担を要するなど、本町の置かれる財政事情からすべての検診について助成をできる状況にないことから、ご要望の受診費用助成につきましては他の各種検診と自己負担の状況を見きわめ、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次、2件目のご質問、自然災害等における行政としての対応についてであります。答弁に入ります前に、3月11日発生の中日本大震災の本町での対応等につき報告をさせていただきます。観測史上世界最大級のマグニチュード9.0という想像を絶する大震災で壊滅的な被害を受けた被災地の皆さんに心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。本町では震度2を記録したところがございます。地震発生後直ちに土木担当職員と消防職員により町内一円の巡回調査を実施するとともに、各公共施設等の点検調査を行い、被害がないとの安全確認をし、空知振興局への報告等対処したところであります。また、昨日でございますが、庁舎内に総務課を中心に各課長及び消防本部を含めた支援対策本部を設けまして、今後の対応を図るとしたところであります。本日マスコミ報道がなされましたが、空戸となっている町営住宅の提供ほか、見舞金、義援金の募金活動、そして消防職員の派遣など、道や日赤等の指示、依頼のもと、できる限りの支援をしてまいりたいと考えておりますことを報告いたしまして、答弁に入らせていただきます。

行政における災害等の対応につきましては、各自治体の地域防災計画、水防計画によりまして実行されるものであります。地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、各地方自治体が災害予防、災害応急対策、災害復旧対策を実施するに当たり、防災関係各機関が果たすべき責務や役割を定め、地域並びに住民の生命、財産等を災害から保護することを目的とするものであります。また、水防計画は水防法の規定に基づき、河川等の増水対策を講じ、被害の軽減に努めることを目的とするものであります。本町の計画につきましては、平成19年に全部改正を行った計画によって災害に対処しており、計画書は役場各課、議員はもとより町内の各機関に配付し、あわせて町のホームページにて公表しているところであります。計画には防災関係機関等の処理すべき事務、

業務の大綱として、機関の役割のほか、組織に関することや災害予防に関すること、さらには避難所の指定や物資の供給などについて定めております。議員からご質問の集中豪雨などに対応するための行政としての配備体制と対応につきましても、計画書に3段階の非常配備の基準が規定されておりまして、第1段階目が大雨や洪水等の警報が発令され、災害の発生が予想されるときに準備態勢として関係職員と管理職による第1配備体制、2段階目が局地的な災害が予想される場合や災害が発生したときの警戒体制として関係職員と係長以上職員による第2配備体制、そして3段階目が被害が広域的または甚大であると予想される場合や予想されない重大な災害が発生したときの初動態勢であります職員全員による第3配備体制として必要に応じて体制を整えることとなっております。

昨年8月に発生いたしました集中豪雨時の対応であります。23日夜半に雨足が強まってきたため、消防本部及び防災担当において降雨の状況を注視しておりましたが、24日午前零時41分に中空知地域に大雨警報が発令されたことから、防災計画の規定により大雨や洪水等の警報が発令され、災害の発生が予想されるときに当たるとの判断をし、第1配備体制をしき、関係職員への電話による情報伝達と待機体制を整え、消防本部におきましては河川水位調査と町内の巡回をし、情報収集と警戒に当たったところであります。本町の防災にかかわる事務は総務課で行っておりますが、消防本部及び土木担当である企画振興課と常に連携を図りながら行っており、气象台や北海道からの気象情報や災害に関する情報などを共有しながら、状況に応じて消防広報車と役場広報車によりまして町内の巡回を実施するとともに、住民の皆さん、町民の皆さんに不安や誤解を与えないよう十分配慮して情報提供を行うものであります。

また、災害時の夜間の連絡網であります。現

在役庁舎は夜間を機械警備としておりまして警備員を配置しておりませんが、住民からの通報があった場合は電話が警備会社へ転送され、警備会社から防災担当職員へ連絡が入り、必要に応じて各課長、係長、係へと電話伝達する連絡網を構築しており、災害時や緊急時には非常招集等が行える体制を整えております。また、消防本部への住民からの通報等につきましても、同様に消防本部から防災担当職員へ伝達された後、連絡網により招集等がなされるものであります。さらに、町と上砂川建設業協会の間で被害確認の巡回や応急対策のための人員、機材等の出動などについて連携と協力を行います災害時における応急対策、復旧に関する協定を締結しており、昨年の災害時にも迅速な対応と協力をいただいたところであります。行政における災害時や緊急時の対応につきましては、住民の命と財産を守るという使命感と常日ごろからの危機管理意識が重要であると思っておりますので、今後も職員の意識喚起と状況に応じて迅速に対応できる体制の維持に努めるとともに、高齢者の方々にも安心していただけるよう情報提供等に努めてまいりたいと考えております。

次に、ハザードマップ作成に関してでございますが、ハザードマップは急傾斜地などの土砂災害危険区域や河川のはんらんなどによる浸水想定区域を表示した図面に避難所などに関する情報を記載したもので、防災に関する情報を住民にわかりやすく提供することを目的として作成するものでございますが、単独での作成には費用面などで難しい面があることから、中空知広域市町村圏組合において共同での作成について検討を行いました。石狩川の本流が流れる市町とその他の市町の基礎的データの取り扱いが異なることや既に単独での作成を終えた市町があることなどで共同作業には至らなかったものであります。ハザードマップの作成は、本町におきましても災害時における避難や防災情報の周知、防災意識の向上を図るといった面で必要であると認識をいたしております。

すので、今後北海道の防災担当や土木現業所などと協議を進めながら、作成に向けて努力をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、3件目の質問、道道芦別砂川線歩道整備事業についてであります。道道芦別砂川線歩道整備の状況につきましては平成22年第3回定例会の一般質問においてお答えしているところでありますが、東鶉から文珠峠までの北側350メートルの歩道整備につきまして、地域住民の大切な生活道路及び通学路として利用頻度が高い反面、交通量が多く、さらに冬期間の積雪時には危険な状況にありますことから、町といたしましても早い段階から歩行者及び運転者の安全確保をするため、北海道開発予算要望や空知開発期成会要望、そして各政党要望会などを通じまして、歩道の早期整備について北海道に対し要望してきたところであり、先月2月でございますが、空知開発期成会要望に平成24年度着手についての要望を行い、早期整備に向けて努力しているところであります。このような経過の中、北海道から物件調査や用地測量のほか補償交渉等を含めた歩道整備について平成21年度から平成24年度までの4年間で整備する計画が示されており、歩道整備着手については平成24年度の予定となっているものでございまして、平成21年度におきましては実測実施設計が完了したところであります。

1点目の質問、本年度、平成22年度の事業結果についてであります。歩道整備にかかわる新しい道路の用地測量調査が昨年10月末で終了し、道路工事に係る物件調査についても今月中に終了することとなっており、当初示されました事業計画どおり順調に進んでいるところであります。

また、質問の2点目、来年度の事業計画に変更等があるかについてであります。本年度の調査結果をもとに歩道整備に必要な用地買収及び歩道整備にかかわる物件補償交渉を行う予定となっており、所要経費について平成23年度予算に計上す

るとされているものであります。平成23年度早々地権者との具体的な物件補償交渉に入ることになりますが、補償交渉においてはさまざまな問題が生じることも想定されますので、町といたしましても町民の皆さんの安心、安全を確保すべく、北海道とのさらなる連携を図り、最大限の協力をし、てまいりたいと考えており、着実に事業が推進されますよう議員各位におかれましてはそれぞれの立場でお力添えを賜りますようお願いを申し上げます、以上答弁といたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○3番（斎藤勝男） ございません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 高橋成和 議員

○議長（堀内哲夫） 次、5番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（高橋成和） 質問に入ります前に、先ほど議長からも冒頭でお話がありましたが、東北地区太平洋沖地震におきまして、私からも被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。自分自身がこの上砂川の地で普通に日常を過ごせることへのありがたさを改めて実感しながら、平成23年第1回定例会に当たり、町政執行方針の質問をさせていただきます。

初めに、このたび第6期の総合計画が完成し、ここからが本格的な貝田町政の始まりになるのかと思われませんが、将来に向け、積極的に事業を実施していくということで、持続可能な町づくりをするという貝田町長の目標が伝わってくる内容であり、資料では6年先とはなっておりますが、職員と町民が一丸となって10年先の将来までしっかりと見据えることのできる中長期計画になっており、明確な行動指針が記載されていることに私自身大変感銘を受けたところであります。今年度の町政執行方針につきましても、冒頭において本町

が抱える人口減少問題、財政健全化問題の課題についてしっかりととらえることでこれから職員とともに事業の遂行に取り組んでいく思いを議会並びに町民に向けて切実に訴えておりますし、総合計画の5つの大綱をもとに反映されていることから、今年度の事業に対する熱意というものが伝わってきており、すべての分野で納得のできる方針であると感じております。そして、今後どんな問題に対しても揺るがない貝田町政のマニフェストが第6期総合計画となっておりますので、町長のリーダーシップをもとに理事者や職員につきましてもそれぞれの部門において任務遂行のために全力で目標に向かい、取り組んでいただきたいと思います。

今回私は、5つの大綱のうちの健康で安心して暮らせる町づくりの条文をもとに2点質問させていただきます。条文中にも述べられておりますように、今年度より新しい事業として保育園の給食費の無料化、そして新たに子育て交流室が保育園に設置されることになり、さらには育児についての心理相談や保育士の増員も行われるようになり、子育て支援にかかわる新規の事業が多数今年度から実施されるということで、対象となる保護者も含め、大変ありがたく感じているところでございます。しかし、依然として近隣地域の経済状況の悪化や保護者の経済的負担を強いられることから、保育園に入ることができない幼児がふえると想定されております。

以上の趣旨から、保育園機能の充実について質問いたします。1点目ですが、保護者の経済的負担を和らげることを目的に新たな事業を実施する上で今後やはり町長にお願いしていきたいのは、保育料の引き下げではないかと私は感じております。この質問につきましては平成20年の第1回定例会において行った経緯がありますが、当時を振り返ると経済的負担により子供が保育園に入れなくなることを極力なくしたいこともあり、さらには保護者の就労形態もさまざまであることから、

現在も家計を助けるためにパートに従事している主婦はいるかと思われ、共稼ぎをしても保育料に大半を費やす方がいると聞いております。また、共稼ぎが原則という認定基準があることで、働き場所のない主婦に関しましては入園をあきらめてしまう家庭もあります。それらの問題を極力改善してほしいという要望もあり、前回お尋ねしましたが、当時は財政健全化計画のさなかであり、さらには子供の年齢や保護者の所得別区分など段階により国で定められている基準も厳しく、実現は難しいとのことでした。しかし、以前とは違い、本町は着実に財政健全化の成果があらわれてきていることもあり、今後の目標として保護者からも要望されている保育料の軽減措置を再度お願いしたいところでございます。以前質問した際の答弁では保育料の7段階ある区分を細分化することで利用料の軽減を図れるとのことでしたが、どの程度可能なかお伺いしたいと思いますし、以上の観点から保育料の軽減措置についての町長の今後の考えをお尋ねいたします。

質問の2点目ですが、就学前園児の支援についてお伺いいたします。最初の質問においても少し触れておりますが、保育園の入園基準については共稼ぎが原則となっていることから、保護者の就労形態にとらわれない形で幼児を引き受ける体制づくりを考えていただきたいことと、次に就学前の園児について、特に年長の園児を対象にお昼寝の時間かわりに小学校教育に備える時間を設ける体制づくりができないかを感じているところでございます。平成18年度から文部科学省と厚生労働省が連携して「認定こども園」の制度を開始しており、現在道内でも20カ所程度の公立、私立も含め保育園と幼稚園が認定を受けております。内容について拝見しますと、幼稚園と保育園の両方のよいところを生かした施設であり、その機能についても、1つは保護者が働いているいないにかかわらず受け入れて教育、保育を一体的に行う機能と、2つ目にすべての子育て家庭を対象に子育

て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能となっております。カリキュラムを見ましても、ゼロ歳から2歳は保育で3歳児以上は午前、午後と4時間ずつの保育、教育を受けてとなっております。教育と保育をあわせた新しい環境づくりというのが将来に向けて理想的ではございますが、厳しい認定基準を満たしていなければならないことやまだまだ根幹である国の定めた認定基準もあいまいなようですし、保育士の負担や新たに幼稚園の要素も備えなければいけないことから、幼稚園教諭免許保持者も必要になりますし、現状としては大変困難かと思っております。国の求めている方針や認定基準が複雑でありまいうちは自分も賛成はできませんが、保護者からの要望やニーズが多様化していることもあり、このような制度がスタートしたのかと思われまます。今後も国の動向次第ではありますが、認定基準も段階的に緩和され、カリキュラムも改善されていくことが想定されますので、ぜひ前向きに検討していただきたいのですが、今後の展望についてお伺いいたします。

2件目の質問でございますが、今年度から高齢者見守りネットワーク事業と高齢者マップ整備事業が新規事業として開始されます。今後ひとり暮らしの高齢者の生活環境整備がますます必要になってくると日々の生活の中で対象となるお年寄りの意見を聞いて実感しているところでございます。ここ数年において体が不自由になり、歩行や日常の身の回りの動作に時間がかかって外出をしなくなる方やひきこもりがちになる高齢者が本町においても大変多くなってきております。障害者支援も含め、対象者へのサービスを十分に行ってきけてはいますが、町民全体で支えていくネットワークづくりがまだまだ今後必要であると感じております。今回始まる高齢者見守りネットワーク事業につきましては、安否確認と情報収集を目的としており、社会福祉協議会や自治会の協力を得ながら業者も含めた関係機関とネットワークをつく

っていくこととなっておりますが、このネットワークが確立することで高齢者の安全対策への効果が十分に発揮できるものと感じております。しかし、最初に申し上げましたとおり、高齢者の日常生活のケアを充実させるという点においては、今後どのようにしていくことが望ましいのでしょうか。昨年になりますが、明日の上砂川を考える会において、奈井江町商工会が事務局となり、地域住民と商工業者を対象にホームヘルパーの資格取得に向けた助成やサポートを行い、さらには地域住民へのサービスを行っている活動、ボランティア活動についての内容をお聞きいたしました。実際のところ運営していく上でさまざまな問題点があるようですが、将来に向けて高齢者の身の回りのケアを地域住民で支えることを目的に、町独自の助成制度を創設し、資格取得のための研修やサポーターを募集し、組織づくりをしていくことで理想とする高齢者福祉の向上につながると思いますが、高齢者見守りネットワーク事業を通じて新しいネットワークづくりの構築ができないか、町長の考えをお伺いいたします。

以上、明確な答弁をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの5番、高橋議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。町長。

○町長（貝田喜雄） 高橋議員の1件目の質問、安心して子育てができる町づくりについてお答えいたします。

初めに、1点目の保護者の経済的負担を和らげることを目的に保育料の引き下げをとのことについてであります。本町にありましては、人口減少という行政最大の課題を抱え、今も財政健全化の途上にあります。子育て支援施策も重点施策の一つといたしまして、大所高所からの総合的な対策が必要との思いから、中学生以下医療費助成、インフルエンザワクチンや子宮頸がんワクチン接種費用助成を初め、新たに保育園における給食費の無料化や育児用品購入券贈呈事業、そしてヒブ

や小児肺炎球菌の乳幼児任意予防接種費用助成、中学生以下体育センター使用料無料化等を進めることで子育て家庭への経済的負担の軽減を図るもので、さらに一歩踏み込んだ措置として保育料の軽減も検討に値するものと十分認識をしておりますが、実施に当たっては本町の置かれる財政事情、特に何をもちて財政効果があらわれたかなどを考慮して取り組まなければならないと考えるものであります。

ご承知のとおり、本町の保育料は保育所の運営指導要領のもと、子供の年齢と世帯の所得に応じて国の保育料算定基準により決定されるものであります。平成20年度の保育料の引き下げに関する質問に対する答弁では、軽減策の一例として本町が採用の国基準どおりの7段階の保育料の徴収区分を14段階に細分化し、軽減を図っている自治体があることについて触れております。この事例の場合はどの程度の軽減になっているのかとの質問でありますので、お答えをさせていただきます。この14段階の例は、7階層の徴収区分のうち上位の第3階層から第7階層までの各区分を2区分以上に分割しておりまして、分割が4区分と最も多い所得税年額4万円未満の世帯が該当いたします。第4階層の例を挙げますと、この階層の保育料は国の基準では3歳未満児は月3万円、3歳以上児は月2万7,000円の保育料になっている階層でございます。4区分されているうちの保育料の最低額につきましては、3歳児未満は月2万3,000円、3歳児以上児は月2万円で、最低区分に位置づけられた場合は月額で7,000円の軽減となる例であります。また、最近では新年度の予算の中で近隣市町におきましての保育料軽減措置が講じられておりますが、保育料の軽減に関しましては自治体の財政状況を初め、保育所の運営形態、保護者の所得状況等が異なるため、同列に比較することはできず、またすべきものではないと考えますが、一方では人口減少、定住対策、そして少子化対策への効果が見込まれますので、何ができるのか具

体的検討を進めてまいりたいと思うものであります。本町の場合、子育て世代への経済的負担の軽減は冒頭の例のとおり十分とは言えないまでも多方面で対策を講じており、今後も子育て家庭のニーズを把握しながら、単に保育料のみならず、他の公共料金軽減も含め総合的な視点で検討していきたいと考えますので、ご理解願います。

次に、2点目の就学前園児の支援についてお答えいたします。保育園は保護者の就労等により日常的に保育に欠ける子を対象に預かる施設でありますことから、原則としてこれに該当しない子の受け入れはできないものであります。しかし、議員より具体的、詳細に例示されたとおり、保育園と幼稚園の両機能を持ち、各基準を満たすことで知事が認定いたします認定こども園は保護者の就労の有無を問わず利用できる施設であります。運営上の課題も多く、特に保育に欠けるとの画一的な理由で諸事情を有する子供を預かる保育園と就学前の教育を目的とする子供を同じクラスで幼児教育を取り入れて保育すること、さらに幼稚園に係る短時間利用と保育に係る長時間利用の子供が併存することなどに困難な面がありますことと開設に当たっては極めて高い条件整備が求められること、ご指摘のとおりであります。また、このような状況の中で、国では保育園と幼稚園をより一体化する新たなこども園について検討しているところでありまして、現在のところこれら情報提供には至っておりませんが、この動向についても見きわめる必要があると思うところであります。こうしたことから、認定こども園制度の導入につきましては、現段階では慎重にならざるを得ないものでありますことをご理解願うものであります。しかしながら、議員ご指摘のとおり小学校教育に備える時間づくり等の就学前園児の支援につきましては大変大切なことであり、関係者一同が共通した認識に立ち、取り組むべきもので、教育委員会が進める保育園児の学校見学や事業参加等の事業拡充を初めとした小学校と保育園の交流事

業の幅広い展開をきっかけに保護者要望を取り込む中で就学に備える時間の創出について検討していきたいと考えておりますことを申し上げ、答弁といたします。

次に、2点目の質問、高齢者や障害者に優しい町づくりについてであります。他市町と比較して極めて高齢化率の高い本町では、その対策が大変重要となるものであり、このことから従前より緊急通報装置設置や社会福祉協議会に委託しての週2回の配食サービス及び週1回の電話や訪問による安否確認サービス等を進めているところであります。さらに、昨年8月から救急医療情報キットの配付をスタートしたところであり、各町自治会単位で設置の10人前後から成ります社会福祉協議会地域ネットワークチームにお願いし、在宅のひとり暮らし高齢者等473人に対し配付を行い、救急搬送時の迅速な救命活動の一助として活用されているところであります。また、昨年高齢者の所在不明が社会問題化したことを受け、これを機に各チームに高齢の病弱者等の安否確認をお願いする連絡網といたしまして高齢者見守りネットワークを昨年12月に立ち上げ、見守り対象者の抽出や情報提供及び週1回程度の見守りをお願いすることにしており、こうした情報を集積するため、高齢者マップの作成を予定することで今後あらゆる分野での活用を図り、新しい発想で町づくりに努めてまいりたいと思うものであります。

高齢化社会が進む中、高齢者が住みなれた地域や自宅で暮らし続けるためには、介護保険サービスだけではなく、地域の連携と協働による温情味ある支え合いが求められており、議員ご指摘の奈井江町商工会の宅配事業等を柱としたホームヘルパー資格取得によるボランティア活動を行うふれあいネットワークもこうした支え合い活動であり、介護のサービスの新しい形態の1つと言えるもので、本町にこそあってしかるべき事業と思うものであります。事業推進に必要なホームヘルパー資格の取得に関しましては、3級は家事援助、

2級は身体介護や移動介護の技術を得ることが可能であり、3級につきましては社会福祉協議会での実施が、そして2級は空知中部広域連合での養成研修が毎年行われており、資格取得に関しましては一定の条件整備がなされていると考えるものであります。しかしながら、本町にありましては、地域自体の高齢化という大きな壁があり、ヘルパー資格の取得を初め、日常の支え合い活動の推進にも多くの課題があるのも事実であり、町独自の助成制度を創設して研修会を開催したり、サポーターを募集しての組織づくりにありましては短時間、短期間で解決は困難であると思われませんが、一つ一つ課題を克服し、行政主導ばかりでなく、奈井江町のように事業者が主体的に取り組み、地域、行政が協力していく事業展開へのチャレンジも必要であることから、あらゆる事業を想定し、関係者の意識改革も含め、機会があるごとに提起してまいりたいと思うものであります。いずれにいたしましても、超高齢化社会の本町にとりましては、高齢者が安心して暮らし続けるための仕組みづくりのほか、日常的かつ簡易なニーズをサポートする仕組みづくりも必要であり、ご提言の町民全体で支えていく新たなネットワークの構築の可能性につきましては、私の進める協働の町づくりの具体策の一つとして、社会福祉協議会のほか商工会議所や関係団体等々との協議を進めつつ検討して高齢者見守りネットワーク事業の拡充を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○5番（高橋成和） ありません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で町政執行方針の質疑を終了いたします。

◎教育行政執行方針に対する質疑

○議長（堀内哲夫） 日程第3、教育行政執行方針に対する質疑について。

本件については、議長の手元まで通告が参っておりませんので、質疑はございません。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日16日から17日までの2日間、議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、16日から17日までの2日間休会することに決定いたしました。

なお、休会中の16日、17日の2日間につきましては、予算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、18日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

（散会 午前10時41分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 大 内 兆 春

署名議員 川上三男

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成 2 3 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 4 日）

3 月 1 8 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 2 0 分 閉 会

○議事日程 第 4 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 予算特別委員会委員長報告
議案第 1 8 号 平成 2 3 年度上砂川町一般会計予算
議案第 1 9 号 平成 2 3 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第 2 0 号 平成 2 3 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 2 1 号 平成 2 3 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算
議案第 2 2 号 平成 2 3 年度上砂川町立診療所事業特別会計予算
議案第 2 3 号 平成 2 3 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算
議案第 2 4 号 平成 2 3 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算
議案第 2 5 号 平成 2 3 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
議案第 2 6 号 平成 2 3 年度上砂川町水道事業会計予算
※ 報告に対する討論・採決とする。
（質疑は省略とする。）
- 第 3 調査第 1 号 所管事務調査について
- 第 4 派遣第 1 号 議員派遣承認について
（追加日程）
- 第 5 意見書案第 1 号 若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書
- 第 6 意見書案第 2 号 保育制度改革に関

する意見書

- 第 7 意見書案第 3 号 新たな高齢者医療制度に関する意見書
- 第 8 意見書案第 4 号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書

○会議録署名議員

6 番 大 内 兆 春
7 番 川 上 三 男

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は、柳川議員から欠席の届け出がありますので、8 名でございます。

なお、理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 23 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定によって、6 番、大内議員、7 番、川上議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第 1 8 号 議案第 1 9 号 議案第 2 0 号
議案第 2 1 号 議案第 2 2 号 議案第 2 3 号

議案第24号 議案第25号 議案第26号

○議長（堀内哲夫） 日程第2、予算特別委員会委員長報告について議題といたします。

お諮りいたします。予算特別委員会に付託いたしました議案第18号から議案第26号までについては、一括して予算特別委員長より審査結果の報告を願い、その後議案ごとに討論、採決を行ってまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会に付託いたしました議案について、その審査結果を委員長より一括報告することに決定いたしました。

川上予算特別委員会委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○予算特別委員長（川上三男） それでは、予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本特別委員会に付託になりました議案第18号平成23年度上砂川町一般会計予算ほか特別会計8件について、3月16日、17日の2日間にわたり慎重なる審査を行った結果、報告書のとおり決定を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、審査の経過及び質疑の内容等につきましては、全員による審査をいたしておりますので、省略させていただきます。

初めに、議案第18号平成23年度上砂川町一般会計予算であります。討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計について報告いたします。議案第19号平成23年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算から議案第26号平成23年度上砂川町水道事業会計予算まで8件の特別会計予算についてそれぞれ討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定しました。

以上のとおり、全案件について全会一致をもって原案可決されましたことをご報告申し上げます。

す。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で予算特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。付託されました各議案につきましては、予算特別委員会において十分審議がなされておりますので、質疑を省略して直ちに討論、採決に入りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、順次討論、採決を行ってまいります。

議案第18号平成23年度上砂川町一般会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告のとおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号平成23年度上砂川町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第19号平成23年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告のとおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号平成23年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、委員

長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第20号 平成23年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決いたします。
本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 平成23年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第21号 平成23年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） なしと認めます。

これより議案第21号について採決いたします。
本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 平成23年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第22号 平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決いたします。
本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第23号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決いたします。
本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第24号 平成23年度上砂川町土地取得事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決いたします。
本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 平成23年度上砂川町土地取得事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第25号 平成23年度上砂川町下水道事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 平成23年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第26号 平成23年度上砂川町水道事業会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第26号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 平成23年度上砂川町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

◎調査第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、調査第1号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、総務文教常任委員長及び厚生建設常任委員長、議会運営委員長から会議規則第72条及び第74条の規定により、閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第1号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第4、派遣第1号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますので、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に意見書案4件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

なお、日程第5、意見書案第1号から日程第8、意見書案第4号まで4件の意見書案の本文は相当量となっておりますので、本文読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号から意見書案第4号まで、本文読み上げによる内容説明を省略することに決定いたしました。

◎意見書案第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第5、意見書案第1号 意見書案第1号 若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書を議題といたします。

3番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番(斎藤勝男) 意見書案第1号 若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書(案)。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 斎藤勝男

賛成議員 水谷寿彦 高橋成和

大内兆春

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第1号 若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号 若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第2号

○議長(堀内哲夫) 日程第6、意見書案第2号 保育制度改革に関する意見書を議題といたします。

7番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○7番(川上三男) 保育制度改革に関する意見書(案)。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 川上三男

賛成議員 斎藤勝男 数馬尚

高橋成和

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第2号 保育制度改革に関する意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号 保育制度改革に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、意見書案第3号 新たな高齢者医療制度に関する意見書を議題といたします。

7番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○7番（川上三男） 新たな高齢者医療制度に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 川上三男

賛成議員 水谷寿彦 大内兆春
横溝一成

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第3号 新たな高齢者医療制度に関する意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することに

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号 新たな高齢者医療制度に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、意見書案第4号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書を議題といたします。

2番、水谷議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（水谷寿彦） 地域医療存続のための医師確保に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 水谷寿彦

賛成議員 斎藤勝男 高橋成和
川上三男

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第4号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、すべて終了いたしました。

よって、平成23年第1回上砂川町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 大 内 兆 春

署 名 議 員 川 上 三 男

予 算 特 別 委 員 会

(第 1 号)

平成23年第1回定例会予算特別委員会会議録（第1号）

3月16日（木曜日）午前10時00分 開会
午後1時30分 散会

○議事日程 第1号

委員長あいさつ

町長あいさつ

予算特別委員会の日程について

予算審査の方法について

予算審査資料の提出について

その他

議案第18号 平成23年度上砂川町一般会計予算

◎委員長あいさつ

○委員長（川上三男） おはようございます。開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、東北地方で発生した東北地方太平洋沖地震で被害を受けられました方々には、心からお見舞いを申し上げます。一日も早く立ち直っていただきますようご祈念を申し上げます。

さて、9日の定例会本会議におきまして予算特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。委員各位のご協力をいただきながら本特別委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

本予算特別委員会に付託されました案件は、平成23年度一般会計予算並びに8本の特別会計予算であります。一般会計で27億5,070万円、特別会計を合わせますと37億7,734万2,000円で、前年度に比較しますと4億1,456万8,000円の増額予算となっております。依然厳しい財政状況のもと、財政健全化4指標を考慮しながら、人口減少対策のための移住、定住対策や子育て支援策、高齢者施設、教育環境対策などの施策に重点を置いた予算となっておりますので、議会としてもそのあた

りを踏まえて十分な論議を重ねていただきたいと思います。

審査期間に制約があり、効率的に議事を取り進めてまいりたいと考えておりますので、委員各位のご協力をお願い申し上げます。簡単でございますが、開会に当たってのあいさつといたします。

◎開会の宣告

○委員長（川上三男） ただいまの出席委員は、柳川議員から欠席の届けがありましたので、7名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○委員長（川上三男） 直ちに会議を開きます。

◎町長あいさつ

○委員長（川上三男） ここで町長からごあいさつをいただきます。

○町長（貝田喜雄） おはようございます。予算特別委員会の開会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

昨日は、執行方針での質疑に加えまして、各常任委員会の合同事務打合せにおきまして意義ある議論をいただきますとともに激励やご指導を賜り、大変ありがとうございました。本日より2日間で平成23年度の新たな町づくりに向けた各施策や具体的事業を盛り込みました一般会計予算を初め8つの特別会計のご審議をいただくところでございますが、委員の皆さんの活発なご質疑をお願い申し上げます。

23年度の予算編成に当たりましては、執行方針や予算の大綱でも触れさせていただきましたが、私にとりましては初めての本格予算編成となるもので、厳しい財政事情ではありますが、財政健全化法による4指標を考慮しながら行財政改革の基本的スタンスを崩すことなく、本町の抱える人口減少問題や少子高齢化問題に対応すべく、限られた財源の有効活用を図り、予算編成に臨んだところであります。

自治体が極めて乏しい財政基盤の中で、23年度にありましては将来ともに自立できる町づくりに向けてのスタートの年となるものでございまして、町民の皆さんが上砂川町で安心して暮らしていける施策は何かと自問自答をいたしまして、職員とともに知恵を出し、必要と見込まれる子育て支援事業や公営住宅建設による定住対策事業を中心に取りまとめたところでありまして、一般会計予算では、先ほど委員長のほうからもお話がございましたが、27億5,000万円の規模となりまして、特別会計の10億2,000万円と合わせ総額37億7,000万円強で、前年度対比12.3%の増となったところでございます。

今後におきましても多くの課題を抱えての行政運営となりますが、町民の皆さんが安心して日々の生活を過ごせるよう職員と一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、23年度の予算の内容につきましてはそれぞれ担当課長から申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたしまして、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎予算特別委員会の日程について

○委員長（川上三男） それでは、これより議事に入ります。

議題の①、予算特別委員会の日程については是洞議会議事局長から説明いたします。

○事務局長（是洞春輝） それでは、お手元に配付の審査日程表に基づきまして説明させていただきます。

審査日程は、本日16と17日の2日間を予定しております。本日は、審査方法、資料提出要求等について協議していただき、その後平成23年度一般会計予算から審査をいたします。初めに歳出を審査していただき、その後歳入の順で審査を進めてまいります。予定といたしましては、本日で一般会計の審査をすべて終え、17日は国保会計以下すべての特別会計と水道事業会計について審査をしていただきたいと思います。以上2日間の日程で付託になりました案件についての審査を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（川上三男） ただいまの説明に対し質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、日程については説明どおりといたします。

なお、委員会開催の通知は改めていたしませんので、間違いのないようご参集願います。

◎予算審査の方法について

○委員長（川上三男） 議題の②、予算審査の方法については是洞議会議事局長から説明いたします。

○事務局長（是洞春輝） 予算審査の方法について説明を申し上げます。

去る9日の本会議において提案理由、予算の大綱、内容説明がありましたので、本委員会では歳入歳出予算事項別明細書により各款ごとに担当課長から内容の説明をしていただくこととなります。

説明手順は、本年度予算額、前年度対比、財源内訳を説明し、引き続き節の内容説明に入りますが、時間の関係上、経常的な経費や前年度と比較

して多少の増減の場合については説明を省略し、前年度に比べ大きく変わったところ、あるいは制度、施策の見直し、新規事業や重要な継続事業等について説明をお願いいたします。質疑につきましては、原則的には款の説明が終了した後、目ごとに受けることになります。また、討論、採決につきましては、議案ごとに行うことといたします。

なお、説明員の出席でございますが、一般会計につきましては全課長の出席をお願いいたします。特別会計については全課長、担当係長等が出席し、対応していただくこととしておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（川上三男） ただいまの説明に対し質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、審査方法については説明どおり進めてまいります。

◎予算審査資料の提出について

○委員長（川上三男） 議題の③、予算審議資料の提出について、何か必要な資料がありましたら発言願います。ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

◎その他の関係について

○委員長（川上三男） 議題の④、その他ですが、委員のほうから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

◎議案第18号

○委員長（川上三男） それでは、ただいまから付託案件の審査に入ります。

議案第18号 平成23年度上砂川町一般会計予算

について議題といたします。

歳出から審議に入ります。1款議会費から審査いたします。内容の説明を求めます。是洞議会事務局長。

○事務局長（是洞春輝） それでは、議会費について説明いたします。

予算書の28ページをお開きください。1項議会費、1目議会費、本年度予算額4,609万8,000円、前年度比較1,340万6,000円の増で、財源はすべて一般財源でございます。増減の主な内容は、報酬等の改定によりまして1節報酬で62万5,000円増の2,020万5,000円、3節職員手当等50万9,000円増の728万円となります。4節共済費1,638万4,000円は、資料のナンバー4をご参照いただきたいと思います。資料ナンバー4になります。資料に記載のとおり、本年6月1日から、市町村合併や議員定数削減に伴う議員数減少によりまして地方議員年金制度が廃止されます。これによりまして、制度廃止後の給付で退職一時金の選択が多く見られることから、共済費の公費負担分が短期的に増額いたしますので、平成23年度の町負担金の掛け率が16.5%から102.9%となり、1,321万9,000円増の1,624万8,000円となるものでございます。続きまして、9節旅費になります。昨年実施の議員、職員道外政務調査など未実施によりまして、合わせて95万円減の53万円となります。そのほかのものについては、昨年同様の経費でございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 議会費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、1款議会費の質疑を打ち切ります。

2款総務費に入ります。総務費については、西村総務課長、林企画振興課長、高木住民課長、永井教育次長、中島税務出納課長、是洞監査事務局

長に順次説明を求めてまいります。内容の説明を求めます。西村総務課長。

○総務課長（西村英世） それでは、総務費のうち総務課が所管いたします予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の30ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額4,492万6,000円、前年度比較で621万3,000円の増となっております。財源内訳は、国・道支出金で1,000円、その他特定財源で20万1,000円、一般財源が4,472万4,000円でございます。本目は、町行政全般の管理経費を計上するものでございます。主な増減につきまして説明をいたします。4節共済費でございますが、本年度予算額982万5,000円、前年度比較で173万6,000円の増となっております。臨時職員の増と社会保険掛け率の変更によるものでございます。7節賃金、本年度予算額780万9,000円、前年度比較で374万円の増となっております。昨年7月の役場機構組織の見直しによりまして欠員が生ずる部署におきまして、業務に支障のないよう2名の臨時事務員を雇用したことによるものでございます。13節委託料、本年度予算額816万円、前年度比較で42万2,000円の増となっております。庁舎清掃におきまして隔年実施のガラス、照明器具清掃の増によるものでございます。18節備品購入費、本年度予算額80万円、前年度比較で30万円の増となっております。職員が使用しております事務用パソコンの老朽化に伴う更新を行うものでございます。

32ページをお開きください。3目財政管理費、本年度予算額25万2,000円、前年度比較で10万8,000円の減、財源はすべて一般財源でございます。本目は、予算書及び決算書作成経費のほか、起債管理に係る経費を計上しております。14節使用料及び賃借料でございますが、本年度予算額19万2,000円、前年度比較で10万8,000円の減となっております。起債管理システムのパソコン等機器のリース期間終了による減でございます。

4目会計管理費、本年度予算額106万3,000円、前年度比較で11万5,000円の減、財源はすべて一般財源でございます。本目は、出納業務にかかわります経費を計上するものでございます。11節需用費でございますが、本年度予算額5万4,000円、前年度比較で11万1,000円の減となっております。伝票類の印刷経費の減によるものでございます。

5目財産管理費、本年度予算額1,977万7,000円、前年度比較で122万3,000円の減、財源はすべてその他特定財源でございます。本目は、町有財産の管理経費を計上するものでございます。11節需用費、本年度予算額362万3,000円、前年度比較で10万4,000円の増額は、庁舎等修繕料におきまして総合車庫の屋根と庁舎網戸等の修繕による増でございます。33ページの14節になりますが、使用料及び賃借料、本年度予算額357万8,000円、前年度比較で374万円の減となっております。共済住宅賃借料におきまして、平成8年度建設の本町職員住宅2棟の償還が終了したことによるものでございます。17節公有財産購入費、本年度予算額150万円につきましては、平成10年度に購入いたしました下鶉公共用地の一部につきまして、家屋の底地部分が所有者の意向によりまして未購入となっておりますが、家屋の除却が終了し、所有者の売却の意思確認ができましたことから予算計上するものでございます。

34ページをお開きください。7目公平委員会費、本年度予算額7,000円、前年度同額で、財源内訳はすべて一般財源でございます。公平委員3名分の報酬でございます。

次に、35ページの9目諸費でございますが、本年度予算額209万6,000円、前年度同額で、財源内訳はすべて一般財源でございます。本目は、表彰関係予算並びに他に属さない関係予算を計上するものでありますが、前年度と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

39ページをお開きください。総務費の選挙費に入らせていただきます。1目選挙管理委員会費、

本年度予算額14万6,000円、2目選挙啓発費、本年度予算額9,000円、それぞれ前年度同額で、財源内訳はすべて一般財源であります。すべて経常経費のため、説明は省略させていただきます。

3目北海道知事道議会議員選挙費、本年度予算額320万8,000円、財源内訳はすべて国・道支出金でございます。本年4月10日に執行されます知事、道議選挙の投開票事務に関する経費を計上するものでございます。

40ページをお開きください。昨年度計上しておりました町長選挙費、参議院議員選挙費につきましては、廃目とするものでございます。

以上で2款総務費にかかわります総務課所管分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 次、林企画振興課長。

○企画振興課長（林 智明） それでは、2款総務費のうち企画振興課所管事項につきましてご説明いたします。

32ページをお開き願います。1項総務管理費、2目文書広報費、本年度予算額474万7,000円で、前年度と同額となっております。財源内訳は、その他特定財源20万円、残り454万7,000円は一般財源でございます。前年度と同様の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

次に、33ページをお開き願います。6目企画費でございますが、本年度予算額120万8,000円で、前年度と比較して11万7,000円の減額で、財源内訳はすべて一般財源でございます。昨年12節役務費に計上しておりました5年に1度の防災無線の再免許申請が本年度実施しないことにより、12万6,000円の減となっております。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

次に、36ページをお開き願います。11目地域振興費でございますが、本年度予算額603万8,000円で、前年度と比較いたしまして259万8,000円の増額で、財源内訳につきましては起債350万円、その他財源50万円、残り203万8,000円は一般財源で

ございます。起債の350万円につきましては、過疎計画におきまして過疎債対象事業がソフト事業にも拡大されたことによりまして、イベント助成事業として250万円、移住定住奨励金として100万円を対象としております。37ページをお開き願います。15節工事請負費につきましては、現在鶉本町生活館敷地内に建立されております開拓の碑が老朽化していることから、本年度改修費として60万円計上したところであります。19節負担金、補助及び交付金につきましては、本年度予算額266万円で、前年度対比200万円の増額となっておりますが、これは昨年補正予算にて計上しておりました仮装盆踊り花火大会補助金を当初予算で計上したことによるものであります。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

次に、40ページをお開き願います。5項統計調査費、1目諸統計調査費でございますが、本年度予算額17万2,000円で、前年度と比較して338万7,000円の減額となっております。財源内訳は国・道支出金16万9,000円、残り3,000円は一般財源でございます。本年度の減額の大きな要因は国勢調査費として昨年計上しておりました346万3,000円を計上しなかったことによるもので、その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

以上で2款総務費のうち企画振興課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 次、高木住民課長。

○住民課長（高木則和） 2款総務費のうち住民課所管分について説明をいたします。

予算書は34ページでございます。8目交通安全対策費、本年度予算額498万6,000円、前年度比較3万1,000円の増でございます。財源内訳は、すべて一般財源でございます。本目は、交通安全指導員8名、婦人交通指導員3名、交通安全推進員1名にかかわる経費を計上しております。18節備品購入費15万円、前年度比較15万円の増は、婦人

交通指導員等にかかわる被服購入費を計上するものでございます。なお、交通安全指導車は耐用年数を超えたことから廃車、関係経費も削減することといたしますけれども、3月補正の国の新たな住民生活に光をそそぐ交付金事業として予算計上し、購入をする消費生活センターの広報車を交通安全指導車としても活用するもので、その他は前年度と同様の計上につき、説明は省略をさせていただきます。

次に、38ページをお開き願いたいと思います。38ページでございます。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額200万8,000円の計上で、前年度比較10万2,000円の減でございます。財源内訳は、国・道支出金2万円、その他特定財源198万8,000円でございます。13節委託料76万1,000円の計上で、前年度比較1万8,000円の増でございますけれども、本年7月から砂川市への旅券交付申請及び交付にかかわる事務委託経費として計上するもので、18節備品購入費38万円、前年度比較12万円の減につきましては、公的個人認証サービス機器の経費として計上するものでございます。そのほかは、前年度と同様の計上につき、説明は省略をさせていただきます。

以上、住民課が所管しております関係予算の説明を終わらせていただきます。以上でございます。

○委員長（川上三男） 次、永井教育次長。

○教育次長（永井孝一） それでは、教育委員会が所管いたします総務費関係についてご説明申し上げます。

35ページをお開き願います。10目町民センター管理費、本年度予算額2,172万3,000円、前年度と比較いたしまして651万円の増額となっております。財源内訳は、国・道支出金が420万円、起債が370万円、その他特定財源が45万円、一般財源が1,337万3,000円でございます。主な項目についてご説明いたします。7節賃金でございますが、本年度予算額54万9,000円、前年度対比104万7,00

0円の減となっておりますが、町民センター臨時職員を昨年4月より配置していないことによるものでございます。13節委託料でございますが、本年度予算額1,496万9,000円、前年度対比780万7,000円の増となっておりますが、日常清掃業務において隔年で実施しておりますガラスサッシ清掃及び照明器具清掃業務が本年度実施対象年でないことによる減と、36ページの町民センター、体育センター耐震診断業務委託でございますが、お手元に配付してあります資料ナンバー5をごらんいただきたいと存じます。町民センター、体育センターの耐震化大規模改修で、両施設は昭和53年、54年に建設されて、各種会議、行事やスポーツなどの会場として多くの町民に利用されており、災害時の避難所としても指定されております。建築後30年が経過し、安心して安全な施設として今後も利用していただくため、平成23年度耐震診断業務委託、平成24年度には実施設計委託、平成25年度には耐震補強及び改修工事を予定しておりますことから、本年度の耐震診断業務委託料840万円との相殺による増となっております。また、歳入につきましては、国庫補助金として住宅・建築安全ストック形成事業補助金2分の1、起債といたしまして防災対策事業債を見込んでいるもので、工事期間中の対応など、関係団体やご利用いただいております町民の方々と十分に協議を進めていくよう考えております。

予算書に戻りまして、以下の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で2款総務費に係る教育委員会所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 次、中島税務出納課長。

○税務出納課長（中島隆行） 総務費のうち税務出納課所管分について説明させていただきます。

37ページをごらんください。2項徴税费、1目税務総務費、本年度予算額12万4,000円、財源内訳はすべて一般財源でございます。主に固定資産

評価審査委員会にかかわる経費を計上しておりますが、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

2目賦課徴収費、本年度予算額448万円、前年度比較67万円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金428万2,000円、その他特定財源1万5,000円、一般財源18万3,000円でございます。主な増減につきまして説明させていただきます。13節委託料324万7,000円の計上で59万1,000円の減は、3年に1度の不動産鑑定委託が本年度は未実施の年に当たることによるものでございます。その他は、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

以上で税務出納課が所管いたします関係予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 次、是洞監査事務局長。

○監査事務局長（是洞春輝） それでは、監査委員費について説明いたします。

41ページをお開き願います。41ページです。6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額106万2,000円、前年度と同額となっております。すべて一般財源でございます。1節報酬から19節負担金、補助及び交付金までは、監査業務にかかわります経費となるものでございます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 以上で2款総務費の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、目ごとに質疑を受けてまいります。

1項総務管理費、1目一般管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2目文書広報費、3目財政管理費、4目会計管理費、5目財産管理費、6目企画費について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願いま

す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、7目公平委員会費、8目交通安全対策費、9目諸費、10目町民センター管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、11目地域振興費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。はい。

○4番（数馬 尚） 36ページの一冊下の見づらいところにありますテレビ中継局の保守委託料です。若葉台の山の上に一番古いテレビ中継局が建ってありますが、あれは相当たっているのですけれども、設備等につきましては、逐次更新していくのですか。

○委員長（川上三男） はい、どうぞ。

○企画振興課長（林 智明） 若葉台の中継局につきましては、3年前にデジタル放送にしたときにデジタル放送とアナログ放送が2つ見れるような形で整備をしているところでございます。

○委員長（川上三男） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項徴税费全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3項戸籍住民基本台帳費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、4項選挙費全般について質疑を受けます。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、5項統計調査費、6項監査委員費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で2款総務費について質疑を打ち切ります。

3款民生費に入ります。民生費については、山本福祉課長、高橋福祉医療センター参事、高木住民課長に順次説明を求めてまいります。山本福祉課長。

○福祉課長（山本丈夫） 3款民生費の福祉課所管分について説明をいたします。

予算書は44ページでございます。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額2億3,966万8,000円、前年度比較321万3,000円の減でございます。財源内訳は、国・道支出金1億4,101万円、その他特定財源505万6,000円、一般財源9,360万2,000円でございます。主な内容でございます。8節の報償費563万8,000円の計上で、前年度比66万6,000円の増でございます。こちらにつきましては、全世帯の配布入浴券、温泉入浴によります健康増進を図りたく、1世帯当たりの配布枚数を4枚から5枚に拡充するものでございます。次に、19節の負担金、補助及び交付金794万8,000円の計上で、前年度比188万8,000円の減でございますが、主な減額要因でございますが、前年度勤医協2階の有料老人ホームのスプリンクラー整備費補助金200万円の計上がありました。今年度はそれがなくなったことによるものでございます。20節の扶助費でございます。1億7,036万8,000円の計上で、前年度比993万9,000円の増でございます。障害者自立支援費でございますが、前年度は説明欄の表記、こちらの表記を11項目のサービス事業別

としておりましたが、サービス体系別の3項目にまとめてございます。ご了承をお願いをしたいと思います。この自立支援費全体では前年度比9%、1,213万2,000円の増でございますが、これにつきましては利用者が85人から90人への増、利用人員の増でございます。それから、法改正によります低所得者の自己負担分の軽減によります給付額の増、それから給付額の多い介護給付費への移動によるものでございます。また、次の障害者自立支援対策推進費120万3,000円でございますが、前年度は補正計上したものでございまして、本年度は当初からの計上でございます。

次に、46ページでございます。46ページは、2目の老人福祉費、本年度予算額409万7,000円、前年度比較20万1,000円の増でございます。財源内訳は、国・道支出金30万3,000円、起債180万円、一般財源199万4,000円でございます。起債180万円は、敬老会事業への充当でございます。本目は、主に高齢者福祉に関する経費を計上しております。主なものでございますが、8節報償費207万円の計上で、前年度比77万円の増でございます。長寿祝品贈呈事業といたしまして100歳には5万円、88歳には1万円の商工会議所発行の商品券を贈るものでございまして、それぞれ4人分、30人分の合わせて50万円を新たに計上するものであります。また、400人ほどが集います敬老会、この事業でございますが、敬老会の経費につきましても27万円増額いたしまして、より楽しめる行事への内容検討を進めるものでございます。また、例年18節の備品購入費に緊急通報装置の購入経費を計上しておりますが、3月補正計上の住民生活に光をそそぐ交付金で対応することにしてございまして、本年度はこちらのほうでは計上がございません。また、戻って恐縮でございますが、12節の役務費におきましても、この緊急通報装置にかかわります相応分の設置手数料を減額をしているものでございます。

次に、3目社会福祉施設費でございます。本年

度予算額673万円、前年度比較10万4,000円の減で、すべて一般財源でございます。本目は、中央集会所、東山高齢者住宅、生活館など6施設にかかわる経費を計上しております。13節の委託料で高齢者住宅のガラス清掃業務の隔年実施による増額計上のほかは、昨年同額での計上でございますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、50ページをお開き願います。50ページでございます。50ページは5目複合施設費、本年度予算額379万1,000円、前年度比較63万4,000円の増で、すべて一般財源でございます。こちらは東鶉児童館、東鶉生活館、東鶉老人寿の家の中央ふれあいセンターに係る経費を計上しております。児童館運営に係る児童厚生員賃金や管理経費及びセンター建物の自治会への管理委託経費が主なものでございます。資料のナンバー6、児童館拡充事業概要をお開きをいただきたいと思っております。資料のナンバー6でございます。こちらの資料に沿って説明をさせていただきますが、まず1の目的でございますが、この目的のとおり就労家庭のニーズに応じました開館時間の延長と遊び道具の整備や設備の補修など児童館の環境整備を行うものでございます。2の内容でございますが、(1)に記載のとおり、閉館する時間の午後6時までの延長と学校の休校日の開館する時間を午前10時から午前8時に早める変更をするものでございます。また、(2)と(3)のとおり、古くなった遊び道具の更新と、それから内装の傷みもひどくなってきておりますので、内装の補修等を行うものでございまして、7節の賃金は開館時間の延長に伴い、前年度比較22万5,000円増の170万2,000円、11節の需用費ではこういった遊び道具の更新の費用、消耗品費10万円、そして建物の修繕料55万円を計上するものでございます。予算書にお戻り願います。予算書に戻りまして13節の委託料と19節負担金、補助及び交付金でございますが、こちらは前年同額につき、説明を省略させていただきます。

次に、54ページをお開きいただきます。54ページでございます。9目の介護予防費、本年度予算額443万6,000円、前年度比較6万円の増で、財源内訳はその他特定財源435万円、一般財源8万6,000円でございます。本目は、空知中部広域連合からの委託によります高齢者の介護予防に関する各種事業経費を計上しております。事業実施に当たりましての臨時職員賃金や委託料が経費の主なものでございまして、要介護の可能性のある特定高齢者の把握、それから引きこもり防止のための交流会や健康運動指導士による体の機能維持訓練事業と、それから本年度地域へ普及を目指します高齢者の筋力アップを目的といたしました百歳体操などが主な事業となっております。18節の備品購入費で筋力測定計や体重計などの機器購入で新たに16万4,000円を計上したほかは、前年度と同様の計上でございますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、次のページ、55ページでございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額5,854万6,000円、前年度比較909万円の増でございます。財源内訳は、国・道支出金4,816万8,000円、起債80万円、その他特定財源20万1,000円、一般財源937万7,000円でございます。起債80万円は、後ほど説明をいたしますが、育児用品購入券贈呈事業への充当でございます。本目は、子育て支援事業のうち双葉保育園で年24回実施のおひさまルーム、それから町独自で実施の町内医療機関受診に限り小学生までの医療費全額助成を含む医療費助成、そして子ども手当などの経費を計上しております。8節の報償費でございます。前年度比較83万5,000円の増で、93万3,000円の計上でございます。まず、心理判定員による子育て相談でございますが、こちらは9万円の計上でございます。前年度までは3回分を乳幼児教育の観点から教育費に計上しておりましたが、本年度から子育て支援として民生費に移行し、子育ての精神的な負担解消を図るため、回数も全乳幼児健診に対応

した6回にふやすものでございます。次に、育児用品購入券贈呈事業であります。資料のナンバー7をごらんをいただきたいと思ひます。資料のナンバー7でございませう。こちらの資料の説明をさせていただきます。1の目的でございませうが、出産後の育児用品購入費用を援助することで子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子供を産み育てやすい環境を整備するものでございませう。2の対象でございませう。平成23年4月1日以降に出産し、3の支給要件①と②に書いてございませうが、本町に住民登録がある生保以外の人や町税などの滞納のない人でございませう。4の購入券でございませうけれども、出生日、出産日と、それから1歳の誕生日に5万円相当の金券を贈呈するものでございませうして、町内の商店に限り、紙おむつなどの育児に直接かかわる用品の購入に充てることのできるものでございませうして、本年度は新規の出産分15人分を見込んでございませう。報償費で75万円、購入券の印刷費5万円を需用費で計上するものでございませう。予算書にお戻り願ひませう。予算書に戻りませうして56ページでございませう。次の56ページをお開きいただきたいと思ひませう。13節の委託料でございませう。3歳未満に対する子ども手当の額が月額1万3,000円から2万円に変更となる予定であることに伴ひませうして子ども手当支給システムの改修を要するもので、改修費用24万6,000円を本年度計上するものでございませう。20節の扶助費でございませうが、5,656万円の計上で、前年度比795万1,000円の増でございませう。先ほどの子ども手当の増額によるものでございませう。

次に、2目保育所費、本年度予算額1,351万4,000円、前年度比較67万2,000円の増でございませう。財源内訳は、その他特定財源267万4,000円、一般財源1,084万円でございます。本目は、保育所の運営経費を計上してございませう。7節の賃金617万1,000円の計上で、前年度比較26万7,000円の増でございませう。こちらにつきませうしては、3歳未満の乳幼児増に対応するため、臨時保育士の雇用時間、

雇用日数等の増によるものでございませう。11節の需用費625万2,000円の計上で、前年度比23万9,000円の増でございませう。こちらにつきませうしては修繕料でございませうけれども、消防設備の更新及び修繕に伴う修繕料25万円の増額となつてございませう。また、18節の備品購入費でございませうが、20万円の計上で、前年度比較15万円の増となつてございませうして、こちらにつきませうしては保育園の戸棚を初めといたしまし機器等の更新費用ということでございます。その他は、ほぼ前年同様の考え方による計上でございませうので、説明は省略をさせていただきます。

次に、3項の生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算額1万円、前年度比較1,000円の増、そして次の2目扶助費、本年度予算額29万円、前年度同額でございませう。いずれもすべて一般財源で、前年度同様での計上につき、説明を省略させていただきます。

続きませうして、4項の災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額24万円、前年度同額でございませう。それぞれ生活困窮世帯扶助事業や災害見舞金の経費を計上してございませう。

福祉課所管は以上でございませう。

○委員長（川上三男） 次、高橋福祉医療センター参事。

○福祉医療センター参事（高橋 良） それでは、民生費のうち福祉医療センター所管分についてご説明いたします。

47ページをお開きください。初めに、特別養護老人ホームはるにれ荘関係の予算についてご説明いたします。4目特別養護老人ホーム費、本年度予算額1億3,089万8,000円、前年度比較402万2,000円の増となり、財源内訳は起債100万円、その他財源が1億2,989万8,000円となるものでございませう。主な増額の要因につきませうしては、職員給与の見直しによりませうして2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金、補助及び交付金の退職手当組合負担金を合わせた人件費で190万7,000円

の増となるものでございます。次のページ、48ページをごらんください。7節賃金、本年度予算額3,413万5,000円、前年度比較23万円の増は、介護員の処遇改善に伴う経費の増でございます。次に、11節需用費、本年度予算額3,005万9,000円、前年度比較107万5,000円、燃料費の単価増によるものでございます。次、13節委託料、これにつきましては、消防設備点検について消防法の改正により年2回実施することになりまして、それで24万2,000円が増となるものでございます。次、18節備品購入費で、昨年度から計画的に更新しております車いす等の購入費で55万円が増となったものでございます。他の予算につきましては、昨年とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。

次に、50ページをお開きください。デイサービスセンター関係の予算についてご説明いたします。6目デイサービスセンター費、本年度予算額2,219万円、前年度比較131万9,000円の増となり、財源内訳は起債10万円、その他財源が2,209万円となっております。この費目につきましても、職員給与の見直しにより人件費で23万円の増、11節需用費で本年度予算額684万8,000円、前年度比較80万9,000円の増につきましては燃料費の単価の引き上げによるものでございます。また、修繕では検満量水器取りかえで49万円が増となっております。52ページをお開きください。13節委託料、本年度予算額120万円、前年度比較15万7,000円につきましては、隔年で実施しておりますガラス、照明器具清掃での分が増となったものでございます。18節備品購入費につきましては、これも車いす等の更新によりまして11万6,000円が増となったものでございます。他の予算につきましては、昨年度とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。

次に、53ページでございます。地域包括支援センター関係予算についてご説明いたします。8目地域包括支援センター費、本年度予算額1,545万4,000円、前年度比較550万3,000円の減となり、財

源内訳はすべてその他財源となっております。減額の主な要因につきましては、今月末で職員1名が定年退職することから、この者に係ります人件費が減となったものでございます。他の予算につきましては、昨年度とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。

以上で3款民生費のうち福祉医療センター所管分についての説明とさせていただきます。

○委員長（川上三男） 次、高木住民課長。

○住民課長（高木則和） 3款民生費のうち住民課所管分について説明をいたします。

予算書は45ページでございます。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、20節扶助費のうち重度心身障害者医療費につきましては、前年度実績を勘案し、99万6,000円減の917万円を計上したところでございます。次に、46ページでございます。46ページ、28節繰出金につきましては、国民健康保険特別会計にて説明を申し上げます。そのほかは、前年度と同様の計上につき、説明を省略させていただきます。

次に、52ページをお開き願います。7目介護保険費、本年度予算額7,913万1,000円、前年度比較46万9,000円の増でございます。財源内訳はすべて一般財源でございます。19節負担金、補助及び交付金で、空知中部広域連合への町負担金7,889万9,000円につきましては連合職員の交代による人件費増分として前年度比較60万円増を計上し、また前年度介護保険者車両の車検終了によりまして11節需用費、12節役務費、27節公課費で所要額を減額計上したところでございます。そのほかは、前年度と同様の計上につき、説明は省略させていただきます。

次に、55ページでございます。10目後期高齢者医療費、本年度予算額8,733万4,000円、前年度比較94万4,000円の増で、財源内訳は国・道支出金1,146万7,000円、その他特定財源55万8,000円、一般財源7,530万9,000円でございます。本目では、北海道後期高齢者医療広域連合から受託の後期高

齢者健診に要する費用と同連合への負担金等を計上しております。19節負担金、補助及び交付金6,786万円、前年度比較74万8,000円の増につきましては、連合への支出をいたします療養給付費負担金として定められております12分の1での町負担分を計上するものでございます。28節繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計予算にて説明をさせていただきます。

次に、56ページでございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、20節扶助費のうち乳幼児医療費303万8,000円、前年度比較60万6,000円の増につきましては昨年8月から中学生の町内外来を受診対象にしたことによる増で、ひとり親家庭等医療費につきまして257万8,000円、前年度比較25万9,000円の減につきましては前年度実績見込額を勘案し、計上したところでございます。

以上、住民課が所管をしております予算関係の説明を終わらせていただきます。以上でございます。

○委員長（川上三男） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○委員長（川上三男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3款民生費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2目老人福祉費、3目社会福祉施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、4目特別養護老人ホーム費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、5目複合施設費、6目デイサービスセンター費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

7目介護保険費、8目地域包括支援センター費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、9目介護予防費、10目後期高齢者医療費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項児童福祉費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3項生活保護費、4項災害救助費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で3款民生費について質疑を打ち切ります。

4款衛生費に入ります。内容の説明を求めます。山本福祉課長、高木住民課長に順次説明を求めてまいります。山本福祉課長。

○福祉課長（山本丈夫） 4 款衛生費につきまして説明をいたします。

予算書は60ページでございます。1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、本年度予算額7,297万4,000円、前年度比較1,088万1,000円の増でございます。財源内訳は、国・道支出金62万9,000円、一般財源7,234万5,000円でございます。増額の要因でございますが、水道事業会計の繰出金の増でございます。本目は各種医療対策に係る負担金や分担金及び妊婦健診費用を計上しており、前年度同様の計上につき、説明は省略をさせていただきます。また、28節繰出金6,830万5,000円の計上につきましても、特別会計にて説明を申し上げますのでございます。

次に、2 目の予防費でございます。本年度予算額1,774万3,000円、前年度比較1,039万円の増でございます。財源内訳は、国・道支出金363万7,000円、その他特定財源146万7,000円、一般財源1,263万9,000円でございます。本目は、各種検診や予防接種、食育推進事業、健康の里づくり事業にかかわる経費を計上しております。次の62ページ、13節委託料1,035万1,000円の計上は、各種検診や予防接種の新規または拡充実施により前年度比較582万円の増でございます。また、飛びますが、20節の扶助費はインフルエンザワクチン接種費用助成事業302万7,000円の計上でございます。

資料の説明に入りますが、資料が4枚ほどになります。ご了承いただきたいと思えます。まず、資料のナンバー8、子宮頸がんワクチン接種費用助成事業の概要をごらん願います。資料のナンバー8でございます。子宮頸がんワクチンの接種費用の助成の概要でございます。まず、1の目的でございます。平成22年度、中学3年生を対象に開始をいたしました子宮頸がんワクチン接種費用の全額助成を国の基準に合わせ、中学1年生から高校1年生まで拡大するもので、助成対象人数は2に書いておりますとおおり50人でございます。そして、3、4のとおりでございますが、接種回数3

回と接種及び助成の方法は前年度と同内容になるものでございます。接種費用329万8,000円の委託料のほか、関係経費を各費目に計上するものでございます。なお、国からの補助は139万1,000円を見込むものでございます。また、このワクチンにつきましては現在供給不足が生じておりまして、現時点での製薬会社からの情報では7月以降の納入と見込まれると、このような情報が来ております。こういったことから、接種開始時期と次期事業推進に当たりましては早期の納入を望みながらの対応となるものでございます。

次に、資料のナンバー9、乳幼児任意予防接種助成事業の概要をごらん願います。資料のナンバー9でございます。1の事業の概要でございます。子育て支援対策の一環といたしまして、ヒブと小児肺炎球菌ワクチン接種費用の全額助成を行い、子供の健康維持増進と子育て世代の経済負担の軽減を図るものでございます。3の対象となる子供でございますが、2カ月以上4歳の乳幼児でございます。4の実施方法でございます。契約の医療機関、現在は砂川市立病院の小児科を予定しておりますが、こちらの実施はこの契約の医療機関となるものでございます。5と6でございますが、それぞれのワクチン、それぞれの年齢に応じた接種回数、対象人数、接種費用及び経費を記載しております。接種費用合わせて340万円の委託料を計上いたしまして、国費を原資といたします道補助金153万円を歳入として見込むものでございます。こちらの事業につきましても、ご承知のとおり6件の死亡例が発生をしております。現在、国ではワクチン接種と死亡との因果関係がわかるまで、いわゆる検証をしている最中でありまして、この結果が出るまで接種の見合わせをすることにしておりまして、こちらの事業につきましても早期に検証結果が出ることを望みながらの事業推進となるものでございます。

次に、資料のナンバー10、働く世代への大腸がん検診推進事業の概要をごらん願います。資料の

ナンバー10でございます。まず、1の目的でございます。40歳代の一定年齢の人の大腸がん検診費用の無料化などで受診率向上を図り、がんの早期発見と早期治療によります健康維持に資するものでございます。2の事業内容でございますが、無料クーポン券や検診キットのあらかじめ送付によります検診を受けやすくするものでございます。この事業でございますが、国の補助制度によるものでございますけれども、補助事業の具体的な内容がまだ決まっておりません。決まり次第当町としては開始をしたいということで、あらかじめ予算計上をするものでございます。対象者は5のとおり40歳から60歳までの5歳刻みの年齢に該当する220人ございまして、委託先の検診機関は本町が現在もがん検診を依頼しております北海道対がん協会を予定しているものでございます。検診費用29万円の委託料のほか関係経費を各費目に計上するもので、国からの補助は23万1,000円を見込むものでございます。

次に、資料のナンバー11、インフルエンザワクチン接種費用助成事業の概要をごらん願います。こちらのほうでございますが、1の目的でございます。子供、高齢者、そして低所得者のワクチン接種費用の助成で接種を促進いたしまして、町民の感染予防と健康維持に資するものでございます。この事業でございますけれども、平成21年度から平成22年度にかけまして実施をいたしました助成とほぼ同内容により、国の補助がない中であっても子育て支援と高齢者や低所得者の健康対策として町単独事業として継続するものでございます。5の接種医療機関でございますが、町内の医療機関でございまして、6の対象者及び予算額では対象者数合計で2,695人になりますが、その内訳、そして助成額、所要額である事業費を記載をしております。総経費302万7,000円は20節の扶助費への計上でございます。

予算書にお戻り願いたいと思います。このほかこの予防費の中では、18節備品購入費では乳児健

診用の器具購入で8万5,000円の計上、また19節負担金、補助及び交付金では健康づくり協議会の助成金、前年度比較67万7,000円増の101万7,000円の計上でございますが、前年度当初におきましては地域社会振興財団の補助採択を待つことで事業費のうちの単独事業分の一部を計上したことに対しまして、本年度は当初からの全額計上ということでの増でございます。ほかにつきましては、前年同様の考え方によります計上につき、説明は省略をさせていただきます。

福祉課所管は以上でございます。

○委員長（川上三男） 次、高木住民課長。

○住民課長（高木則和） 4款衛生費のうち住民課所管分について説明をいたします。

予算書は63ページでございます。3目環境衛生費、本年度予算額616万9,000円、前年度比較61万5,000円の増で、財源内訳はその他特定財源10万6,000円、一般財源606万3,000円でございます。11節需用費127万5,000円、前年度比較で20万円の増につきましては修繕料で、無縁の塔の後ろに引き取り手のない遺骨、現在7体ありますけれども、これの納骨場所の造作をいたしまして、毎年8月上旬に実施をしております無縁物故者供養式においてあわせて供養を行うものでございます。19節負担金、補助及び交付金282万9,000円の計上で、前年度比較47万円の増につきましては保健衛生組合のうち火葬場の計画修繕料の増によるものでございます。そのほかは、前年度と同様の計上につき、説明は省略をさせていただきます。

次に、2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額31万4,000円、すべて一般財源でございます。前年度と同様につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

次のページをお開き願いたいと思います。2目じん芥処理費、本年度予算額7,933万5,000円、前年度比較49万4,000円の減で、財源内訳は起債470万円、その他特定財源1,281万3,000円、一般財源6,182万2,000円でございます。起債470万円の関

係につきましては、19節負担金、補助及び交付金
中で・北空知廃棄物処理広域連合負担金について
過疎対策事業債を充当するものでございます。11
節需用費594万5,000円、前年度比較92万3,000円
の増につきましては、消耗品費で指定ごみ袋等の
増、燃料費につきましてはじんかい埋立地の即日
の覆土に伴う増、修繕料につきましてはじんかい
埋立地のブルドーザーの修繕料で、19節負担金、
補助及び交付金6,101万5,000円の計上で前年度比
較130万4,000円の増につきましては、砂川保健衛
生組合負担金でくるくるの設備点検修繕費とエコ
バレーへの焼却委託料の減少によりまして194万
3,000円の減の5,617万8,000円を計上し、可燃ご
みの焼却処理のため14市町で構成する中・北空知
廃棄物処理広域連合負担金として324万7,000円増
の483万7,000円を計上するものでございます。な
お、昨年度の廃棄物処理技術管理者講習等の旅費、
役務費につきましては、講習が終了したことによ
り所要額を減額し、その他は前年度と同様の計上
につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

次に、3目し尿処理費、本年度予算額2,822万2,
000円、前年度比較1,728万9,000円の減で、財源
内訳はその他特定財源1,019万3,000円、一般財源
1,802万9,000円でございます。13節委託料730万3,
000円、18万5,000円の減につきましては公的住宅
等の水洗化等に伴いましてし尿収集量の減少によ
るもので、19節負担金、補助及び交付金2,050万9,
000円の計上で前年度比較1,705万7,000円の減に
つきましては一昨年から休止、解体作業が進んで
おります砂川保健衛生組合のし尿処理施設につい
て汚泥槽の清掃処理が完了したことによる減でご
ざいます。なお、石狩川流域下水道中部地区協議
会負担金4,000円の新たな計上につきましては、
6市6町によりし尿の共同処理の協議会負担金を
計上するものでございます。そのほかは、前年度
と同様の計上につき、説明は省略をさせていただきます。

以上、住民課が所管をしております予算関係の

説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で4款衛生費の説明
が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費について
質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち
切ります。

次、2目予防費について質疑を受けます。質疑
がある方は発言願います。どうぞ。

○2番（水谷寿彦） 委託料のワクチンの接種の
関係なのですけれども、予防という意味ではぜひ
受けたらいいですよと、そういう説明はあります
けれども、逆に人によっては副作用を起こすとい
う場合があり得ると思うのです。例えば去年助成
していただいた子宮頸がんについて、ちょっと聞
いた話ですけれども、接種した時点で失神をした
という例をちょっと聞いたことがあるのです。で
すから、ある意味そういう副作用に関する情報な
んかもある程度知らせていただくということも大
切なのですが、それによって受けないなんていう
人が多くなるのもちょっと困るのですけれども、
そのあたりのことを懇切丁寧にというか、やって
いただけないでしょうか。

○福祉課長（山本丈夫） 今のご質問でございま
す。

今の例はたまたま子宮頸がんという例でござい
ますが、ご指摘のとおり確かに発熱だとか、ある
いは発疹だとか、そういったことはございます。
副作用としていろんなワクチン関係、どうしても
これは防げないものでございますけれども、そう
いったことがありまして子宮頸がんにつきま
してできるだけ産婦人科での接種ということで、本
町の場合は小林先生に来てもらって町民センタ
ーでやってきたということもあります。当然私たち
も副作用のことについては心配をしておりますの
で、接種前には、いっぱい紙を持たせて申しわけ

ないのですが、注意書きだとか、それから実際に先生のほうで問診をした際の説明、そういったことを了承して接種をしていただいているのかなというふうに考えています。ヒブだとか、それから小児肺炎球菌ワクチンの死亡例もありますので、今後これからの接種に関しましては十分に説明がなされるように努めてまいりたいと思います。

○委員長（川上三男） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3目環境衛生費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項清掃費全般について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で4款衛生費について質疑を打ち切ります。

5款労働費、6款農林水産業費に入ります。内容の説明を求めます。林企画振興課長。

○企画振興課長（林 智明） それでは、労働費につきましてご説明申し上げます。

68ページをお開き願います。5款労働費、1項労働費、1目労働諸費、本年度予算額708万円、前年度と比較いたしまして48万7,000円の増額で、財源内訳は国・道支出金390万円、残り318万円は一般財源でございます。4節共済費、本年度予算額42万5,000円、前年度対比40万2,000円の増となっており、これにつきましては、緊急雇用創出推進事業として雇用している方たちにこれまで雇用保険だけの適用であったものが本年度から3法の適用が義務づけられたことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年度と

同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

以上で労働費の説明を終わらせていただきます。

それでは、農林水産業費につきましてご説明申し上げます。70ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項林業費、1目林業振興費、本年度予算額468万2,000円、前年度と比較いたしまして157万1,000円の増で、財源内訳は国・道支出金424万7,000円、その他財源24万7,000円、残り18万8,000円は一般財源でございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、本年度予算額45万7,000円で前年度対比152万1,000円の増となっており、これは美しい森林づくり基盤整備交付金におきまして森林所有者が行う造林や干ばつ等の森林施業面積が16.58ヘクタールから33.24ヘクタールにほぼ倍増したことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

以上で農林水産業費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で5款労働費、6款農林水産業費の説明が終わりました。

一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で5款労働費、6款農林水産業費について質疑を打ち切ります。

7款商工費に入ります。内容の説明を求めます。林企画振興課長、高木住民課長。はい、どうぞ。

○企画振興課長（林 智明） 商工費につきましてご説明申し上げます。

72ページをお開き願います。7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、本年度予算額2,033万6,000円、前年度と比較いたしまして92万5,000円の

減額で、財源内訳につきましては国・道支出金19万円、その他財源1,179万6,000円、残り835万円は一般財源でございます。本目につきましては所管が企画振興課と住民課に分かれておりますので、企画振興課所管事項につきましてご説明申し上げます。73ページをお開き願います。21節貸付金につきましては、本年度予算額1,010万4,000円で、前年度対比121万2,000円の減額となっておりますが、これは中小企業及び商店街近代化融資の融資総額が減り、原資預託金が減額になったことによるものでございます。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

次に、企業開発費でございます。2目企業開発費、本年度予算額1,951万5,000円、前年度対比248万円の減額で、財源内訳につきましては国・道支出金492万円、起債1,400万円、残り59万5,000円は一般財源でございます。起債の1,400万円につきましては、負担金、補助及び交付金の振興公社助成金に充当するものでございます。13節委託料につきましては、ジャパンアグリテック社への加工品開発委託料が道の基金残高の減少によりまして248万円減額になったところであります。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、3目観光費、本年度予算額1,568万1,000円、前年度と比較いたしまして33万円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金で513万円、残り1,055万1,000円は一般財源でございます。資料ナンバー13をご参照願いたいと思います。昨年スキー場ゲレンデに吹きつけをいたしましたルピナス周辺に町民の皆さんのご協力をいただきましてシカに食されないスズラン等を植栽し、景観の向上を図るため、16節原材料費に花等の購入費として30万円予算計上したところであります。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明を省略させていただきます。

以上で商工費のうち企画振興課所管事項の説明

を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 高木住民課長。

○住民課長（高木則和） 商工費のうち住民課所管について説明いたします。

予算書は72ページでございます。1目商工振興費のうち消費者行政活性化事業につきましては、算定基準というのは3種類ございまして、消費者教育と啓発に重点を置き、講習会や研修会参加などの経費として8節報償費、9節旅費、11節需用費に総額19万円を計上するものでございます。資料ナンバー12をご参照願います。資料ナンバー12でございます。本年度消費者協会が40周年を迎えることから、9月3日土曜日に町民センターにおきまして記念式典、祝賀会を開催することとしまして19節負担金、補助及び交付金に記念誌発行の一部助成といたしまして20万円を計上するものでございます。予算書にお戻り願いたいと思いますけれども、なお3月補正で、先ほどもご説明いたしましたけれども、国の新たな住民生活に光をそそぐ交付金事業といたしまして消費者行政の推進を図るため消費生活センターに広報車を購入、先ほどもご説明いたしましたとおり、交通安全指導車としても活用することとしておりますけれども、11節需用費、燃料費、修繕費、12節役務費におきまして保険料を計上するものでございます。そのほかは、前年度と同様の計上につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

以上、住民課が所管をしております予算関係の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で7款商工費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1目商工振興費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2目企業開発費、3目観光費について質疑

を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で7款商工費について質疑を打ち切ります。

8款土木費に入ります。内容の説明を求めます。清野技師長。

○企画振興課技師長（清野勝吉） それでは、8款土木費について内容の説明を申し上げます。

76ページをお開き願います。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額7,519万9,000円、前年度対比で178万円の減となっております。減額の主なものは、28節繰出金で6,624万9,000円の計上で前年比158万1,000円の減となっておりますものでありますが、各特別会計にて説明させていただきます。その他の経費につきましては、昨年とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、2項道路橋りょう費、1目道路維持費について申し上げます。本年度予算額3,884万3,000円、前年度対比115万7,000円の増となっております。財源内訳は、国・道支出金105万円、一般財源3,779万3,000円で、本目は除排雪経費と道路維持工事費を計上するものであります。本年度の除排雪経費は、賃金、燃料費、委託料、使用料及び賃借料を合わせて2,094万4,000円の計上で、前年比12万8,000円の増は燃料費の高騰によるものであり、現行体制を維持しながら効率的かつ効果的な除排雪体制を構築してまいりたいと考えております。11節需用費、修繕料450万円の計上で前年比50万円の減は、隔年で実施しております車検整備6台と一般整備の分の減によるものでございます。13節委託料1,224万円の計上で前年比150万円の増は、平成24年度長寿命化計画策定に係る橋梁点検業務を委託するものであります。その他の経費につきましては、昨年とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

78ページをお開き願います。次に、3項住宅費について申し上げます。1目住宅管理費、本年度予算額4,758万9,000円、前年度比208万6,000円の増となっております。財源内訳は、起債400万円、その他特定財源3,997万7,000円、一般財源361万2,000円であります。本目は、町営住宅の維持管理経費を計上するものであります。11節需用費1,789万円の計上で前年比200万円の増は、昨年度きめ細かな交付金により計上しました下鶉改良住宅屋根ふきかえ工事を本年度計上するものであります。14節使用料及び賃借料91万8,000円の計上で前年比44万1,000円の減は、公営住宅管理システムのリース期間が本年7月31日で完了するものであります。19節負担金、補助及び交付金490万円の計上で前年比52万5,000円の増は、下水道受益者分担金で平成22年度に供用開始になりました鶉地区が納入開始となるものでございます。その他の経費につきましては、昨年とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、公営住宅建設費、本年度予算額3億8,366万5,000円の計上で、3億6,375万2,000円の増となっております。財源内訳は、国・道支出金1億3,551万円、起債1億8,160万円、一般財源6,655万5,000円でございます。本目は、職員2名の人件費と町営住宅建設、水洗化事業などに係る経費を計上するものでございます。人件費は1,394万5,000円の計上で、326万9,000円の減は職員の組みかえによるものであります。15節工事請負費3億6,890万円の計上で、前年度は骨格予算により未計上のため、同額の増となっております。中央団地公営住宅建設工事につきましては、商店街の活性化と移住、定住対策の一環としてユニバーサルデザインを取り入れた公営住宅を建設してまいります。資料ナンバー14をご参照願います。中央地区、活性化センターの西側空き地に鉄筋コンクリート造2階建て、1階、3LDK8戸、2階、3LDK8戸の合計1棟16戸の3LDKの建設となります。住棟両側に駐車場を整備し、北側には

コンビネーション遊具を配備した児童遊園を整備いたします。続いて、資料ナンバー15をご参照願います。住棟平面であります。図面下、1階平面では中央の玄関より入りまして北側に廊下を配し、両側に3LDK4戸を配し、廊下に面して各戸の物置が設置され、両側に自転車置き場と灯油タンクを配置してございます。図面上、2階平面図では中央には入居者のコミュニケーションの場として談話室を設置し、1階と同様の平面としております。延べ面積は1,806.4平方メートルとなっております。次に、資料ナンバー16をご参照願います。住戸の平面詳細図であります。北海道住生活基本計画に基づくユニバーサルデザインを取り入れた3LDKで、床面積は77.68平米となっております。ユニバーサルデザインの取り組みにつきましては、図面右に記載しております8点の取り組みを行っております。そこにユニバーサルデザインの取り組みとして、子供からお年寄りまで安心して暮らせる住まいの実現を目指しますということで、あらゆる世代、高齢者の方、身障者の方に対応できる住まいということでございます。1点目の取り組みとしては、住戸内の段差をなくすことによって安全性を確保しております。これは、バリアフリー化を全室実施しているということです。2点目としては、主要出入口の寸法を850ミリ、85センチとして車いすの移動に支障のないようにしてございます。3点目としては、図面左側になりますが、トイレの前方の寸法を1メートル、側方を60センチとすることにより介護空間を設けて、建具を取り外すことによって車いすでも対応できるということになってございます。4点目の取り組みとして、同じく図面左側になりますが、浴室の出入口は段差をなくし、通常は片開きとなりますが、引き戸にして使い勝手を配慮しているということでございます。5点目の取り組みとしては、図面下両側の洋室1、2は建具を引き込み戸にすることによってLDK、居間と一体的に使えるように配慮してございま

す。次に、6点目として、図面下左側になりますが、洋室1と物入れの建具をウッドパネルにすることによって、洋室1は物入れを一体的に部屋としても使えるように配慮しているということでございます。それから、7点目の取り組みとして、図面下右側とその上の洋室2、3の収納家具を可動式にすることにより入居者自身で移動可能となり、自由にレイアウトができるということで、使い勝手や自由度を高めているということでございます。8点目の取り組みとしては、図面上になりますが、住戸玄関前を広くすることによって出入口の安全を確保しております。これは、車いす対応等でございます。以上のようなことになっておりまして、国の新年度予算において交付金が不透明なところもございませけれども、今年度の5月上旬には工事に着手し、12月上旬に完成予定ということで、年内入居を目指しております。公営住宅1棟16戸の建設で3億5,000万円の計上となります。次に、既設改良住宅改善（水洗化）工事についてであります。資料ナンバー17をお開き願います。鶉若葉団地の継続事業で、ピンクの表示が本年度水洗化を実施する6棟31戸となります。これによりこの団地の水洗化が完了するものであり、6棟31戸の水洗化で1,890万円の計上となります。予算書に戻りまして、その他の経費は前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

以上で8款土木費関係の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で8款土木費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項土木管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。はい、どうぞ。

○6番（大内兆春） 街路灯についてお聞きしたいのですが、昨年1回議会のほうで勉強会開いたのですが、資料を少しもらって勉強会開いたのですが、朝駒だとか、各町によって自治会で

管理している負担というのか、全然違うし、何かみんなで話し合ってもさっぱりわからないのだ。その辺で街路灯のことを教えていただけますか。

○委員長（川上三男） はい、どうぞ。

○企画振興課長（林 智明） 今大内委員のほうからのご質問なのですが、ことしでしたか、勉強会やるということで私どものほうから資料を出させていただきました。私どものほうでも各町によってあれだけ会費に差があるとはちょっと思わなかったものですから、それとまた各自治会において街路灯会計が大変厳しいという状況がありますので、私たちがこれからすべての会費だとか、また年間どれだけの修繕料がかかっているのか、それらを調査いたしまして、自治会の方たちとまた改めてご協議をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（川上三男） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項道路橋りょう費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。はい、どうぞ。

○4番（数馬 尚） 前に説明を受けているかもしれませんけれども、橋の長寿命化計画というのがありますよね。これ私ちょっと記憶にないのですけれども、具体的にはどんなことをやられる計画なのか、簡単にわかるように。

○委員長（川上三男） はい、どうぞ。

○企画振興課技師長（清野勝吉） 当町にあります橋梁の点検をして長期維持管理を目指すということで、今年度においては橋の問題点、老朽化している部分、それから修繕しなくてはいけない部分というのを橋の強度をある程度測定しまして、次年度において長期維持に向けての方策を検討していくということでございます。

○委員長（川上三男） はい、どうぞ。

○4番（数馬 尚） これは、補助事業なのです

か。

○企画振興課技師長（清野勝吉） これは国費対象事業でございます。

〔発言する者あり〕

○企画振興課技師長（清野勝吉） 国費対応になります。

○委員長（川上三男） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次に、3項住宅費、1目住宅管理費、2目公営住宅建設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で8款土木費について質疑を打ち切ります。

ここで昼食休憩に入ります。

休憩 午前11時50分

再開 午後 零時58分

○委員長（川上三男） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

9款消防費に入ります。内容の説明を求めます。川下消防長。

○消防長（川下 清） それでは、9款消防費につきましてご説明いたします。

82ページでございます。1項消防費、1目常備消防費、本年度予算額1億2,446万5,000円、前年度と比較いたしまして365万8,000円の減で、財源内訳はすべて一般財源でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費等の人件費におきましては、本年度職員15名での計上によりまして減となっております。2節給料におきましては232万7,000円の減、3節職員手当等206万5,000円の減、4節共済費90万3,000円がそれぞれ減となっております。また、7節賃金におきましては、嘱託事務員1名の賃金168万円が増となっております。

す。9節旅費におきましては、研修旅費で平成20年度より計上しておりました救急救命士の薬剤投与研修事業が終了したことによりまして18万2,000円が減となっております。18節備品購入費でございますが、救急用の軽量ポンベ2本を使用期限15年経過によりまして更新するものでございます。その他の節につきましては、おおむね前年同様経常的な経費でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、84ページでございます。2目非常備費、本年度予算額687万7,000円、前年度と比較いたしまして195万9,000円の減、財源内訳はすべて一般財源でございます。減額の主な要因といたしましては、昨年北海道消防操法訓練大会出場に伴います関係予算を計上したところでございますが、事業終了によりまして各節におきまして減額となっております。9節旅費におきましては操法大会終了によりまして86万1,000円の減、11節需用費におきましても消耗品費と食糧費合わせて35万2,000円の減となっており、また18節備品購入費におきましても64万8,000円が減となったものでございます。その他節につきましては、おおむね前年同様でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、3目消防施設費、本年度予算額82万2,000円、前年度と比較いたしまして12万6,000円の減でございます。財源内訳はすべて一般財源でございます。11節需用費、修繕料につきましては、本年度庁舎ボイラーの洗缶がないことによりまして減となったものでございます。

以上、9款消防費につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で9款消防費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項消防費、1日常備消防費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2目非常備費、3目消防施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で9款消防費について質疑を打ち切ります。

10款教育費に入ります。内容の説明を求めます。永井教育次長。

○教育次長（永井孝一） それでは、教育費関係についてご説明申し上げます。

88ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額88万8,000円、財源内訳は全額一般財源でございます。内容につきましてはすべて前年同様でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、2目事務局費、本年度予算額556万3,000円、前年度と比較いたしまして106万6,000円の増額となっております。財源内訳は、国・道支出金が42万9,000円、起債が40万円、その他特定財源が10万円、一般財源が463万4,000円でございます。主な項目につきましてご説明いたします。8節報償費でございますが、本年度予算額105万7,000円、前年度比較49万2,000円の増となっております。配付しております資料ナンバー18をごらんいただきたいと存じます。昨年6月の補正予算にて計上し、7月から実施しております放課後子ども教室ですが、本年度も継続して実施を行うもので、子供たちの放課後や週末等に小学校や中央ふれあいセンターを活用して安全、安心な活動拠点を設け、地域の方々の参加を得て勉強やスポーツを実施することにより、健やかにはぐくまれる環境づくりを事業の目的としております。道補助金3分の2を受けて通年で開催するものであります。学習は小学校1年生から6年生を対象に金曜日の午後3時から、土曜日は午前10時から、スポーツは小学

校4年生から6年生を対象に木曜日の午後3時からとしており、夏休み及び冬休みにも実施するもので、昨年は野球を実施していましたが、冬場の実施が難しいことや団体競技のため参加しづらいことなど、新スポーツのスナッグゴルフを行うものとしております。報償費にはアドバイザーの謝金、需用費には用具購入などの消耗品、役務費にスポーツ保険を計上しております。予算書へお戻りください。89ページへまいります。15節工事請負費でございますが、本年度予算額25万円の旧第二中学校校名碑設置工事は、開校後40年が経過し、卒業生からの要望もあることから、学校跡地に設置してまいります。

続きまして、90ページをお開きください。2項小学校費、1目学校管理費へまいります。本年度予算額2,033万1,000円、前年度と比較いたしまして14万4,000円の増額となっております。財源内訳は全額一般財源でございます。主な項目につきましてご説明いたします。11節需用費でございますが、本年度予算額855万円、前年度対比30万円の増となっておりますが、これは燃料費の高騰によるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2目教育振興費へまいります。91ページをごらんください。2目教育振興費、本年度予算額584万6,000円、前年度と比較いたしまして28万6,000円の増額となっております。財源内訳は、国・道支出金が8万5,000円、一般財源が576万1,000円でございます。主な項目につきましてご説明いたします。92ページをごらんいただきたいと存じます。20節扶助費でございますが、本年度予算額351万4,000円、前年度対比35万2,000円の増となっておりますが、これは準要保護の対象児童数の増によるものでございます。

続きまして、3項中学校費へまいります。3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額2,301万2,000円、前年度と比較いたしまして156万円の

減額となっております。財源内訳は全額一般財源でございます。主な項目につきましてご説明いたします。11節需用費でございますが、本年度予算額909万5,000円、前年度対比130万円の減となっておりますが、耐震化及び大規模改修工事の終了に伴いまして校舎修繕料180万円を減額したことで浄化槽であったものから下水道につなげたことにより水道料金50万円を増額したことによる相殺でございます。93ページの中段をごらんいただきたいと存じます。13節委託料でございます。本年度予算額141万1,000円、前年度対比23万円の減となっておりますが、これは改修工事によりまして水道について貯水槽方式を廃止し、浄化槽の廃止によります管理委託の減額及び電気保安業務の容量増によります増額との相殺でございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、ご説明は省略させていただきます。

94ページをお開きください。2目教育振興費へまいります。2目教育振興費、本年度予算額696万2,000円、前年度と比較いたしまして71万1,000円の減額となっております。財源内訳は、国・道支出金が19万1,000円、一般財源が677万1,000円でございます。主な項目についてご説明いたします。20節扶助費でございますが、本年度予算額348万円、前年度対比65万4,000円の減となっておりますが、これは準要保護の対象生徒数の減によるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、4項社会教育費へまいります。1目社会教育総務費、本年度予算額191万1,000円、前年度と比較いたしまして56万7,000円の減額となっております。財源内訳は、国・道支出金が56万2,000円、一般財源が134万9,000円でございます。主な項目につきましてご説明いたします。8節報償費でございますが、本年度予算額69万3,000円、前年度対比34万2,000円の減となっております

すが、成人式用記念品について対象者の増によるものと学校支援地域本部事業用コーディネーター謝金の減額の相殺によるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、95ページの2目公民館費にまいります。本年度予算額452万7,000円、前年度と比較いたしまして1万1,000円の増額となっております。財源内訳は、その他特定財源が1万円、一般財源が451万7,000円でございます。主な項目につきましてご説明いたします。7節賃金において最低賃金確保によります臨時職員の単価増によるもので、その他の項目につきましてはおおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、96ページの3目青少年対策費へまいります。本年度予算額110万6,000円、前年度比較2万円の減額となっております。財源内訳は全額一般財源でございます。本予算は、子ども会並びに子供に関する行事関係を計上する予算となっており、8節報償費において各種行事での参加賞品単価等の減によるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、4目社会教育施設費でございます。本年度予算額85万円、前年度と比較いたしまして2万円の増額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。本予算は趣芸館に関する予算を計上するもので、13節委託料でございますが、趣芸館の清掃委託が隔年実施で、本年度対象年度のため増となっております。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、5項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度予算額317万2,000円、前年度と比較いたしまして3万7,000円の減額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。主

な項目につきましてご説明いたします。98ページをごらん願います。12節役務費でございますが、本年度予算額58万4,000円、前年度と比較いたしまして2万1,000円の減額となっておりますが、健康診断手数料及び傷害保険料の対象児童生徒数の減によるものであります。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2目体育施設費、本年度予算額72万8,000円、前年度と比較いたしまして71万1,000円の増額となっております。財源内訳は、その他特定財源が110万円、一般財源が618万4,000円でございます。主な項目につきましてご説明いたします。11節需用費でございますが、本年度予算額109万9,000円、前年度対比32万円の増となっておりますが、主に体育センターの一般修繕のほか水銀灯修理に修繕料として30万円を計上したところでございます。13節委託料でございますが、本年度予算額381万8,000円、前年度対比31万円の増となっておりますが、鶉プールの上屋取り付け、撤去において改修工事後1年間無料であったものが有料となったことによる増でございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で10款教育費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で10款教育費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項教育総務費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項小学校費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3項中学校費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、4項社会教育費、1目社会教育総務費、2目公民館費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3目青少年対策費、4目社会教育施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、5項保健体育費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で10款教育費について質疑を打ち切ります。

11款災害復旧費、12款公債費、13款職員費、14款予備費に入ります。内容の説明を清野技師長、西村総務課長に順次説明を求めてまいります。清野技師長。

○企画振興課技師長（清野勝吉） それでは、11款災害復旧費についてご説明いたします。

102ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目治山施設災害復旧費、本年度予算額1万3,000円で、財源は全額一般財源でございます。この賃金は災害が発生した場合の賃金で、科目存置分を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（川上三男） 西村総務課長。

○総務課長（西村英世） 104ページをお開き願います。12款公債費、1項公債費、1目元金でございます。本年度予算額4億340万3,000円、前年度比較で2,726万2,000円の減となっております。財源内訳は、その他特定財源が1億5,771万3,000円、一般財源が2億4,569万円となっております。23節償還金、利子及び割引料におきまして、平成元年度から平成20年度借り入れの長期債90件の償還元金で平成2年度借り入れの公住債など21件の償還が終了したことによる減となっております。

2目利子、本年度予算額5,988万9,000円、前年度比較で459万円の減となっております。財源内訳は、その他特定財源で2,198万4,000円、一般財源が3,790万5,000円となっております。23節償還金、利子及び割引料におきまして長期債償還利子5,788万9,000円で、平成元年度から平成22年度借り入れの97件の長期債利子並びに一時借入金利子200万円の計上となっております。元金同様償還終了による減となっております。

3目公債諸費、本年度予算額8,000円、前年度比較9,000円の減、財源内訳はすべて一般財源となっております。元金支払手数料の計上でございます。

次に、106ページをお開き願います。職員費でございます。13款職員費、1項職員費、1目職員給与費、本年度予算額4億2,296万5,000円で、前年度比較1,020万7,000円の増、財源内訳はその他特定財源671万9,000円、一般財源4億1,624万6,000円となっております。本目は、職員97名から広域連合への派遣、各特別会計、一般会計のうち福祉医療センター、公営住宅建設費、消防費に計上の43人分を除きました51人に特別職3人分を含めまして54人分の人件費を計上するものでございます。2節給料でございますが、2億479万8,000円でございます。特別職につきましては、前年に引

き続き町長が30%、副町長、教育長25%の削減を継続しております。また、一般職につきましても7%の削減を継続してございます。3節職員手当等でございますが、9,543万1,000円、前年度比較で81万1,000円の減となっております。昨年の人事院勧告によります期末、勤勉手当の引き下げによります減額と子ども手当等増加の相殺によるものでございます。4節共済費7,194万9,000円、前年度比較で127万8,000円の増となっております。共済組合の負担率引き上げによる増でございます。19節負担金、補助及び交付金5,078万7,000円、前年度比較で262万3,000円の増となっております。退職手当組合の負担率引き上げによる増でございます。

次に、108ページをお開き願います。予備費でございます。14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額300万円で、前年度同額、財源内訳は全額一般財源となっております。内容説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で11款災害復旧費、12款公債費、13款職員費、14款予備費の説明が終わりました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳出についての審査を終了いたします。

それでは、歳入に入ります。歳入全般についての内容の説明を求めます。西村総務課長。

○総務課長（西村英世） それでは、歳入につきまして一括説明をさせていただきます。前年度と比較いたしまして増減の大きいものにつきましての説明とさせていただきます。前年度同額や異動の小さいものにつきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

16ページをお開きください。初めに、町税、町民税でございます。1目個人、本年度予算額6,37

6万4,000円、前年度比較で270万円の減額となっております。転出等による均等割対象者並びに所得割の減少によるものでございます。

2目法人、本年度予算額1,086万4,000円、前年度比較で183万8,000円の増額となっております。誘致企業の法人税割の増が主な要因となっております。

固定資産税でございます。1目固定資産税、本年度予算額5,307万1,000円、前年度比較で103万1,000円の減額は、主に家屋につきまして新造改築が減ったことによるものでございます。

軽自動車税、1目軽自動車税564万5,000円、前年度比較15万8,000円の減額で、貨物用の車両台数の減が主なものとなっております。

町たばこ税、1目町たばこ税、本年度予算額1,946万7,000円、前年度比較で31万9,000円の減額でございますが、たばこ税の値上げがあったものの、喫煙本数の減少により減額となるものでございます。

鉱産税につきましては、露頭炭の出炭が前年度で終了となったため、廃目となっております。

次に、入湯税から18ページの地方特例交付金までは前年度同額となっております。

18ページの地方交付税に入らせていただきます。1目地方交付税、本年度予算額13億4,000万円、前年度同額の計上ではありますが、地方財政計画に基づく増額と国調人口減及び公債費の償還終了による減額などを勘案し、普通交付税、特別交付税とも前年度同額を見込むものでございます。次に、19ページでございます。分担金及び負担金、1目民生費負担金、本年度予算額1,152万8,000円、前年度比較で17万4,000円の減でございますが、2節の児童福祉費負担金で保育園の園児数減によるものでございます。使用料及び手数料、使用料でございますが、4目土木使用料、本年度予算額1億7,181万9,000円、前年度比較で281万3,000円の減額となっております。2節住宅使用料の公営、改良、単身者住宅使用料の空戸分によるもの

でございます。

5目教育使用料、本年度予算額111万円、前年度比較10万円の減額は、体育センター使用料の中学生以下無料化によるものでございます。

20ページをお開きください。国庫支出金、国庫負担金でございます。1目民生費負担金、本年度予算額1億1,709万5,000円、前年度比較で1,270万5,000円の増額となります。1節社会福祉費負担金で障害者自立支援法に基づきます該当者の増加によるものと3節児童福祉費負担金で3歳未満の子ども手当の増額に伴う国庫負担金の増を見込んだものでございます。

国庫補助金、1目総務費補助金、本年度予算額420万円で、町民センター、体育センター耐震診断の国庫補助金を計上するものでございます。

4目土木費補助金、本年度予算額1億3,656万円は、1節道路橋りょう費補助金におきまして橋梁長寿命化計画に係る橋梁点検の補助金、2節公営住宅建設費補助金で中央地区公営住宅建設補助金と改良住宅水洗化補助金を計上するものでございます。

21ページ、国庫委託金でございますが、2目民生費委託金、本年度予算額116万7,000円、前年度比較で31万3,000円の増額となっております。子ども手当事務のシステム改修委託金の増によるものでございます。

続きまして、道支出金に入らせていただきます。道支出金、道負担金、1目民生費負担金、本年度予算額6,117万円、前年度比較で243万8,000円の増額となっております。1節社会福祉費負担金におきまして、国庫支出金と同様、障害者自立支援費が増となったことによるものでございます。

次に、道補助金でございますが、2目民生費補助金、本年度予算額869万4,000円、前年度比較79万1,000円の増となっております。障害者自立支援対策推進費補助金の増によるものでございます。

22ページをお開きください。3目衛生費補助金、

本年度予算額378万円、前年度比較で290万9,000円の増額となっております。子宮頸がんワクチン接種費用助成補助金の増加によるものでございます。

4目労働費補助金、本年度予算額390万円、前年度比較で50万円の増となっておりますが、国の経済危機対策事業として実施をいたします緊急雇用創出推進事業費の増によるものでございます。

5目農林水産業費補助金、本年度予算額424万7,000円、前年度比較で148万9,000円の増につきましては、美しい森林づくり基盤整備事業の歳出増に伴うものでございます。

6目商工費補助金、本年度予算額1,024万円、前年度比較253万円の減につきましては、ふるさと雇用再生特別対策推進事業の歳出減によるものでございます。

7目教育費補助金、本年度予算額99万1,000円で、放課後子ども教室推進事業補助金及び学校支援地域本部事業補助金を計上するものでございます。

続きまして、道委託金、1目総務費委託金、本年度予算額766万円、前年度比較で572万8,000円の減額となっております。3節統計調査費委託金で、昨年実施の国勢調査に係る委託金の減と4節選挙費委託金におきまして昨年実施の参議院議員選挙費委託金の減によるものとなっております。

教育費委託金につきましては、学校支援地域本部事業にかかわります委託金が補助金に変更されたことから、廃目となるものでございます。

財産収入、財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度予算額1,994万5,000円、前年度比較で73万8,000円の減額となっております。土地貸し付け及び車庫用地の貸付減によります減額となっております。

次に、繰入金、基金繰入金、1目基金繰入金、本年度予算額60万円、前年度比較で10万円の増となっておりますが、旧第二中学校校名碑設置にかかわりまして、卒業生から寄附を受けまして地域

振興基金に積み立てていた額を校名碑設置の経費に充当するため取り崩しをするものでございます。

次に、諸収入でございますが、24ページ、貸付金元利収入の中小企業融資資金と商店街近代化特別融資につきましては、貸付実績によりまして歳出同額を計上しております。

次に、雑入に入らせていただきます。雑入、5目雑入、本年度予算額2億2,553万6,000円、前年度比較で424万3,000円の増となっております。増額の主な要因でございますが、介護サービス収入のうち特別養護老人ホームにかかわります収入につきまして入所者の介護度変更等により増額となったことによるものでございます。

最後になりますが、25ページの町債でございます。1目総務債、本年度予算額1億7,400万円、前年度比較3,600万円の増額は、町民センター、体育センター耐震診断の防災対策事業債と過疎対策事業債の計上で増額となったものでございます。

2目土木債の1億8,160万円につきましては、中央地区公営住宅建設と改良住宅水洗化にかかわります公営住宅債を計上するものでございます。

以上を申し上げ、歳入の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で歳入の説明が終わりました。

歳入全般について質疑を受けます。ページ数と項目を述べてから発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳入についての審査を終了いたします。

ここで歳出歳入全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより議案第18号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 平成23年度上砂川町一般会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎散会の宣告

○委員長（川上三男） 以上で一般会計予算の審査が終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日17日は午前10時から委員会を再開しますので、出席方よろしくお願いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 1時30分）

予 算 特 別 委 員 会

(第 2 号)

平成23年第1回定例会予算特別委員会会議録（第2号）

3月17日（木曜日）午前10時00分 開議
午前10時39分 閉会

○議事日程 第2号

議案第19号 平成23年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

議案第20号 平成23年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算

議案第21号 平成23年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算

議案第22号 平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計予算

議案第23号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算

議案第24号 平成23年度上砂川町土地取得事業特別会計予算

議案第25号 平成23年度上砂川町下水道事業特別会計予算

議案第26号 平成23年度上砂川町水道事業会計予算

◎開議の宣告

○委員長（川上三男） おはようございます。ただいまの出席委員は、柳川委員から欠席届があり、また高橋委員からは所用によるおくれる旨の届け出がありましたので、現在6名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎議案第19号

○委員長（川上三男） 議案第19号 平成23年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。高木住民課長。

○住民課長（高木則和） それでは、平成23年度国民健康保険特別会計予算について説明をいたします。

歳出からまいります。128ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1億7,062万6,000円、前年度比較2,774万4,000円の増で、財源内訳はその他特定財源8,767万9,000円、一般財源8,294万7,000円でございます。12節役務費31万2,000円の増は本年度被保険者証の切りかえ用郵便料を計上するもので、18節負担金、補助及び交付金1億7,024万6,000円の計上で前年度比較2,743万2,000円の増でございます。空知中部広域連合に支払う分賦金につきましては、医療給付事業費の負担金等の増によるものでありますが、前年度医療費実績に伴い、保険給付費等は8,644万9,000円の減額となりましたが、これに対する65歳から74歳までの医療費に係ります支払基金、国保連などの保険者が負担すべき交付金で1億1,023万7,000円、国庫補助金で378万4,000円が減額になったことから、分賦金として2,743万2,000円を増額するものでございます。

次に、2項徴税費、1目賦課徴収費、本年度予算額95万1,000円、前年度同額で、すべてその他特定財源でございます。前年度と同額につき、説明を省略させていただきます。

次、2款諸支出金、3款予備費、いずれも前年度同額でございますので、説明を省略させていただきます。

歳入にまいります。戻りまして126ページでございます。歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額7,577万7,000円、前年度比較67万7,

000円の減でございます。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額730万8,000円、前年度比較41万6,000円の減でございます。後期高齢者医療への移行と転出等による被保険者数と所得の減少を要因に、保険税合計で前年度比較109万3,000円減を計上するものでございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料につきましては、前年度と同額の計上でございます。

4款諸収入につきましても前年度同額でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、3款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度予算額4,050万円、前年度比較4,050万円の増でございますけれども、本年度は連合に支払うべき分賦金等がふえたことなどによりまして国民健康保険基金現行8,500万円から4,050万円を繰り入れするものでございます。

1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額4,813万円で、前年度比較1,166万3,000円の減でございます。一般会計繰入金につきましては、保険税の低所得軽減等に伴う減収分を補てんする保険基盤安定分2,520万5,000円、低所得者や高齢者が多いことでの財政安定化支援分1,262万1,000円、広域連合職員給与費等728万8,000円を初めとしたルール分で4,808万5,000円、保険税の減少等による歳入不足分4万5,000円の合計で4,813万円、前年度比較1,166万3,000円の減、繰入金全体では2,883万7,000円の増の8,863万円を繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち

切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第19号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成23年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第20号

○委員長（川上三男） 議案第20号 平成23年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。高木住民課長。

○住民課長（高木則和） それでは、平成23年度後期高齢者医療特別会計予算について説明をいたします。

歳出からまいります。136ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額36万3,000円、前年度比較31万7,000円の増で、財源内訳はその他特定財源でございます。12節役務費、郵便料31万円を計上するものでございますけれども、本年度被保険者証の更新等によりまして増額するものでございます。

2項徴収費、2目徴収費、本年度予算額88万4,000円、前年度比較1,000円の減で、財源内訳はすべて特定財源でございます。前年度とほぼ同額で

ございますので、説明を省略させていただきます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額7,314万8,000円、前年度比較533万3,000円の減で、財源内訳はその他特定財源1,766万9,000円、一般財源5,547万9,000円でございます。19節負担金、補助及び交付金でございます。北海道後期高齢者医療広域連合への負担金で、保険料の徴収分をそのまま納付する保険料等負担分につきましては、前年度の保険料率の改定に伴い、保険料の増加抑制政策が行われたことによりまして保険料収入が減少となるため523万9,000円の減の7,086万5,000円、事務費負担金につきましては9万4,000円減の228万3,000円を計上するものでございます。

次に、137ページ、3 款諸支出金と4 款予備費につきましては前年度と同額でございますので、説明を省略させていただきます。

134ページへお戻り願いたいと思います。2、歳入、1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、本年度予算額3,883万2,000円、前年度比較364万8,000円の減でございます。

2 目普通徴収保険料1,674万2,000円の計上で、前年度比較156万3,000円の減でございます。保険税全体では前年度比較521万1,000円の減でありますけれども、前年度保険料率の改定によりまして保険料の増加抑止策が行われたことによりまして、保険料が減少するものでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料、本年度予算額1,000円の計上で、前年度と同額でございます。

4 款諸収入、前年度と同額でございますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金、本年度予算額362万5,000円、前年度比較22万2,000円の増につきましては北海道広域連合への町負担分と事務経費の増加によるもの

で、2 目保険基盤安定繰入金の減との相殺によりまして繰入金全体では19万4,000円増の1,891万6,000円を繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第20号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 平成23年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第21号

○委員長（川上三男） 議案第21号 平成23年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。清野技師長。

○企画振興課技師長（清野勝吉） それでは、平成23年度土地開発造成事業特別会計予算について

内容の説明を申し上げます。

初めに、歳出から申し上げます。142ページをお開き願います。宅地造成費、宅地造成費、1目宅地造成費、本年度予算額14万7,000円、前年度対比310万円の減となるものであり、財源内訳は全額一般財源であります。本年度、造成工事がな
いことによるものであります。

公債費、公債費、1目元金、本年度予算額521万円、前年度同額であります。財源内訳は、その他特定財源56万5,000円、一般財源464万5,000円
であります。

2目利子、本年度予算額9万2,000円、前年度対比9万1,000円の減となっております。財源内
訳は一般財源でございます。中町分譲地償還完了
年による利息の減によるものであります。

次に、歳入について説明いたします。財産収入、
財産売払収入、1目宅地売払収入、本年度予算額
488万4,000円、前年度対比364万6,000円の減で計
上いたしました。昨年度造成の鶴本町2期分譲団
地2区画と未売却地5区画のうち1区画の宅地売
払収入を見込み、予算計上するものであります。

繰入金、他会計繰入金、1目一般会計繰入金、
本年度予算額56万5,000円、前年度対比45万5,000
円の増となっております。不足となります56万5,
000円を一般会計からの繰り入れにより、収支の
均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わ
ります。

これより質疑に入ります。

歳出歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち
切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち

切ります。

これより採決いたします。議案第21号について
原案のとおり可決することにご異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 平成23年度上砂川町土地
開発造成事業特別会計（事業勘定）予算は、原案
のとおり可決いたしました。

◎議案第22号

○委員長（川上三男） 議案第22号 平成23年度
上砂川町立診療所事業特別会計予算についてを議
題といたします。

内容の説明を求めます。高橋福祉医療センター
参事。

○福祉医療センター参事（高橋 良） それでは、
町立診療所事業特別会計についてご説明いたしま
す。

149ページをお開きください。3、歳出、1款
総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年
度予算額6,344万円、前年度比較239万円の増とな
り、財源内訳はその他財源3,269万9,000円、一般
財源3,074万1,000円となっております。増額の主
な要因につきましては、職員給与の見直し等によ
り人件費で136万4,000円、150ページをごらんく
ださい。11節需用費の燃料費で単価引き上げによ
り14万円、修繕料で非常用照明設備等の取りかえ
で80万円が増となったものでございます。他の予
算につきましては、昨年度とほぼ同額ですので、
説明は省略させていただきます。

次に、151ページをごらんください。2款医業
費、1項医業費、1目医業費、本年度予算額4,51
1万円、前年度比較364万円の減となり、財源内訳
はすべて一般財源となっております。11節需用費
の薬品費につきましては患者の減少等により350
万円の減と13節委託料の検査業務で14万円の減と
なっております。

3 款諸支出金につきましては、前年度同額につき、説明は省略させていただきます。

4 款公債費、1 項公債費、1 目元金で9万8,000円の減、2 目利子で1万1,000円の減につきましては、1 件償還が終了したことによるものでございます。財源内訳は、すべてその他財源となっております。

5 款予備費につきましては、前年同額につき説明は省略させていただきます。

次に、歳入にまいります。148ページをお開きください。2、歳入、1 款医療収入、1 項診療収入、1 目患者負担収入、今年度予算額980万1,000円、前年度比較42万4,000円の減、2 目保険者負担収入、本年度予算額6,020万円、前年度比較157万6,000円の減は、患者の減少等によるものでございます。

2 款分担金及び負担金につきましては、前年同額につき、説明は省略させていただきます。

3 款諸収入につきましては、本年度は対象者を拡大して実施する予定になっております子宮頸がんワクチン接種料等を見込み、前年度比較100万円増の600万円を予算計上するものでございます。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額1,372万9,000円、前年度比較35万9,000円の減となり、歳入不足分を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第22号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第23号

○委員長（川上三男） 議案第23号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。高橋福祉医療センター参事。

○福祉医療センター参事（高橋 良） それでは、老人保健施設事業特別会計についてご説明いたします。

165ページをお開きください。3、歳出、1 款老人保健施設費、1 項総務費、1 目一般管理費、本年度予算額1億5,141万5,000円、前年度比較4,808万3,000円の減となり、財源内訳はその他財源2,000万9,000円、一般財源1億3,140万6,000円となっております。本年度は、昨年度施工いたしました大規模改修工事費の5,630万円が減となり、職員給与の見直し等により人件費で557万2,000円の増、166ページでございます。11節需用費の燃料費で単価引き上げにより50万円の増、18節備品購入費で計画的に車いす等を更新するために108万円が増となったものでございます。

168ページでございます。2 款公債費、1 項公

債費、1目元金と2目利子の前年度比較90万6,000円の増は、昨年度の大規模改修の過疎債の償還が始まったこと等によるものでございます。財源内訳は、すべて一般財源となっております。

3款予備費につきましては、前年同額につき、説明は省略させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたします。164ページをお開きください。2、歳入、1款施設サービス収入、1項介護給付費収入、1目施設介護サービス費収入、本年度予算額1億3,884万4,000円、前年度比較281万3,000円の増、2項自己負担金収入、1目自己負担金収入、本年度予算額1,368万1,000円、前年度比較41万8,000円の増は、介護度の変更等によるものでございます。

3款利用料、1項利用料、1目利用料、本年度予算額2,000万9,000円、前年度比較85万6,000円の増は、食費、居住費の利用者負担区分の変更によるものでございます。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額227万6,000円、前年度比較213万6,000円の増は、昨年度の当初予算には計上しておりませんでした介護職員処遇改善交付金を予算計上したものでございます。

5款町債につきましては、本年度起債の借り入れがないため廃目となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち

切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第23号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第24号

○委員長（川上三男） 次、議案第24号 平成23年度上砂川町土地取得事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。西村総務課長。

○総務課長（西村英世） それでは、平成23年度土地取得事業特別会計につきましてご説明をいたします。

179ページをお開きください。歳出から説明をさせていただきます。1款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額334万3,000円、前年度比較で3万3,000円の増となっております。財源内訳は、すべてその他特定財源となっております。23節償還金、利子及び割引料334万3,000円は、平成8年度に借り入れをいたしました本町地区炭鉱跡地購入の長期債償還元金でございます。

2目利子、本年度予算額38万7,000円、前年度比較で3万3,000円の減となっております。財源内訳は、すべてその他特定財源となっております。23節償還金、利子及び割引料38万7,000円は、元金同様1件分の長期債償還利子でございます。

次に、歳入でございます。1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額373万円、前年度同額となっております。一

般会計繰入金をもちまして収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第24号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成23年度上砂川町土地取得事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第25号

○委員長（川上三男） 次、議案第25号 平成23年度上砂川町下水道事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。佐藤企画振興課主幹。

○企画振興課主幹（佐藤康弘） それでは、平成23年度下水道事業特別会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

歳出からご説明申し上げますので、187ページをお開き願います。1款下水道費、1項下水道整備費、1目総務管理費、本年度予算額1,235万1,000円、前年度対比で173万4,000円の増となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。本目は、石狩川流域下水道組合等の負担金及び受

益者分担金賦課徴収事務等にかかわります一般経常経費を措置している目でございます。14節使用料及び賃借料41万1,000円の計上は受益者分担金システムを借り上げるもので、19節負担金、補助及び交付金795万2,000円の計上で22万円の増につきましては流域下水道組合の水量負担分の増によるものでございます。27節公課費388万2,000円の計上で152万4,000円の増は、前年度施行事業により納付すべき消費税が増額となることによるものでございます。

次に、2目下水道建設費、本年度予算額3,416万1,000円、前年度対比で957万8,000円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金890万円、起債1,330万円、その他特定財源1,196万1,000円となっております。本目は、下水道事業にかかわります職員の人件費と下水道建設に要する経費を計上する目でございます。人件費は718万8,000円の計上で、758万3,000円の減は人事異動によるものでございます。次に、下水道整備事業の説明を申し上げますので、町政執行方針主要施策の8ページと資料ナンバー19をあわせてごらんください。主要施策、下水道整備事業、事業費2,469万8,000円のうち工事請負費1,980万円は、本年度に新築される中央地区公営住宅と鶉若葉台地区の污水管布設233メートルの施工に係る経費を計上いたしますとともに、石狩川流域下水道事業建設負担金489万8,000円は奈井江浄化センター等の整備にかかわります経費として計上するものでございます。

では次に、予算書189ページをお開き願います。2項下水道維持費、1目維持管理費、本年度予算額434万3,000円、前年度対比68万5,000円の増となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。本目は、下水道の維持管理にかかわります経費を措置している目でございます。13節委託料226万9,000円の計上で、67万3,000円の増は下水道使用料賦課徴収業務委託料と前年度に導入しましたマンホールポンプ監視システムの維持管

理業務委託料の増によるものでございます。

2 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額9,951万7,000円、前年度対比37万9,000円の増となっております。財源内訳は、起債5,600万円、その他特定財源4,351万7,000円で、平成19年度借り入れの起債が償還に入ったことによる増で、83件分を計上するものでございます。

2 目利子、本年度予算額2,686万2,000円、前年度対比43万円の減となっております。財源内訳は、その他特定財源1,538万6,000円、一般財源1,147万6,000円で、平成8年度から平成22年度までの起債借り入れにかかわります101件分を計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、185ページをお開き願います。1 款分担金及び負担金、1 項受益者分担金、1 目受益者分担金、本年度予算額518万円、前年度対比33万3,000円の増は、公営住宅で前年度より30戸増の280戸と一般住宅で11戸減の12戸分の合計292戸分を計上するものでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、本年度予算額2,826万8,000円、前年度対比199万3,000円の増となっておりますが、公的住宅、一般住宅を合わせて前年度より75戸増の1,077戸分を計上するものでございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金、本年度予算額890万円、前年度対比30万円の減は、補助対象事業費の減によるものでございます。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額6,568万4,000円、前年度対比203万6,000円の減となっておりますが、収支不足額を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

次のページをお開き願います。6 款町債、1 項町債、1 目下水道事業債、本年度予算額6,930万円、前年度対比720万円の減となっております。

1 節特定環境保全公共下水道事業債890万円の計

上で210万円の減、2 節流域下水道事業債440万円の計上で40万円の増は、それぞれ起債対象事業費の増減によるものでございます。3 節資本費平準化債5,600万円の計上で550万円の減は、元金に対する減価償却相当額がふえたことによるものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第25号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号 平成23年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第26号

○委員長（川上三男） 次、議案第26号 平成23年度上砂川町下水道事業会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。佐藤企画振興課主幹。

○企画振興課主幹（佐藤康弘） それでは、平成23年度水道事業会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

収益的支出からご説明申し上げますので、205ページをお開き願います。収益的支出、水道事業費用、営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額1,656万9,000円、前年度対比で76万3,000円の減となっております。本目は、原水の取水、ろ過、滅菌等にかかわる施設の維持管理に要する費用を措置している目でございます。主なものについてご説明申し上げます。委託料131万5,000円の計上で78万8,000円の減は、浄水場のガラス清掃業務と各施設排泥作業が隔年実施の休止の年に当たることによるものでございます。

次のページをお開き願います。2目配水及び給水費、本年度予算額1,528万1,000円、前年度対比で433万6,000円の増となっております。本目は、配水池、配水管、量水器等給水装置の維持管理に要する費用を措置している目でございます。委託料100万円の計上で73万6,000円の増は、配水管の排泥作業が隔年実施の年に当たることによるものでございます。なお、修繕費につきましては、後ほど上水道整備事業の中でご説明申し上げます。

3目業務費、本年度予算額156万円、前年度対比で1万円の減となっておりますが、検針業務委託料の件数減によるもので、本年度は30件減の2,170件を見込み、計上しております。

4目総係費、本年度予算額2,296万円、前年度対比54万3,000円の増となっております。本目は、職員の人件費、事業活動の全般に関連する費用及び料金の調定などに要する費用を措置している目でございます。人件費等は職員と嘱託分として1,896万2,000円の計上で、37万1,000円の増は給与抑制見直しと制度改正に伴う相殺によるものでございます。印刷製本費26万8,000円の計上で19万8,000円の増は、検針票等の印刷によるものでございます。

5目減価償却費、本年度予算額5,454万6,000円、

前年度対比336万5,000円の増ですが、簡易水道等施設整備事業に伴う償却資産の増によるものでございます。

次のページ、208ページをお開き願います。営業外費用、1目支払い利息及び企業債取扱費、本年度予算額4,749万1,000円、前年度対比264万6,000円の減は償還利息の減少によるもので、本年度は昭和57年度から22年度までの借り入れにかかわります企業債25件分、4,599万1,000円を計上するものでございます。

2目雑支出、本年度予算額74万9,000円、前年度対比66万円の増は、料金の不納欠損で30件分を計上するものでございます。

3目消費税及び地方消費税、本年度予算額444万円、前年度対比33万5,000円の減は、建設改良事業費の増により控除対象消費税がふえるため、納付すべき消費税が減となるものでございます。

次に、収益的収入のご説明をいたしますので、204ページをお開き願います。収益的収入、水道事業収益、営業収益、1目給水収益、本年度予算額1億2,516万4,000円、前年度対比330万1,000円の減で計上しております。内訳は、家事用が前年度対比71万9,000円減の6,601万7,000円を計上し、このうち一般分として50件減の1,490件、福祉料金該当分として老人世帯等10件増の380件、合計1,870件を見込んでおります。業務用は、4件減の113件と使用水量の1万3,000立方メートルの減を見込み、前年度対比258万3,000円減の5,756万2,000円を計上しております。

次に、営業外収益、2目繰入金は収支不足補てんのための一般会計からの繰入金で、本年度予算額3,667万4,000円、前年度対比808万7,000円の増で計上しておりますが、検測量水器に係る修繕費や人件費などの増によるものでございます。

3目他会計負担金、本年度予算額165万6,000円、前年度対比36万4,000円の増は下水道会計からの使用料と賦課徴収事務の委託負担金で、水洗化戸数の増によるものでございます。

次に、資本的支出についてご説明をいたしますので、210ページをお開き願います。資本的支出、企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額7,117万6,000円、前年度対比462万円の増は償還元金の増によるもので、昭和57年度から20年度までの企業債17件分を計上するものでございます。次に、上水道整備事業につきましてご説明をいたしますので、資料ナンバー20をあわせてごらんください。上水道整備事業費8,410万8,000円、前年度対比7,690万8,000円の増は建設事業費の増によるものでございます。簡易水道整備事業7,330万8,000円のうち、工事請負費では前年度に引き続き上水施設の電気計装、機械整備の更新工事としてPAC注入設備等の更新整備を行いますとともに、資料ナンバー20に記載のとおり、老朽化が著しい緑が丘地区及び鶉本町南団地の配水管布設がえ200メーターの更新に係る費用として7,020万円を計上いたしますとともに、委託料は配水管の布設がえにかかわります実施設計及び測量調査費として310万8,000円を計上するものでございます。また、検満量水器取りかえとして1,080万円、前年度対比360万円の増は検満を迎える取りかえ台数の増によるものでございます。

最後に、資本的収入についてご説明申し上げますので、209ページをお開き願います。資本的収入につきましては、建設改良費の増により2項企業債、1目企業債として5,120万円、3項国庫補助金、1目国庫補助金として2,083万6,000円、4項他会計補助金、1目他会計補助金として127万2,000円など、前年度対比509.2%、7,517万4,000円増の8,993万8,000円を計上いたしました。また、企業債償還元金7,117万6,000円のうち内部留保資金にて補てんして、さらに不足する額1,663万円を1項支出金、1目一般会計支出金として補てんを受けるものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第26号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号 平成23年度上砂川町水道事業会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

この際ですので、全体を通じて何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

◎閉会の宣告

○委員長（川上三男） 以上をもちまして本予算特別委員会に付託になりました議案の審査がすべて終了いたしました。

全議案が原案のとおり可決しましたので、その旨本会議において報告いたします。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員各位のご協力に心から感謝を申し上げます。大変ご苦勞さまでした。

(閉会 午前10時39分)

出席議員

議席 番号	氏 名	1 定				予 特	
		3. 9	3.10	3.15	3.18	3.16	3.17
1	堀 内 哲 夫	○	○	○	○	○	—
2	水 谷 寿 彦	○	○	○	○	○	○
3	斎 藤 勝 男	○	○	○	○	○	○
4	数 馬 尚	○	○	○	○	○	○
5	高 橋 成 和	○	○	○	○	○	○
6	大 内 兆 春	○	○	○	○	○	○
7	川 上 三 男	○	○	○	○	○	○
8	横 溝 一 成	○	○	○	○	○	○
9	柳 川 暉 雄	×	×	×	×	×	×

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	1 定				予 特	
		3. 9	3.10	3.15	3.18	3.16	3.17
町 長	貝 田 喜 雄	○	○	○	○	○	○
副 町 長	奥 山 光 一	○	○	○	○	○	○
教 育 長	勝 又 寛	○	○	○	○	○	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○	○	○	○	—	—
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	○	○	○	○	—	—
議 会 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○	○	○	○	○
監 査 事 務 局 長							
総 務 課 長	西 村 英 世	○	○	○	○	○	○
企 画 振 興 課 長	林 智 明	○	○	○	○	○	○
企 画 振 興 課 技 師 長	清 野 勝 吉	○	○	○	○	○	○
住 民 課 長	高 木 則 和	○	○	○	○	○	○
福 祉 課 長	山 本 丈 夫	○	○	○	○	○	○
税 務 出 納 課 長	中 島 隆 行	○	○	○	○	○	○
消 防 長	川 下 清	○	○	○	○	○	○
教 育 次 長	永 井 孝 一	○	○	○	○	○	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	高 橋 良	○	○	○	○	○	○
企 画 振 興 課 主 幹	佐 藤 康 弘	—	—	—	—	—	○
財 務 係 長	浅 利 基 行	—	—	—	—	○	○
老 健 施 設 管 理 指 導 係 長	長 谷 川 信 義	—	—	—	—	—	○
水 道 係 長	西 井 洋 一	—	—	—	—	—	○
医 療 保 険 係 長	飯 山 重 信	—	—	—	—	—	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	1 定				予 特	
		3. 9	3.10	3.15	3.18	3.16	3.17
議 会 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○	○	○	○	○
書 記	三 上 美 知 子	○	○	○	○	○	○